

319.1
M339k



0010026-000

319.1-M339k


近世日本外交史研究

松本忠雄・著

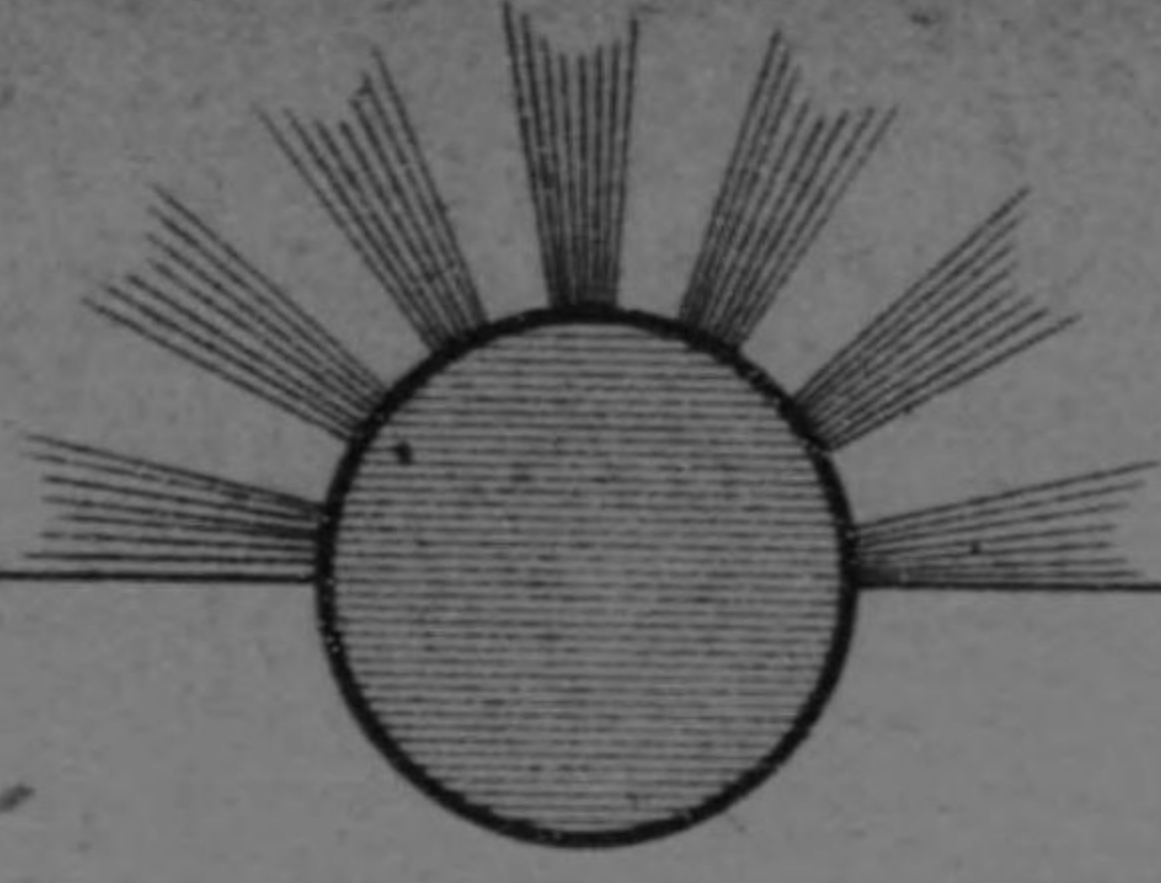
博報堂出版部

1942

ABJ



122M-65



松本忠雄著

近世日本外交史研究

博報堂出版部發行

319.1
M339k



513002

序

人各々、に其個性があるやうに、一國の外交にも夫れ々特有の手法がある。彼を知り己を知れば、百戦殆からず。茲に外交史の研究を必要とする理由がある。

此小著が此目的の爲に、何程の寄與をなし得るかについては、元より確たる自信を缺くが、著者は本書に於て先づ二十年に亙つて、我外交の機軸とせられた日英同盟が葬らるゝに至つた事情を研究することによつて、イギリス外交の手法を窺ひ、次に日露戦争後の日露兩國の關係を回顧することによつて、帝政ロシアの對日態度を明らかにし、更に大正四年日支交渉に、英米が干渉したる事實を検討することによつて、現に我國が其撃滅を目指して戦ひつゝある英米兩國が、過去に於て我國に對して行つた罪惡の一つを闡明することゝした。

本書の記述に當つては、終始平易に事實其ものを叙述することを主とし、論評の如きは努めて之を避けた。亦本書編述の本旨に副はんが爲に外ならない。

昭和十七年一月

松本忠雄識

序

一頁

近世日本外交史研究目次

I 日英同盟廢棄の徑路

- 難關に直面した同盟改訂……一——國際聯盟への第一次通告……六——支那の反對策謀……九——
- 在支英人の反對……一四——英帝國屬領の意嚮……一五——米國の同盟反對……一七——アメリカ
- 動き出す……一九——アメリカの眞意圖……二二——米國の反對緩和策……二五——日英交々米國
- の妄を解く……二七——各自治領態度を表明す……三二——支那の執拗な反對運動……三五——御
- 用外人の暗躍……三七——同盟反對とカナダの役割……四〇——支那協會の反對陳情……四八——
- 支那の側面攻撃……四九——三ヶ月延長の提議……五〇——首相會議開かる……五四——カナダと
- 日英同盟……五八——イギリス當局の焦慮……五九——太平洋會議への移行……六〇——何事が提
- 議されたか……六五——七月十一日聲明……六八——英米の鉢合せ……七一——二つの會議を統合
- ……七四——英國豫備會議を提唱……七八——英國執拗に主張す……八一——ロンドン相談會の提
- 議……八二——米國へ乗込まんとす……八五——日本利用を策す……九一——首相會議の經過公表
- ……九三——支那日英同盟に釘を刺す……九五——イギリスは會議を失敗と見る……九八——四國
- 條約の發端……一〇〇——バルフォア、ヒューズ會談……一〇三——日本に對する内示……一〇四
- 五——支那先を越す……一〇七——三國協商案と日本……一〇八——四國協約の成立……一〇九
- 日英同盟に對する弔辭……一一〇

II 日露協約の歴史

第一回日露協約

目次

一

二三

ポーツマス條約後の日露……一三三——ジロンの示唆……一四四——先づ伊藤公乘氣となる……
 一一五——交渉促進の要……一六六——兩國政府の意見一致……一七七——伊藤公の意見……一
 九——外蒙古に限定して……一二二——滿洲に於ける勢力範圍……一二二——遂に協定の調印を見
 る……一二三

第二回日露協約

………一三四

錦愛鐵道問題……一二四——滿洲鐵道共管提議……一二九——回答に關する日露の協議……一三四
 第二回協約締結に決す……一三七——朝鮮併合問題……一三九——協定順調に成立……一四〇

第三回日露協約

………一四三

依然滿洲を窺ふ米國……一四二——支那革命と日露……一四七——蒙古問題起る……一四八——内
 蒙古に於ける勢力範圍……一五二——協約の内容……一五四

第四回日露協約

………一五五

佛國の日英同盟參加の希望……一五五——露國亦同盟參加を申出づ……一五八——井上侯の同盟提
 議……一五九——我政府の態度……一六三——英國政府の見解……一六五——日佛同盟談の終焉……
 ……一六七——舞臺はロンドンへ……一六八——元老の日露同盟提唱……一六九——日露同盟問題の
 再燃……一七七——加藤外相の辭職……一七九——石井外相の登場……一七九——同盟問題は尙懷
 重……一八一——ゲオルギー太公の訪日……一八一——石井外相不満を買ふ……一八四——日本の
 態度決定……一八六——協約の内容……一八七——草臥儲けに終る……一八九

III 大正四年日支交渉

………一九二

英米關係と最後通牒問題

………一九二

急造の北京協定……一九一——イギリスとの諒解……一九三——サイコロシアル、モーメント到來
 ……一九九——交渉内容の第三國への内示……二〇一——第五項の問題……二〇二——支那側の第
 五項問題利用……二〇四——英國意見提起を豫告……二〇六——米國先づ覺書を提出……二〇七
 ——浩澗な米國の所見……二〇九——日本の説明を諒とす……二一八——日米間の福建問題……二
 二二——米國二度目の提議……二二三——ブライアン、メッセージ……二三一——米國の干涉提議
 ……二三二——重ねての米國の申入……二三五——英國反對の重點……二三七——古い日支間の懸
 案……二三九——英國割込を策す……二四〇——米國との折衝……二四一——江西鐵道の實現……
 二四二——長江流域に關する日英の抗爭……二四二——英國政府の申入れ……二四九——英國の主
 張を駁す……二五〇——我方同盟の誼を重んず……二五三——屢々注告を繰返す……二五四——交
 渉決裂への懸念……二五五——頻々と注告して來る……二五六——英國の斡旋申出……二六〇——
 最後通牒提出前の内交渉……二六一——最後通牒の起草……二六六……紛糾した元老會議……二
 六七——山縣公の意見……二七〇——最後通牒の修正……二七二——元老が寧ろ火元……二七三——
 元老が反對になつた理由の一……二七七——元老が反對になつた理由の二……二七九——元老が
 反對になつた理由の三……二八三——元老の態度を知る資料……二八六

I 日英同盟廢棄の徑路

難關に直面した同盟改訂

明治四十四年七月十三日、ロンドンに於て、我加藤大使とイギリス外相グレーとの間に調印を見た、第三回日英同盟條約は、大正十年七月十三日を以て、滿十年の條約所定の期限に達すべき筈であつた。

此條約所定の十年の期限内には、第一次歐洲戦争の勃發があつて、茲に始めて日英同盟條約の全面的の發動を見たが、然し歐洲大戰が原因となつて、三回に涉つて更新された日英同盟にも終止符が打たれることになつた。歐洲大戰の終局をつける爲に締結せられた講和條約によつて、國際聯盟が組織されることとなり、其結果として國際の關係は、全く従來と面目を一新した時代に入るやうになつた。さうして此新時代の國際關係を規律する爲の大憲章と稱せられた聯盟規約と、日英同盟の條章との間には、若干の調和し難き扞格が存在して居つた。

一方日英同盟條約は、其成立の始めに於て、ロシアを對象として結ばれたものであつたが、其同盟の對象とせられたロシアは、歐洲大戰の結果として殆んど崩壊し、更に同盟が其威力を現實に發揮した相手のドイツも、此戦争に於て、完全に制壓されて仕舞つたのであるから、従つて日英同盟は其目標とするところのものが、無くな

つたと云ふ現實に直面することとなつた。

斯う云ふ情勢の下に於て、やがて所定の期限の到達すべき日英同盟條約を、どう處置するかと云ふことは、當時の日本にとつても、イギリスにとつても、相當重大な問題であつたに相違ない。

同盟は過去に於て二回改訂されて居るが、期限五ヶ年であつた第一回日英同盟にあつては、締結後三ヶ年を経た明治三十八年に於て、早くも改訂を見、此第二回の日英同盟は、所定期限十ヶ年の半ばである五年目即ち明治四十四年に早くも改訂せられて、第三回日英同盟の成立を見てゐる。

然るに國際の情勢は是等の過去に於ける同盟條約締結の當時とは、全然一變して仕舞つてゐる。新しく國際聯盟は成立した。其上に歐洲大戰争以來、著しく其國際的地位を高め、殊にイギリスに對して大きい發言權を持つやうになつたアメリカには、日英同盟反對の空氣が濃厚である。さうして弱いが故に、強國間の寵兒となつた觀のあつた支那は、同盟反對に躍起になつてゐる。斯かる情勢の下に於て同盟問題を處置しなければならぬ立場にあつた日英兩國の當事者が、此間大に心を悩ましたであらうことは今日からでも想察するに難くない。

思ひ内であれば自ら外にあらはれるのが常である。日英兩國當局の胸臆に此問題に關する考が動いてをれば、自然とこれが世に傳へられて來るのが自然である。今東京朝日新聞の縮刷版を繰つて見ると、大正八年十二月二日のロンドン特電に

外交官社會に就て探聞する所によれば、英國政府は日本との同盟を存続せんとするものゝ如し。最も將來の條約は、國際聯盟の條項に準據すべきものにして、現行日英同盟條約が、來る一九二一年満期となるまへに、國際聯盟は明確なる形態

を爲すべく、隨つて今の所、日英條約改訂の爲に何等の行動を執ることなかるべし。

と云ふ記事が見えてゐる。此頃から日英同盟のことが、次第に問題となつて來たらしく、朝日新聞は翌年の六月號以降の縮刷版に、「日英同盟」と云ふ特別な索引を加へるやうになつてゐる。つまり此頃から日英同盟に關する記事が、相當新聞紙上を賑はすやうになつたことを物語るものである。

此頃から日英同盟をどうするかと云ふことが現實的に各方面で考へられるやうになつたものと思はれるが、當時此同盟については、國際聯盟規約との關係、支那の妨礙、アメリカ合衆國の反對と云ふ三つの難關があつた。従つて之を更新して繼續しようとなれば、先づ之等の問題を夫れ／＼處理する必要があつた。

一體國際聯盟なるものを設けて、戰爭の絶滅を期すると云ふことと、同盟を結んで戰爭の場合に援け合ふと云ふことが兩立し得るか否かについては議論の餘地がある。従つてパリに於て對獨講和條約案を議するに當つても、此點に關しては議論があつた。さうして其結果は、兎に角「平和の維持を目的とする防禦同盟は、國際聯盟規約と抵觸するものではない」と云ふ諒解が出來て、一先づ話のけりはつけられたのである。

然し國際聯盟は元來戰爭の絶滅を期し、聯盟に入つた國には、戰爭に訴へないと云ふ義務を受諾せしめようとして居るものであるに對し、日英同盟條約の第二條及び之に基く第五條の如きは、戰爭の可能と云ふことを前提とするものである。従つて此點に於て聯盟規約と日英同盟とは、其根本の精神に於ては同一であるとしても、之を具現する爲の手段に於ては、全く對蹠的であると見るのが當然であらう。

其外日英同盟が、果して聯盟規約に謂ふ所の、「一定地域に關する諒解」であるかとか、國際聯盟規約が、日英

同盟に規定する所の、所謂總括的仲裁裁判條約であるとか云ふやうな點についても、仔細に論ずれば、色々と問題の起り得る餘地はある。従つて國際聯盟が成立した後に依然日英同盟を存続して行かうとすれば、之等の點についても、考究が重ねられなければならない成行にあつた。

それから、支那にはかねてから、日英同盟條約があつたが故に、日本が歐洲大戰に参加することになり、其結果として青島戦も始まれば、二十一ヶ條の要求も出て來た。其上に此同盟條約があるが故に、是等の場合に、イギリスとしては、日本を支持しなければならぬ立場に立つことになるのだと云ふやうな考方から、此同盟の存在に對して反對があつた。其上に第三國である日英兩國が、條約によつて、支那の領土を保全すると云ふが如きは、支那に對する侮辱であると云ふやうな、支那一流の體面論もあつて、旁々以て日英同盟反對論が支那に相當有力であつた。然かも支那を食物にする不良外人連がこれへつけ込んで、日英同盟廢棄運動を看板にして、金儲けを始めたり、次第に日本人に支那に於ける地盤を蠶食されるやうになつた、在支英國商人が、其間に策動を始めたりしたが爲に、支那に於ける日英同盟反對論は相當火の手があつた。さうしてイギリスとしては全然之を無視することは出來ない事情にあつた。

次にアメリカに於て日英同盟反對論が、意外に熾烈であつたことは、イギリスにとつては、最も頭痛の種であつた。第三回日英同盟では、アメリカを同盟條約の對象にしないと云ふことをハッキリさせる爲に、特別の條項さへ——第四條——設けたのであつたが、それでもアメリカは承知しない。さうしてロシアが支離滅裂となり、ドイツが叩きつけられて仕舞つた以上、其後に日英同盟を續けるとすれば、其目標とする所は、アメリカ以外にはな

いでは無いかと云ふやうなことから、日本の方でもイギリスの方でも、アメリカに對し日英同盟條約を發效するやうなことは斷じてないと、繰返し繰返し云つてゐるにも拘らず、アメリカの方から、自ら求めて自分が日英同盟の對照にされてゐるのだと云ひ張つて、日英同盟反對の火の手をあげるものがあつた。

其上に支那の方では、自分だけで反對して見ても效能が少い、アメリカを動し、アメリカを先棒に立て、反對すれば、日英同盟を葬ることが出來ると考へて、先づアメリカを同盟反對に誘ふことに主力を傾注すると云ふ戦法に出た。

下地のある所へ支那の巧妙な煽動が行はれたので、アメリカに於ける日英同盟反對熱は、日を経るに従つて昂つて來たが、其事は直ちに接壤のカナダに影響を及ぼさず措かない。カナダの動きは直ぐにイギリス各植民地の動きに關係を持つ。當時のイギリスは歐洲大戰の結果として、スッカリ植民地に頭が上らなくなつてゐたのだから、この植民地の動きを無視すると云ふやうなことは、全く思ひも寄らないと云ふ事情にあつた。

故に大正十年で期限の來る第三回日英同盟を更新して、更に將來に之を繼續しようとするれば、之等の難關を夫れ／＼克服しなければならぬが、然しそれは、イギリスとしては決して容易なことではない。

殊に同盟條約の満期となる時は迫つて來てゐる。故に之が更新の交渉をするであらうと思はれる時期も、容易に外間から察知することが出來た。過去に於ける同盟條約成立の場合のやうに、外間に知られない中に、話が進められれば、邪魔の入る餘地がないが、この場合のやうに、之に關する話が進められるであらう時期が、外間からも容易に察知出來る場合には、妨害運動が此處を先途と行はれるのは當然である。

さうして同盟の一方の相手であるイギリスが、之等の邪魔をすげなく排除し得る事情に居らないことが判つて居れば居る程、邪魔をする方では強くなつて、其妨害工作は益々活潑になるのが當り前である。

斯かる場合に同盟を更新すると云ふことは、非常な困難を伴ふであらうことは自明の理である。然るにも拘らず、當時の日本の當局も、イギリスの當局も、最初の間は恰も斯かる外間の妨礙工作を豫想しないかのやうに、單に兩國間の意嚮の打診に専念しつゝあつた。即ち日本はイギリスの、さうしてイギリスは日本の、つまり、お互に相手國の腹を探ることに重點を置いて、日英同盟の處理をしよとした。さうして最初の間は、兩國共に同盟は之を更新して、依然として繼續して行きたいと云ふ底意であつた。即ち此底意に基いて腹のさぐり合が行はれたのであつた。

國際聯盟への第一次通告

一體第三回日英同盟條約の期限到来を前にして、これを今後どうすべきかと云ふ話合が、日英兩當事國の中のどちらからか切出されて、いつの間にか兩國間の議題となつてゐたことは、大正九年六月二十七日の政友會大會の席上で當時内閣の首班にあつた原總裁によつて明らかにせられた。原首相は其日の演説の中で、極めて簡明に「日英同盟は目下兩國の協議中に屬せり」と述べた。さうして其後數日である七月三日、帝國議會に於て行はれた、同じく原總理の施政方針の演説中には、「外交に關しては日英同盟が目下帝國政府に於て考慮中に屬し、英國政府と打合中なり」と述べた。さうして内田外相も亦同日の外交演説の終りに於て、此問題に觸れ、「日英同盟

條約の改訂更新等は、近來大分世間議論の題目となつて居りますが、此ことにつきましては、目下帝國政府に於て、必要な考慮を加へ居る次第であります」と云つた。即ち當時既に此問題について帝國政府が必要な手續を進めて居つたことが判る。

勿論仔細にこの三つの説明を分析して見れば、三者必ずしも其内容を一にせず、其間若干の差違は認められるが、當時日英同盟の改訂更新問題が、帝國政府によつて考慮せられ、且何等かイギリス政府との間に、話合が進められて居つたと云ふことは、之によつて明瞭である。

一方イギリスの方からは、五月初に新聞電報によつて、「來る七月終了すべき日英同盟の更新に關して、東京ロンドン間に、交渉進行中である」とか、「日英同盟を更に七ヶ年更新するの議は、困難なく七月前に成立するであらう」とか云ふやうな報道が傳へられて來たが、其頃英國議會に於ても、屢々此問題に關する質問應答が行はれた。

即ち六月十日にはマローン少佐と、ロイド・ジョージ首相との間に、同盟に對する支那の反對、同盟條約と聯盟の關係に關して問答があつたが、六月二十四日には、ロイド・ジョージはブレイア議員の質問に答へて、

日英同盟更新のことは目下政府に於て考慮中である。これを更新すべからずとの意嚮のあることは知らない。政府は來年三月アメリカ合衆國に於て、實權を握るべき新政府の意見を知悉するに至るまでは、現在に於て何等公式の陳述をすることが出来ない。

と云ふ答辯を與へた。即ち此頃に於て、日英同盟更新の問題が日英兩國政府によつて夫れ／＼考慮せられつゝあ

つたことを知るに足りる。

日英兩國の間に、斯う云ふ重大な話合が始められてゐた其頃に、偶々日英孰れも其大使を更迭した。即ち東京駐劄の英國大使グリーンは、困難な歐洲大戰期を通じて其任にあつたが、大正八年に歸國し、其あとは暫時缺員で、参事官のオルストンが代理大使をつとめてゐたが、新大使のエリオットが大正九年四月始めに着任した。一方日本の方では珍田大使が歸朝して、林權助男が、其後を襲ふことに決定した旨、五月十四日に公表せられた。

日英同盟の期限到來を一年後に控へた時機に、東京駐劄の大使として赴任して來たエリオットが、此問題に關するイギリス政府の意嚮を、十分に云ひ含められて來たであらうことは當然に推測し得られる所であるが、事實問題としても、彼の着任後、直きに内田外相との間に、日英同盟をどうすべきかと云ふことについての話合が、自然に展開されて行つたやうである。さうして夫れが日英政府當局の前記のやうな言明となつて表面に出て來たものと考へられる。

さうして此エリオット大使と、内田外相との話合の結果は、先づ七月八日付の國際聯盟宛の、日英共同通告の形に於てあらはれた。この通告は其翌年に於て同じく日英兩方から、國際聯盟に送られた通告との關係上、「國際聯盟に對する第一次日英共同通告」と稱せられるもので、日英同盟條約は大正十年七月十三日を以て、其效力の終期として規定してゐる事實に顧みて、「日英協約が其精神に於て、國際聯盟規約と一致すと雖、兩國政府が熱心に尊重せんと欲する該規約とは、文字に於て全然符合するものにあらざる」を以て、「若し前顯協約が一九二一年七月以後に繼續せらるべき場合に於ては、該規約と矛盾せざる形式に於てせられざるべからずとの主義を承認するものなること」を兩國が共同して聯盟に通告したものである。

此通告が發せられた當時にあつては、日英兩國政府共に、同盟は、當然に更新繼續せらるべきものと信じ、之が廢棄と云ふが如きことは、全く夢想だにしなかつたやうである。従つて此通告は少くとも兩國當事者の心持の上では、同盟は更新繼續せらるべきものであるとの前提の下に、起案されたものであつたと判斷される。

然し此通告文の文言を、其儘に讀むときには、此儘の形に於ける同盟條約は、一九二一年七月以後には存在し得ないのだと云ふ意嚮を表明したものであるとも取られないことはない。

そこで翌年になつて、寧ろ同盟を此儘お仕舞にした方が得策であると考えたイギリスは、此通告文の文言を楯にとつて、これこそは日英同盟條約第六條中の「右十ヶ年の終了の十二月前に、兩締盟國の孰れよりも、本協約を廢棄するの意思を通告せざるときは、本協約は兩締盟國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より、一年の終了に至る迄引續き效力を有す」とある、其廢棄意思の通告であると云ひ出し、これに對し日本の方は通告起草當時の兩國の心持に重點を置いて、これは廢棄意思の通告ではないと反駁し、日英間に重大なる論争を惹起す原因となつた。然しこの通告を起草する當時は、廢棄など云ふことは夢想だもされず、兩國當事者共に全く更新繼續すると云ふ先入感で一杯であつた。従つて此通告文なども極めて安易な感じを以て、認められたやうであつた。

支那の反對策謀

日英の間に、下らない腹の探り合ひが行はれて居る間に、支那の日英同盟反對運動は、官民一致を以て、着々

と進められた。一體支那が日英同盟に反対する理由はいろいろあるが、當時反対運動の急先鋒であつた董顯光（ホーリントン・ケー・トン）が、大正九年五月のミラード・レヴュー誌上に於て指摘した所によれば、

一、日露戦争後絶えず支那に對して侵略的政策を用ひて來た日本との同盟である。
二、日本の領土的野心を防止せずして、寧ろこれを助長するものである。
三、同盟の目的は、兩國の極東及印度に於ける特殊利益の擁護にあるが、特殊利益の維持は、機會均等並に支那領土保全の原則を侵すものである。

四、同盟は支那に於ける勢力範圍及利益範圍の支持に反対する英國政府の態度と矛盾するものである。
五、新同盟條約に於て、日本が滿蒙及多分山東に對する特殊利権を要求する恐がある。

六、同盟が更新され、日本の滿蒙要求が許容されれば、支那の分割を招き、それが爲に世界戦争となる。

七、同盟の結果は、支那問題及支那と列強との問題について、日本に牛耳をとられることとなり、遂に支那は日本の屬國となる。

八、同盟の更新は、日米戦争を誘起し、爲に支那は非常の困難を受ける。

九、同盟更新は、國際聯盟に對する日英の不信を示すものである。

と云ふ各項を擧げてゐる。牽強附會と堅白異同に終始した筋違ひのものゝみであるが、これが當時支那側が之に反対した主要な論點である。

さうして支那政府は早くも此頃から、頻に同盟反対の動きを示し、先づ四月中の國務會議に於て、次のやうな聲明を議決した。

一九二一年七月十三日を以て、期限滿了を告ぐべき、日英同盟の再訂提議に關しては、既に一般に報道せられて居るものがある。さうして其内容とする所は、日英同盟條文によれば、兩締盟國が同盟條約再訂を希望する場合には、期限滿了の一ヶ年前に協議を遂ぐべきことになつてゐるが故に、現に英國外務省に於て、兩國代表者の間に、豫備交渉が行はれてゐる。さうして再訂の場合には、條文の修正があるべきであらうと云ふことである。

日英同盟の問題は極東一般、殊に支那の運命に根本的關係を有つてゐる。故に支那國民は深甚なる注意と、多大の疑念とを持つて、同盟の再訂を監視しつゝある。

元來國際慣例によれば、二ヶの親善國が、嚴密に、相互の權限内に於ける利益を處置する場合にのみ、其同盟條約は正式のものとなり得るものである。さうして歐洲大戰の結果として、諸國民の機會均等主義は、益々有力なるものとなりつゝある。然るに日英同盟條約は、支那及其保全に關する事項を包含してゐる。支那の参加を排斥して、斯くの如き決定をなすは、明らかに其保全を傷け、支那國民の威信と名譽とを損ふものである。

故に此際支那政府及支那國民は、今回の日英同盟に際して、依然同一事項が包含せらるゝに於ては、最早斷して忍び得ざるものであることを切に知らしめんとする。

さうして五月十五日に至り、支那政府は「日英同盟更新に際しては、支那の領土保全、主權の鞏固、各國の機會均等等の、字句の削除を希望する」旨の聲明を發したが、更に六月六日に至つては、外交部からルーター通信に一つの聲明を與へ、これを各方面に通信させた。この聲明も、大體前記の國務院決議と其趣旨を同じくするもので、大要は次の如くである。

一九〇五年及一九一一年締結の、日英同盟條約正文は、事支那に重大なる關係あるに拘らず、豫め支那の同意を得るところ

がなかつた。爲に國論は沸騰した。今年に及び政府はロンドン駐劄公使をして、「今後日英同盟條約に於て、支那を單に一の土地區域と看做す如きことあるに於ては、これ支那政府の容認せざる所なるのみならず、又非友誼的の行爲と考ふる」旨を、英國政府に通告させた。其通告に對し、英國政府は逐次改訂繼續した日英同盟條約は、同一の用語を使用した關係上、若し同條約にして又繼續せらるゝならば、又同一の方針をとることになるであらうと口頭を以て答へた。之に對し支那政府は英國に覺書を送つて、一九〇二年の日英同盟條約正文と、一九〇五年の同正文とは、全然異なることを指摘した。一九〇二年締結の日英同盟は朝鮮の獨立を保障したにも拘らず、一九〇五年の同條約は、始めて印度なる辭句を挿入し、且朝鮮を合併する下心から、之に觸れることを避けた。尙第三回改訂の條約には、朝鮮及印度に對する言及がない。故に表面上立派なる條約と見せ、其實締結各國が、重大な變革を行つた事實に鑑み、支那の輿論は、日英同盟繼續に對し、危懼の念に滿されてゐるものも又無理もない次第である。日英同盟實施の爲、世界戰爭中、支那が甚しい苦しみを受けたことは、萬人の異口同音に唱へる所である。今や對澳講和條約を批准したが故に、支那も國際聯盟の一員である。惟ふに國際聯盟は誠意を以て成立したものであらう。さうして國際聯盟加入の各國間にあつては、支那問題については、豫め支那の同意なくしては、何等新規の取極を結ばないであらうと云ふ通知を、支那は受けてゐる。尙又國際聯盟規約第十條は、支那領土保全の十分なる保障である。支那は英國が此覺書に回答せんことを切望する。何となれば支那は、同一覺書を日本に送り、支那人民の安寧に重大なる關係を有する問題に關し、支那の態度を確定せんことを欲するが故に。

と、然しこのルーターの所報に關しては、其後六月二十一日に至り右は誤解に基いて發表したるもので、内容亦誤謬ありとなして、其全文を取消したが、多分イギリスに對する申入に關する發表について、イギリス側から抗議があつた爲であらうと思はれる。

さうすると參議院議員は六月初に「一九〇二年、五年、十一年の日英同盟、七年、十年の日露協約、七年の日佛協約、十七年の日本と英佛露伊諸國との密約は支那侵略、朝鮮併合、露國干涉の導線である、將來日英同盟の繼續さるゝ場合、苟くも支那の主權を侵害し、其他商工業上の利益に關する取極の、支那の承認を経ざるものは一切之を否認すべきである」との建議案を提出した。

支那政府は斯くの如く、日英同盟反對の宣傳工作に専念するの一方、このことを日英兩國政府に對して通告する所があつた。此通告が北京に於て、我が小幡公使に致されたのは、六月十六日のことで、其内容は次の如きものであつた。

數次の報告に據れば、日英兩國政府は日英同盟が明年七月を以て滿期となり、約に照して延期せんとせば、須らく一年前に於て商定を要するに因り、目下英國政府は既にロンドンに於て、日本政府と非公式に意見を交換しつゝあり。且該同盟が若し延期を商定すれば、條款は恐らく改修せらるべし云々とのことなるが、此事たる遠東及支那との關係頗る大なるを以て、本國國民は右に對し深く疑意を抱けり。蓋し國際慣例に按照するに、兩友邦の訂約は、たゞ相互の主權以内の利權を保護し得るに止まる。況んや歐戰終りを告げ、各民族は均しく國際平等を提唱せり。然るに若し前約の如く、中國なる名稱及土地の文字を記載し、中國が全く其事に參與せざるに於ては、實に國體及民族の榮譽に妨げあり。若し續訂同盟にして依然是等の事情あらば、本國政府及人民は特に認容し難き處あるなり。茲に内密に奉告するにつき、希くは直ちに貴國政府に轉達せられ、條約改修の時、之に注意せらるゝに於ては、深く陸誼に感佩する次第なり。

イギリスに對する通告も、大體同様であつたが、たゞ其期日は日本に對するものよりも早かつたことは、前記のロイテルに與へた聲明によつても判るが、六月十日イギリス下院に於て、ロイド・ジョージは一議員の質問に

答へて、「英國政府は日英同盟更新の場合に關する支那の通告に接して居るが、目下之を公表するの時機で無い」との答辯を與へて居る。

在支英人の反對

支那政府が同盟反對運動に躍起になるのに歩調を合せて、在支英人も同盟反對運動を起して來た。即ち大正九年四月、在天津の英人商業會議所は、在支及香港の英人商業會議所の連名で、イギリス外務大臣に對して、同盟反對の次の如き陳情書を提出しようとする運動を始めた。

日英同盟の基礎をなせる目的の中で、至當と認むべきものは、國際聯盟規約によつて保障されて居るに鑑み、吾人は日英同盟の更新を以て、何等其必要無しと思惟するものである。然れどもイギリス政府にして、該同盟を更新するの意圖を有するに於ては、此機會に於て、將來に於ける、本同盟の範圍並に運用、殊に左記の五項に關し、明確な了解を遂げられんことを建議する。

- 一、一九一一年七月十三日現行の租借地及コンセッションに關する諸協定の條項に基き、南滿洲及該地域に於ける鐵道を支那に還附すること。
- 二、青島及山東省に於ける既設の鐵道並に未設延長線の所屬關係等を明らかにし、同省に於て門戶開放主義を維持し、支那の主權を回復せしむること。
- 三、一九一一年七月三十日現行諸條約中に決定せる、地域以外の支那領土に於ける、日本陸兵駐屯の件。
- 四、「支那に於ける各國の商工業に對する機會均等主義」、「兩締盟國の領土權並に特殊利益」の意義に關する明確なる解釋。
- 五、當然利害關係國と認めらるゝ支那政府の本同盟條約更新に對しとるべき態度。

天津の英人商工會議所は、先づ此陳情書について、其所屬會員の同意を取付けた後、これを支那各地及香港にある英人商業會議所に送つて、其賛否の回答を求めた。これに對して十六の會議所中から十二の賛成、一の反對があつた。依つて是等の賛成を表した會議所の連名を以て、駐支公使の手を経て之を本國政府に提出した。

支那にあるイギリス人の間には、かねてから日本の支那に於ける發展を快く思はないものが多かつた。さうして彼等の中には日本は日英同盟を背景として、支那に發展すると云ふ謬見を持つものもあれば、日英同盟がある爲に、支那に於ける日本人の勢力が次第に伸び、其必然の結果として、イギリスの勢力が衰退して行くのに對して、イギリス政府は決然たる措置をとり得ないのだと云ふ勝手な見解をいだくものもあつた。そこで元々彼等は、日英同盟を快く思つてゐなかつたが、遂に此改訂の機を藉りて表面的の反對運動を起すやうになつたのである。

英帝國屬領の意嚮

英國としては其本國以外に各屬領の問題がある。イギリス政府は従前の同盟締結に當つては、第一回、第二回共に、屬領に對しては、何等事前に協議するところがなかつた。そこで屬領の中には同盟に關し、多少文句を云ふものがあつた。然るに第三回同盟改訂に當つては、偶々英帝國會議が開會中であつた關係上、グレイ外相は事前に該會議に出席して、日英同盟改訂のことを屬領代表に告げた。其際濠洲、ニュージーランドの代表から、同盟其ものには反對はないが、日本移民の將來に關して懸念があると云ふ意見が出た。するとカナダ首相は、之に

對しカナダの實驗に於て、本問題に關しては、日本政府は十分に信賴するに値すべきことをカナダの經驗に基て語つて、日本の態度を激賞し、グレー外相も亦斯くの如きは、杞憂に過ぎない旨を力説する所があつた。そこで濠洲及ニュージールランドの代表も、釋然として、一同喜んで此同盟に賛成した。斯う云ふ前例がある關係上、若し重ねて同盟を更新すると云ふことになれば、イギリス政府としては事前には等各植民地側に、豫め協議しなければならぬと云ふ行懸りにあつた。殊に歐洲大戰に當つて、大に植民地の協力に俟つ所あつたイギリスとしては、最早此植民地に十分の協議を遂ぐることなくして、日英同盟問題を決定し得るやうな地位には居らなかつた。

然るに日英兩國の間に、ボツ／＼同盟の下話が交されるやうになつた、大正九年初夏の頃には、既に同年秋を期して、ロンドンに植民地各首相が集つて、會議を開くことに決定して居つたので、イギリス政府としては、同盟の問題も、此會議に附議すればよい。さうして結局は各植民地共、餘り問題が無く、之に賛成するものゝやうに考へて居つたらしい。

従つてイギリス當局は、英帝國會議の決定を待たなければ、同盟のことは、最後の決定には至り兼ねると、一應の留保はつけながらも、植民地の向背に難關があるであらうと云ふやうな事は豫期してゐなかつたやうである。既に其年の秋になつて、植民地の各首相が、揃ひ兼ねると云ふ理由によつて、會議が翌年春に繰延べられることに決定した場合にも、イギリス當局は同盟の問題は、書面を以て各自自治領に申送り、其意見を徴すればよいと云ふやうなアツサリした考方をして居つたやうである。

さうしてイギリス政府は、植民地政府の中に、強硬な同盟反對論などあらう筈が無い。恐らく簡単に同意を取

付けることが出来るであらうと考へて、大正九年秋には、斯う云ふ手續を實際にとつたのであらうと思はれる理由がある。然るに其結果は必ずしもイギリス本國政府の豫想した通りに簡單に行かなかつたらしい。そこでイギリス當局の、同盟更新問題に對する態度は、其翌年の初頃から、急に消極的になつて來て、我國に對しても、自治領首相會議の決定を見るまでは、此問題については、何等話を進めることが出来ないといふ出方をするやうになつた。即ち從來同盟更新に乗氣になつて居つたイギリスの態度に、此頃から急に變化が見えるやうになつた。

さうして此自治領の中で、最も強い同盟反對の意見を持つたものが、アメリカ合衆國に於ける日英同盟反對の影響を、直接に受けるカナダであつたことは勿論である。イギリス政府は自治領中に反對のあると云ふこと、さうして其反對の起るもとが、アメリカにあると云ふことがハッキリして來るに連れて、最早同盟の問題は、簡單には行かないと考へるやうになつた。然しこのイギリスの態度の變更に、日本政府がどこまで氣がついてゐたかは判らない。

米國の同盟反對

一體如何なる場合にもアメリカ合衆國とは戰爭をしないと云ふのが、イギリスの終始渝らざる方針である。第三回の日英同盟は英米間に一般仲裁條約が締結されると云ふことが動機となつて、改訂を見るやうになつたのであつたが、當時同盟條約中に、アメリカ合衆國を對手とする限り、同盟條約の適用はないものであると云ふ條文を挿入することとなり、其條文の書方が問題になつた。さうして加藤大使やグレー外相は、寧ろハッキリとアメ

リカ合衆國と云ふ國名を擧げて、米國に對しては、同盟の適用がないと云ふことを明瞭にして置く方が、得策である。と云ふので、當時兩者の間だけでは同盟條約の第五條として、

本條約によつて、英國又は日本をして、アメリカ合衆國と交戦せしむること無かるべきの合意が成立した。

と云ふ、簡明なる規定を設けようとしたが、帝國政府に於て、之に同意しなかつた爲に、第五條は條約にあらはれたやうに、總括的仲裁裁判條約を締結した國に對しては、同盟の義務を負はしめない。と云ふ表現になつた。然しこの「總括的仲裁裁判條約を締結した國」とは、畢竟アメリカ合衆國の代名詞に外ならなかつたのである。

斯う云ふやうに日英兩國は、米國を同盟條約の適用の外に置くと云ふことを明確にして居つたに拘らず、アメリカの方には、却つて自ら求めて、アメリカが日英同盟の適用を受けることになるのだと云ふ考へ方をするものがあつた。さうして其言分としては、日米戦争の起つた場合、同盟條約があれば、イギリスはより、日本を援助することとなるであらうと云ふものもあれば、更に又日米戦争が起れば、日本に對し根強い反感を持つてゐる支那は、アメリカを助けて公然と日本と戦ふやうになるに相違ない。さうなればイギリスは、同盟條約の條項によつて、支那に於て日本を助けなければならぬ。さうすれば、自然の成行として、太平洋上のどこかでイギリスはアメリカと衝突せざるを得ないことになる。即ち英米戦争は回避し得ないではないかと云ふやうな杞憂に基く考へ方をするものもあつた。

其上にアメリカを煽動して、日英同盟に反對させることが、同盟打破に最も効果的であると考へた支那並に支那の手先は、アメリカに於ける同盟反對の聲を大ならしめるべく全力を注いだから、旁々以てアメリカに於ける日

英同盟反對熱は極めて熾烈なるものがあり、ブライス卿の如きは一九二一年に於て、アメリカ人は十人の中九人までが日英同盟に反對である。とさへ評論した。(註)

(註) *Observation of Lord Bryce, New York Times, Oct. 19 1921.*

アメリカ動き出す

其結果アメリカは日英同盟問題については、深き關心を寄せたらしく、一九一九年十月二日に早くも駐英大使に訓電を與へて、之に關する情報の蒐集を命じてゐる。曰く

國務省に達する未確認の流説によれば、日英同盟更新に關する交渉が、進行中とのことである。貴使は、右交渉の實際の進行状況、並に本件に對するイギリスの一般的感想に關し、出來得る限りの情報を國務省に寄せられんことを希望する。特に國務省の要望するところは、イギリス側に於て、東亞に於ける日本の特殊利益を承認する範圍を擴張せんとする傾向にあるか、將又之を制限せんとする傾向にあるか、或は其他この同盟協約の範圍若しくは目的を修正せんとする傾向にあるかを知らんとするにある。猶イギリスは此交渉を利用して、日本に四國借款團の活動から、滿蒙の除外を許すが如き、支那に於て特殊利益を要求することを抛棄せしむるよう、日本に勸説する考を持つものと想像すべき根據ありや否や、貴使の所見を知らせて貰ひ度い。(註一)

と。この訓電に對し駐英大使デイヴィスは翌年四月二十八日に至つて次の如く電報してゐる。

イギリス外務省の本使に内報するところによれば、日英同盟の繼續問題は、依然として未確定である。ハーディング卿(イギリス外務次官)の意見によれば、日英同盟は、このまゝ更に一年据置くが、一年後になれば、形勢は今日よりも一層容

易に判断し得るに至るところである。この意見が勝を占めさらに思はれる。(註二)

この電報を受取つた米國政府は、折返し五月十日を以てデイヴィスに宛てて、改訂せらるべき日英同盟とアメリカの立場について次の指令を與へた。

國際聯盟の成立に拘らず、日英兩國は同盟を更新せんとするものゝ如くである。アメリカ政府の希望するところは其更新に際し、イギリスが支那に於ける機會均等主義並に支那の權利を、一層有効に擁護すべき條項を右の同盟協約中に挿入するより主張することである。併し此際等は等の問題を、正式に持出すことは、國務省とても適當の機會とは考へないが、貴使が非公式且個人的方法に於て、イギリス外務省に對し、日英同盟を前記のやうに修正すべく示唆することが可能であるか、どうか、腹藏なき意見を示されたい。尙斯かる修正は極東に於ける英米の協識に多大の支援を與ふると共に、頗る米國の輿論を喜ばせるものである。特にアメリカ政府は次のやうな修正を示唆したい。

一、極東に於ける日英兩國の各自の利益を規定する、同盟協約の前文に、次のやうな石井ランシング協定の末項の趣旨を含む一項を挿入すること。

凡そ特殊の權利若しくは特典にして、支那の獨立若しくは領土的保全を侵害し、若しくは各國臣民若しくは市民が、支那に於て商業上若しくは工業上に於ける均等の機會を完全に享有することを妨碍するものについては、日米兩國政府は、何國政府たるを問はず、之が獲得に反對なることを相互に聲明す。

二、日英同盟條約第四條を規定する除外例を擴張して、一九一四年九月十五日、英米間に締結されたブライアン條約と稱する平和促進條約をも、包含せしむること。

元來現在の日英同盟協約に、第四條の規定を挿入した理由は、當時ノックス國務長官が、イギリスとの間に、一般的仲裁裁

判條約の締結を交渉中であつたが故である。而して其目的とするところは、この第四條によつて、アメリカを同盟の適用範圍外に置かんとするにあつた。然るに右仲裁判條約は米國上院に於て批准を得るに至らなかつた。故に若し今回第四條を擴張して、前記一九一四年九月十五日の條約をも包含するやうにすれば、當初この除外規定を設けた目的が、夫れで達成される譯である。

更に日英同盟の有効期間を十年とせず、五年に短縮することを示唆したい。理由は日本の外交政策の方向が不安定のやうであるから、之を短縮すれば、イギリス政府は極東に於ける日本の行動を、左右するに、一層直接の機會を持ち得ることになるからである。然し此點は必ずしも前記の夫れのやうな強い主張ではない。

四國借款團構成に關する交渉によつて、英米兩國は、支那の權利及門戶開放政策を侵害する虞ある特殊利益政策を、支那に擴張せんとする傾向に、抗拒する共通の目的を把持してゐることが判明したやうに思はれる。アメリカ政府はイギリスに於ける感情が、現在英米間に於ける同情ある協識の基礎をなす前記の主義が、日英同盟の内に、一層明瞭に承認されんとするアメリカの提議に應酬するものと思ふ。(註三)

即ち此時に於ては、アメリカ政府は必ずしも日英同盟反對ではなかつたのである。さうしてデイヴィス大使は之に對して、このアメリカ政府の意嚮をイギリス外務省に告げることが可能であるが、其時期は急いではならぬと云ふやうなことを具申したが、六月七日にはこの訓令を執行した。

其日の會見に於て前記アメリカ政府の意の存する所を聞いたイギリス外相は

イギリス政府は十分に之を考慮し、且日英協約を再び起草する場合には、右同盟がアメリカを目標とするものでないことを十分に明瞭ならしめるやうにする。

と確言した。以上の英米間の話合が、日英同盟は更新繼續されるものであると云ふ前提の下に行はれて居ることは注目すべきである。

(註一) Foreign Relations of the United States, 1920, Vol. I. pp. 679.

(註二) *ibid.* pp. 681.

(註三) *ibid.* pp. 680.

アメリカの眞意圖

日英同盟更新をめぐつて、日英米支の間に複雑な動きが動いて居るときに、英米間に重要な意見の交換が行はれた。即ち夫れから間もない六月二十三日に、駐米イギリス大使ゲデスは、ヒューズを往訪して、

イギリス政府は目下自治領首相會議に忙殺され、それ以外のことを考へる餘裕はないと想像する。日英同盟の更新に關しては、當分何等の結論に到達することはあるまい。イギリス政府を代表して確定的には云ひ難いが、多分現行同盟協約は更に一年間、其儘に存續させることとし、一九二一年七月十三日以前に、イギリス政府から、其趣旨の通告を日本政府に發する筈である。而してその一年間に修正すべき點があれば、之を討議し、又如何なる行動をとるべきかを決定する機會を與へることになる。交渉の現段階に關しては、これ以上何等申上げることはない。ただ現に、進行中のことだけを非公式に申上げるだけである。實際にまだ何等決定されてはゐない。併しさうかと云つて本件に關し國務長官の言はんと欲するところを閉鎖する積ではない。(註)

と語つて水を向けた。夫れだけ打明けられてヒューズは

自分としては明らかに日英間の問題である本件について、正式の申出をなす考はないけれども、大使も知らるゝ通り、アメリカ國民は、日英同盟問題について極めて痛切な關心を持つてゐる。個人的且非公式に云ふのであるが、實は將來を遠觀すると、極東に於て唯一紛争の重大な源泉があると思ふ。アメリカは日本の敦厚な友人で、日米間には自分の見る所解決し得ざる問題は何等存在しない。併しアメリカ政府は屢次聲明してゐる通り、極東に於ては、極めてハッキリした政策を持つて居る。さうして英米兩國は利益を一にして居るやうであるから、見解も亦同じであると想像し且之を望む。其アメリカ政府の政策なるものは、門戸開放政策と支那の保全とを含むものであるが、現在の狀態に於ては、ロシアの保全をも包有してゐる。若し予をして、非公式且内密に、而かも自由に語らしむるならば、日英間に同盟協約が存在し、それが爲にイギリスが日本の特殊利益を支持しなければならないとすれば、日本は軍閥の要請に基いて、アメリカ政府からの抗議を必要とするやうな態度をとるに至るのではないかと感ぜられる。而かもアメリカ政府は、全然孤立して、斯かる抗議を行はざるを得ないことになる。斯かる抗議はアメリカの輿論の要求する所であると同時に、日本側にも強硬な反對がある關係上、兩國國民間に刺戟狀態を發生する。さうして斯かる事態は邪魔を伴ふものである。若しイギリスの極東政策にして、アメリカの極東政策と一致して居ることが事實であるとすれば、英米間には協約が行はれなければならない筈である。従つてアメリカは、其極東政策の維持及施行に關して、イギリスから完全な支持を受け得べき筈である。併しながら斯くの如きは、日本に反對するの態度にあらずして、寧ろ世界平和の爲であり、併せてまた日本の爲である。(註)

と述べた。ゲデス大使は之を受けて、「國務長官の只今の所説は極めて興味深く聴いた。殊に英米間の協約が、日本に反對するものでないと云ふ説に心を打たれた。夫れで更に一步を進めて日本との協約、即ち日英米三國の協約は出來ないものであらうか」と切り出した。この日英米三國の協約と云ふことは、イギリス側が、愈よ日英同

盟に對するアメリカ側の賛成が得られなかつた場合の逃げ途として、豫てから考へてゐたところのものである。これに對してヒューズは

予が協裁と云ふのは、共通の政策を持ち、其共通の政策を維持する意味である。若し英米間に政策の一致を發見するならば、其共通政策を促進する爲の協裁の方法については困難はない。(註)

と答へた。茲に於てゲデスは今日の國務長官の言を本國政府に報告してもよいかとただした。ヒューズは之に對し、「自分の言つたことは自分の眞意であり、自分の發表した意見は、自分の抱持する意見である。併し若し大使にして、此際イギリス政府をして、確定的の政策を樹立せしめんが爲に、予の所説を本國政府に報告しようと思はるるならば、本件を更に考慮して、後刻御知らせしたいが、單に日英同盟更新問題に關して、本日一般的に語つたところを、大使が本國政府に報告することには、何等異存はない」と答へ、更に

アイルランド共和國承認に關する決議が、アメリカ議會に提出されるとの報告を得た。自分の見るところでは此決議は成立しないと云ふけれども、討議は行はれる。さうして其討議に際しては、イギリス反對者が、日英關係を拉し來つて、之を利用し、イギリスはアメリカの利益を思考する點を無視する態度をとつて居るものとなすことは疑のないところである。之に反し、若しイギリスがアメリカ政府の極東政策を支持する行動をとるならば、右の決議に反對するもの(親英論者)に多大の支援と補助とを與へることになるであらう。(註)

と語つたと云ふ。これはヒューズが偶然語り出したものであらうが、考へ方によつては、アメリカがアイルランド問題と云ふ、イギリスにとつて相當痛い問題を持ち出して、イギリスをして日英同盟更新に關して、アメリカ

の意に従はせようとしたものであると見られないこともない。

(註) Foreign Relations of the United States, 1921, Vol. II, pp. 314-316.

米國の反對緩和策

アメリカの意嚮が、カナダを動かし、夫れが同盟其もの運命に決定的の作用を持つかも知れぬと判断したイギリス政府は、先づその本である、アメリカの反對を緩和するを必要なりと認め、其結果一つの手が打たれた。

大正九年十二月三十日、ロンドン・タイムスは、アメリカが日英の對米聯合を、假想するのは當らざるものであると云ふ論説をかかけ、日英同盟に對するアメリカの杞憂を除くことに努めたが、其中に於て

イギリスはかつてアメリカとの間に締結した、國際紛争處理條約を以て、日英同盟條約中に謂ふ所の、總括的仲裁裁判條約と看做すことを、既に日本に通告してゐる。従つて日英同盟條約中の除外規定は、既に實際的に適用されることになつて居るのだ。

と述べ、夫れでもまだ日英共同して、アメリカを攻撃するものであるとの不安を解消することが出來ないと云ふならば、斯かる疑念は人間の理智の判断外であると結論した。

さうすると、夫れから間もなく、翌年の二月二十二日に、ロンドンに開かれた國民自由俱樂部の招待席上、この紛争處理條約締結當時のイギリス外交の擔任者であつたグレーは、特に英米間に紛争處理條約の存在する事實を力説し、且之を以て、日英同盟條約に謂ふところの總括的仲裁裁判條約と看做すべき旨の諒解が、日本との間

に既に出来て居ると述べて、アメリカが日英同盟を問題とするの當らざる所以を説く爲の有力なる資料とした。イギリスが、突如此問題を持ち出して來たのは、同盟に對するアメリカの反對を解消せんが爲であつたことは云ふまでもないが、然しイギリスは之によつて同盟の對手である我國に對しては、重大なる不信を敢てしたものである。

一體、この國際紛争處理條約なるものは、大正二年にアイルランドとアメリカの間に於て先づ締結を見、次いで翌年九月英米間に調印を見たのであつた。

イギリス政府は右條約に關する交渉の進行中に、我國に對して、右交渉が進行中である旨を内話し、且此條約は日英同盟條約に謂ふところの、總括的仲裁裁判條約と認むべきものであるとの見解を通じて來た。

第三回日英同盟は、元々アメリカに關する限り、之を適用しないと云ふ心持の下に、締結せられたものであるが故に、このイギリスの言分を其儘に認めても、實質的には何等の支障は無かるべき筈であるが、然し國際紛争處理條約を以て、直ちに總括的仲裁裁判條約を認むると云ふイギリス政府の見解には、理論上に於ては承服し兼ねるものがあつた。

依つて我政府は、此點に關してイギリス政府の意見を質すところがあつた。之に對しイギリス政府は今成立した國際紛争處理條約は、テクニカリーには、總括的仲裁裁判條約と謂ふことは出來ないであらうが、其目的とするところは同一である。

との回答を寄せて來た。テクニカリーには同一でないことがハッキリして居るものを、其目的が同一であるから

と云ふ理由によつて、之を同一と見ることが妥當であるか否か。そこに多大の疑問があると云ふよりも、理論上よりすれば、正に許さるべきことではなす。

然し當時我政府は、このイギリスの回答を受取り放しにして、改めて日本の見解を披瀝することなく、此問題は其まゝに高閣に束ねられて仕舞つてゐた。

これだけの経緯によつて、日本がこのイギリスの見解に同意を表したものであると斷定するのは、明らかに無理である。然るにイギリスは、我國に對して、豫め何等の諒解をも求むるところなくして、突如として此問題を持ち出し、而かも我國を誣むることをさへ敢てしたのである。以てイギリスが、當時如何に同盟に對するアメリカの誤解を解かんとするに急であつたかを知ることが出来るが、併せて又手前勝手極まるイギリス外交の手法を此處にも發見することが出来る。

日英交々米國の妄を解く

アメリカの日英同盟に對する意嚮は、斯くの如くしてダン／＼とハッキリして來た。當時まだ日英同盟更新の希望を持ちつつあつたイギリス政府としては、先づこのアメリカの意嚮に副ふことによつて、同盟更新に對する障害を除去しなければならなかつた。此イギリスの心事は、六月十八日のイギリス下院に於ける討議に際し、オースティン・チェンバレンによつて表明せられた。

此日サミュエル・ホーアは、英帝國の歐洲に於ける外交政策は英佛親善を基礎とし、世界外交政策は英米親善

を基調とすべきであるとの前提の下に、日英同盟現在の形は、アメリカ及濠洲其他の自治領に不安を感じしめてゐる。右同盟更新の問題は、自治領首相會議に於て、各方面から之を検討すべきである。さうして之が検討は出來得る限り、公然之を行ふべきであると要望し、更に日本は日英同盟を利用して、朝鮮、支那に於て、種々の行動を敢てしたと論じた上で、

若し本同盟にして、更新せらるゝ場合には、支那の正當なる要求及びアメリカの反對ある點に顧みて、之を修正すべきである。と示唆し、且これが更新と否とは、今直ちに決定することなく、本協約終了に當るべき今後の十二ヶ月の期間内に、太平洋に利害關係を有する、一切の國の會議を開いた上で決すべきであると提言した。

次いでネール・マックレアンは日英協約の改訂については、支那を参加せしむべきであると述べ、ベレールスは日本の如き軍國主義の國との同盟は、更新すべからずと主張して、勝手な熱を吹いたが、之等の論議に對して、政府を代表して居つたオースティン・チェンバレンは

日英同盟協約更新問題に關する英帝國會議の結果如何、又は同問題に關して如何なる方針をとるべきかは、同會議が開かれるまでは不明である。此同盟の更新には、如何なる形式を以てするに拘らず反對であるとの議論の第一の根據は、右同盟を結んだ事情は消滅したとの點にあるが、成る程今日の事情は昨日の事情ではない。然し明日の事情がどうなるかは知ることが出来ない。吾人は將來如何なる結合の成るべきかについて思を致さなければならぬ。

又此同盟がアメリカに於て誤解や不安を生じたと論ぜられたが、吾人は同條約上の兩締約國の義務についての消息に通じないもの、又はアメリカとの間に友好關係を持続せんとする英國人の固き決心につき、誤解をしてゐる民衆の間に、或程度の

不安の念の生じたことがないとは云はないが、アメリカ又はアメリカ政府に於て、日英同盟の企圖、若しくは結果につき、何等眞の不安を生じたとは信じない。斯かる不安を生ずべき何等の理由も無いのである。

元來アメリカとの間に存する誤解を除き、アメリカとの間に存する友好關係を、極力助長せんとするは、常にイギリスの根本方針でなければならぬ。アメリカとの間に軍備競争をなすは、二國間の不幸である許りでなく、世界文明の不幸である。吾人はアメリカに對抗し、またはアメリカに對して行動をとらざるべからざるに至るが如き、同盟の締約國となつてはならない。

然し夫れだからと云つて、日英同盟を如何なる變更したる形式の下にも、繼續することが出来ないとは云ふ趣旨ではない。

アメリカとの間に、完全なる諒解を遂げ、且密接なる協力を行はんとする吾人の願望と、同盟國との間に、密接且親密なる友好關係を持続せしむることとは、之を兩立せしめ得ると思ふ。蓋し日本は同盟を發動せしむべき時機が來れば、忠實に立上り、且無限の價値のある援助をイギリスに與へた。而して其援助たるや、吾人英本國內にあるものも、其餘惠を受けたが、其最大の利益を受けたものは、英帝國の他の部分であつた。

と述べた。これは云ふまでもなくアメリカに向つて、アメリカの爲に云つたものである。即ちイギリスは斯くして日英同盟に對するアメリカの誤解を釋かんとしたのであつた。

イギリスが斯くしてアメリカに對する工作に力を致すとき、日本も亦幣原大使の聲明によつて、其片棒をかついた。即ち幣原大使は、六月三十日ヒューズ國務長官に内示した上で、七月四日を以て、次の如き聲明をワシントンで發表した。

日英同盟更新を目的とする商議は、今日まで未だ開始せられざる處、世上本同盟の米國に及ぼすべき影響に關し、頻りに事

實を誣ふるの言説を流布する者あるが如し。抑も日英同盟を以て、米國に對する抗敵若しくは防衛の具として、企圖せられたりとなすが如きは、牽強の甚しきものにして、本同盟は過去二十年の間、二回改訂せられたりと雖、之を通貫せる根本方針に至りては、終始渝ることなく、其の庶幾する所は、恒に極東全局の平和を保持し、且之を鞏固ならしめんとするにあり。千九百二年の第一次協約は、前記の政策に順應し、兩締約國の一方が、其特定の利益を擁護し、又はその國家的安全を防衛するの必要上、戰爭を強ひらるゝ場合、その範圍を局限せんことを期したり。當時支那は外國侵略の脅威の裡にありしを以て米國は兩締約國に對し、深厚なる友誼を示し、該協約に對し賛同の意を表せり。

千九百五年日露戰爭後、事態の變遷に鑑み、本同盟の更新改訂を見たるが、米國が或は將來兩國何れかの敵國たることあるべしとは、當時兩國政治家の夢想だもせざりし所なり。改訂協約中此邊につき、何等の規定をも挿入せざりしは、偏に如上の事由に基きたるものに外ならず。同盟は千九百十一年再び改訂せられたるが、其第四條に於て、左の通り規定せり。

兩締約國の一方が第三國と總括的仲裁裁判條約を締結したる場合には、本協約は該仲裁裁判條約の有效に存續する限、右第三國と交戦するの義務を、前記締約國に負はしむることなかるべし。

該條項はその米國に對する關係に就て、屢々論議の題目となり、解釋を異にするものありと雖、實際の見地よりすれば、該條項を挿入するに至れる實情に顧み、其意義に關する一切の疑問は、容易に之を除却することを得べし。本來千九百十一年同盟の改訂を行へるは、主として當時英米間に於て進行中なりし、總括的仲裁裁判條約締結に關する、商議の進捗を圓滑ならしむるの目的に基くものなり。

日英兩國は、未だ嘗て本同盟適用の結果、米國の利益に反するが如き場合を想像したることなく、而して苟くも英米兩國間に、戰爭の機會を除却せんとするの計畫は、固より日本の歡迎する所にして、前掲第四條の規定は、實に右の精神に基くものなり。

この點に關し、日本政府の政策は、今日と雖、毫も變ることなく、前記英米總括的仲裁裁判條約が米國上院の批准を得ること能はざりし事實に據り、何等左右せらるゝことなし。

將又千九百十四年英米兩國政府により、調印批准せられたる、平和委員會條約を以て、日英協約第四條に、所謂總括的仲裁裁判條約と看做すべきや否やの問題に關し、法律論を試むるの必要も之なしと信ず。蓋し法律的問題は別とし、日英同盟が、如何なる場合に於ても、米國に對抗するものにあらざるは、現行協約商議の當時に於て、已に明確なる了解を経たる所なればなり。

内田外務大臣は千九百二十一年二月四日、衆議院豫算委員會に於て、此點に就き、日本の態度を説明して、左の趣旨の陳述をなせり。

「本大臣の了解する所に據れば、同盟條約第四條の規定を設くるに際しては、特に米國を豫想したるものにして、隨つて右第四條に所謂總括的仲裁裁判條約が、批准せられたりや否やは、實際の問題としては、何等關係する所なし。即ち廣き見地より謂はゞ、協約締結當時、已に米國に對しては、本條約の適用無しとの了解ありたるものと云ふも不可なかるべし。」

日本は固より其極東平和の爲最も緊要なりと認むる、日英兩帝國の友好協力の連鎖を、鞏固ならしめんとする念切なるものあると同時に、米國との傳統的關係に對する、一切の妨礙を排斥せんとするの確固たる決意を有するものなり。然り而して、如上の兩關係は何等相拮する所なきのみならず、却て相互に補足的にして、且不可缺なるを信ずるものなり。

外間動もすれば、同盟は日本の支那に於ける侵略的計策を助長するの傾向ありとの、批難を加ふる者あり。果して然らば、これ協約前文の規定、即ち「支那の獨立及領土保全、並に支那に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て支那に於ける列國の共通利益を維持する」の趣旨に悖戻すべし。斯くの如く侵略的企圖は、密に其達成の望なきのみならず、却て自己の安寧福祉を破壊するものたるべきは、日本の十分承知する所なり。日本は衷心支那が速に和平統一を遂げ、鞏固

なる政府を樹立するに至らんことを切望し、兩國互信協戮の關係を助長せんことを庶幾するものなり。餘事は姑く措き、日本の甚大なる商業上の利害關係の見地のみより考慮するも、如上の政策に出づるの賢明なるは明瞭なり。而してこれ實に日英同盟の根本義にして、同盟は未だ曾て右精神に背反せることなし。

要するに、これもアメリカを對照としての辯解である。即ちこれによつて日英同盟に對するアメリカの反對を除かんとしたのである。尙此聲明の内示を受けたヒューズは、「予は之が發表に異存を挾まうとは思はないが、若し大使が其聲明を發表されるならば、夫れは全然大使の責任に於て、且アメリカ政府の同意を得て發表したものでないと云ふ明白な了解の下にされたい。アメリカ政府はこの發表に對して何等聲明をする積りもなければ、又本件に關し何等責任をとる考もない」(註)と云つたとのことである。

(註) Foreign Relations of the United States, 1921, vol. II, pp. 316.

各自治領態度を表明す

英帝國會議に代るべき自治領首相會議は、大正九年秋に開かるべき筈で、イギリス政府としては、種々これが爲の準備を進めると共に、我國に對してもこれが開會を仄かして居つたが、急に翌年に延期せられ、愈よ其ロンドンに開會を見たのは、大正十年六月二十日であつた。此會議は英帝國會議程大規模のものでなく、英本國の閣議に、自治領の代表が参加すると云ふ程度のもので、Imperial Cabinet Meeting と稱せられた。

此會議の議題としては、日英同盟の更新、國防に關する問題、渉外事件について一國として共通の政策をとる

べき方法、英帝國との組織を議すべき憲法會議の開催の場所並に議題の決定等であると豫定せられたが、其中でも日英同盟問題が、最も重要な議題とせられた。

さうして會議の開催が近づくと共に、各自治領とも、次第に此同盟問題に對する意嚮を公けにした。先づ濠洲首相ヒューズは、四月七日の聯邦下院に於て、「將來の平和を維持する手段として、日英同盟條約を以てするか、又は之を廢棄して多額の海軍費を以てするか、其孰れを選ぶかと云はば、何人も之を諒解し得るであらう」と、同盟更新賛成の見解を明らかにしたが、然しそのあとへ「濠洲が白濠政策をとつて居ることは、同盟更新を困難ならしめるものである」と附け加へ、更に「日英同盟條約は、日英及濠洲の孰れにも容認せらるべきものならざるべからざると共に、米國にも満足と與ふべきものたることを要する」旨を明らかにし、「予は英米濠洲の満足すべき同盟條約更新に賛成であるが、然し濠洲が、何等かの犠牲を支拂はなければならぬやうならば、之を容認しないであらうことを誓ふ」と結んだ。

此濠洲の同盟に對する態度について、Buellは、ヒューズは初め同盟反對であつたが、ロイド・ジョージから日本との戦争があつても、イギリスは構ひつけぬとおどされて變説した(註)と記述してゐるが、元より其眞偽をたしかむべくもない。但濠洲の労働黨は、六月二十二日の大會に於て、「異民族による保護に依存することは、白色人種滅亡の端を開くものである」と云ふ理由によつて、同盟反對を決議してゐる。

之に先つて濠洲と不可分の關係にあるニュージーランドの態度は、表明せられてゐた。即ち三月十六日の上院に於て、日英同盟反對の意見を述べたものであつたのを機會に、議長フランシス・ベルは、「予は各議員に對し、

日本を友邦とするか、又は之を友邦とすることを拒絶して、英帝國をして、軍費の負擔に苦ましむべきか、孰れを可とするかを問はなければならぬ。戦時中日本が、ニュージールランドの爲に盡したる恩義を、忘却せんとするものあるは遺憾である」と述べたが、更にマッセー首相は、三月二十二日の議會閉會式に於て、兩院議員に對してニュージールランドが、其住民の選擇權を主張し、且保有し得る限り、日英同盟條約更新によつて、ニュージールランドは得る所多くして、失ふ所は皆無である。予は日本が戦時中條約上よりすれば、ニュージールランドを援助するの義務なかりしに拘らず、誠心誠意、忠實に且有益なる援助を興へたることを忘るゝことが出来ない。

と述べて、同盟更新に賛成の意を明示した。

次に南阿聯邦首相スマッツは、五月二十二日の下院に於て、自治領首相會議に關する聲明を行つたが、其中に於て日英同盟について「今日最も考慮を拂はなければならぬのは、英米間の諒解及び協力を出來得る限り確立することである。従つて日英同盟の更新は、米國の利益に對して、何等害毒を及ぼさないと云ふことを、條約の形式を以て、米國に首肯せしめるのでなければ、之をなすべきでない」と述べて、米國との完全なる諒解なき限り、同盟更新に反對である旨を明らかにした。

斯くの如く濠洲、ニュージールランド、南阿の各當局は、孰れも日英同盟更新に關する意見を發表したが、此問題に最も重大なる關係を持つカナダ當局だけは、黙して語らず。メイゲン首相は六月六日、ロンドンに向つて出發するに當つても、僅に「同盟條約の條項にして米國の満足するやうに改訂せらるるに於ては、カナダも之が改訂に賛同することを躊躇しないであらう」と語つただけであつた。

然しカナダは諸自治領の中、最も米國本位であつたが故に、米國の喜ばない日英同盟に、進んで賛成するものでないことは明白であつた。殊に當時カナダ議會に於て、カナダ首相は自治領首相會議に臨んでも、何等自由裁決權は無く、一切の決定は、之を本國に知照し、議會の同意を俟つて決定すべきであるとか、ロンドンに於て、決議された如何なる條約も、カナダ議會の批准を経た上でなければ、何等カナダ人民を、拘束する力が無い、と云ふやうな議論が行はれ、メイゲン首相は、頗る困難な立場にあつたが故に、成るべく控目の行動をとつたやうであつた。従つて同盟問題についても、確たる意見を明らかにしなかつたのであらうが、然しカナダ議會で行はれた、斯う云ふ言論は、結局同盟更新反對を意味するものに外ならなかつたのであるが故に、メイゲンが日英同盟に反對するのは、當然の成行であつた。

(註) Paull; The Washington Conference, pp. 130—131.

支那の執拗な反對運動

日英同盟條約改訂の機が迫つたと見た支那は、大正十年春から、これが反對に馬力をかけ始めた。

従來支那に於ける民間の日英同盟反對運動としては、大正九年七月、永く駐支英國公使であつたジョルダンが歸國するに際して、上海の支那人代表と稱するものから、同盟繼續反對の覺書を手交したとか、大正九年末頃、ロンドン及び米國各地にある、支那人商務總會が、連署して、駐英支那公使顧維鈞に宛て、同盟繼續反對を申出でたとか云ふ位の程度のものに過ぎなかつたが、大正十年春になると、かつて山東問題等に關する反日運動の

中心であつた、上海に本據を持つ、全國各界聯合會、全國各學生聯合會、上海學生聯合會の三團體が主となつて、俄然熾烈な反對運動を展開し始めた。

先づ五月十八日在英支那留學生に宛て、同盟反對の爲に活動せよとの通電を發し、次いで同二十四日には英國首相、外相、上下兩院、タイムス、モーニング・ポスト、デリー・テレグラフ、デリー・ニュース紙等に宛てて、反對の決議を打電し、其中に於て「若し英國が吾人の意見を容れざるに於ては、吾人は日本に對すると同様の態度を以て、貴國に對するであらう」と威嚇をさへ試みた。

其外五月十九日に開かれた全國新聞聯合大會に於ては、日英同盟中に「支那又は支那保全」と云ふが如き文字を含ませることに反對であると云ふ決議をしたが、上海總商會は日英兩國公使に宛て、「日英同盟條約中に、支那に關係ある文字あるに於ては、支那は決して承認する能はざるべき旨を、本國政府に轉電されし」と云ふ要請電を發した。さうして六月一日には江蘇省議會に於て、徐大總統及國務院に對し、同盟反對の決議を打電したが、湖南省議會も亦英國首相に對し同盟反對を電報するに至り、組織立つた反對運動が着々行はれて來た。

さうして此支那の同盟反對運動は、獨り民間のものがやつただけでなく、政府當局も之に狂奔したが、ワシントン駐劄の支那公使施肇基の如きも、六月二十四日夜、アトランチック・シティ開催の、ニューヨーク銀行業者大會席上に於て、公然と日英同盟反對論を主張して、憚る所がなかつた。其要に曰く、

日英同盟は東亞に於ける、日英の利益を保護せんが爲に、案出せられた侵略手段である。此條約は支那に重大なる關係を持つものであるに拘らず、支那人は之に關して、何等協議にあつたことがない。何れの國と雖、斯かる待遇を受くるに於

ては、憤慨に堪えないであらう。支那國民が擧げて、同盟更新反對を叫ぶは當然である。極東平和の維持に對しては、獨り日英のみならず、他の諸國も均しく重大な關係を持つてゐる。フィリッピン及ゲームの領有によつて、東亞に關係を有する米國、及東亞の大半に蹣跚する支那を度外に於て、極東平和の維持を云ふことは出来ない。イギリスに於てはロイド・ジョージ氏の如き、親しく世界大戰の慘禍を熟知してゐるが故に、再び世界騷亂の起らんとするものを、坐視して居るやうなことはないであらう。従つて極東問題に關しては、時を失せず、支那及米國と内議して來るべきであらうことを疑はない。

ん。

御用外人の暗躍

然し支那の日英同盟反對運動の、最も惡質を極めたのは、支那政府御用の外人が、種々の暗躍、明躍をつゞけたことである。其中の主なるものは國務院統計局諮議シンブソン、總統府顧問ファーガッソン、交通部經營の Government Bureau of Economic Information の、上海代表ドナルド、商報記者ソコルスキー、北京天津タイムス主筆ウッド・ヘッド、上海のミラード・レヴェュー社主のミラード等で、彼等はイギリスの自治領首相會議開催の前後、英米兩國に赴いて種々の策動を敢てした。

さうして其中にあつて、最も同盟反對の爲に策謀をつゞけたものは、シンブソンであつた。彼は其後自ら支那政府に對して、日英同盟破壊の爲に如何に活躍したかと云ふことを報告する所があつた。該報告書は大正十一年十一月十三日から十七日に至る數日間に互つて、ウッド・ヘッドの主宰する北京天津タイムス紙上に連載せられ

て、一世の耳目を聳動した。

シンプソンは大正十年三月三十日北京を出發し、四月二日上海で乗船、四月十七日ヴァンクーバー着。五月六日米國に入り、六月一日ロンドンに到着し、九月十五日英國を出發して、再びアメリカに渡り、ワシントン會議中米國に滞在した。

當時彼の行動に關し、我政府から支那政府に問合せた時には、顔外交總長自ら、彼は在支多年なるによつて、請假歸國したもので、序に外交部から在外支那公使館の状況等を視察したり、英米の對支態度を確かめて報告することを依頼したことはあるが、外國政府や一般公衆に對して、支那政府の意見を發表するやうな委任を與へたことはないといふ可減な返事をしたが、彼自らは「一九二二年三月外交總長顏惠慶氏から如何なる手段に訴ふるも、其意に任せるから、支那問題殊に日英同盟に關する支那の態度を、英國人に知らしめると云ふ、困難な事業の處理に異存がなければ、海外に出發する用意をするやうにとの命令に接した。且六月に開かれる英帝國會議中は、何人かロンドンに滞在する必要のあることも話された」と、其報告の冒頭に書いてゐる。

彼の記録によれば、彼は先づ英國を動かす爲には、カナダを動かすことが効果的であると考へ、首相メイゲン及反對黨の首領キング等に會見して、大いに同盟反對論を鼓吹し、新聞紙を利用して盛んに反對論を書き立てさせた。さうしてこのシンプソンの動きが、さうでなくては同盟反對であつたカナダの反對を、一層決定的ならしむる上に、若干の作用をなして居ることは認めなければならぬ。シンプソンはカナダから米國に行つて、國務長官ヒューズや、上院議員ロッチ、ボラー、ハイラム・ジョンソン、ヒッチコック等と會談し、其後ロンドンに渡

り、こゝに三ヶ月に亘つて滞在して、太に策動したことが報告書の中には詳細に記されてある。

この報告書には、彼の同盟反對の爲の運動振が、委曲收められてある。即ち「予のロンドンに在ること三ヶ月、此間議會に於て支那及極東に關し、質問の提出されたもの、二百問以上に及んだが、其殆んど大部分は、予の演説及び奔走に基いたものである」とか云ふやうな自畫自讃もあれば、内閣書記官長ハンケーや、首相秘書グリッグに談じこんだ次第の記述もあれば、デリー・テレグラフ、マンチエスター・ガーディアンなどの新聞を動かした経緯などもある。勿論この記録には、多分の誇張もあれば歪曲もあるに相違ないであらうが、當時シンプソンが、日英同盟更新反對の爲に、盛んに策動したことは、これによつて明白である。

さうして極東の事情に通じない英米人の中には、彼の説を聞いて、さう思ひ込んで仕舞つたものもあれば、又同盟反對論者は、彼の遊説によつて益々勢を加へると云ふ有様であつた。

なほ此等の所謂お雇外國人の外にも、かつて駐支米國公使たり、後支那政府の顧問となつたラインシュの如きも、同盟反對の爲に一役を買つて出た。彼は六月十三日ワシントンに於て通信社を通して、次のやうな極めて惡意に満ちた同盟反對論を公にした。

一般に想像せらるゝ所によれば、日英同盟更新の主要なる効果は、英國の後援の下に、日本の軍閥政治を獎勵するものであると云ふことである。米國に於ける輿論から考察するに、米國側の憂慮は、本條約が、英米關係に適用されるものでないことを、條約中に特定することによつて、鎮靜せしめ得るであらう。然し其場合でも、尙日本は米國と何等か事端を構へた時、英國政府に友誼的中立や、財政的援助を依頼し得るであらう。然し條約關係の本質は、東洋殊に支那に於ける日英關係に存

するから、若し本條約が支那に適用されないことが定められなければ、其結果は、日本はイギリスの援助によつて、北支那に於ける利権を要求すべく、イギリスは日本の反對を受けることなくして、南支那に於て同様の要求をするであらう。さうして兩國は米國の門戸開放主義を認めながら、支那に於て特殊勢力範圍を形成するに至るであらう。従つて日本の排他政策を強固ならしめ、支那に於ける米國の勢力及機會を制限するの傾向愈々大なるものがあるであらう。と。斯う云ふ支那から雇れた外國人が、一齊に同盟反對に乗出したことは、嘗てさへ下地のあつた米國の同盟反對熱を刺戟した。斯くして米國に於て、日英同盟反對の熱があがると、それは直ちにカナダに移つて行つた。此點は確かに之等御雇外國人の運動は効果的であつた。

同盟反對とカナダの役割

一體歐洲戰爭の結果として、各自治領のイギリス本國に對する發言權は、自然と大きくなつて來てゐたが、中についてもフランスの戦線に、五十萬の大軍を送つたカナダの、英本國に對する發言權は殊に大きいものがあつた。現に大戰中ロンドンに開かれた英帝國會議に於て、議長はイギリス總理大臣であつたが、副議長には從來他のイギリス關係が占めた前例を破つて、カナダ首相があつたと云ふ事實によつても、カナダのイギリスに對する地位がどんなものであつたかと云ふことが明らかに判る。

従つて今回の首相會議に當つても、イギリスとしては、このカナダの意嚮は相當重視しなければならぬ立場にあつた。然るにこのカナダ首相メイゲンが、日英同盟に反對であるのみならず、メイゲンを送つたカナダの聲も

前記のやうであつたのであるから、首相會議に於ては、メイゲンが同盟更新説打破の爲に最も重要な役割をつとめることになつた。

然らばこのカナダの反對は、何によつて來たか。勿論アメリカの同盟反對の態度によつて、インフルーエンスを受けたことが多きに居るに相違ないが、其間に支那側の反對工作の力が、相當に作用して居ることも認めなければならぬ。

日英同盟更新反對の策動に乗出した支那政府並に、其手先に躍る御用外人連は、この策動を成功せしめる爲には、アメリカの反同盟熱を煽ると共に、カナダを動かすことが最も効果的であると判断した。其結果彼等はカナダをして同盟更新に反對させるべく全力を傾注した。

さうして此策謀は、先づジ・ネーヴの國際聯盟會議に出席するの途次、四月十七日ヴァンクーバーに到着した大理院長王寵惠、及びこれと同行したシンプソンによつて着々と進められた。王寵惠はシンプソンと協議の上、カナダ上陸後、先づ長文の聲明書を發表した。

此聲明に於て王は支那には三つの致命的の障礙があると説いて、其第一に聯盟規約の第二十一條を挙げ、第二に日英同盟條約、第三に石井ランシング協定を數へ、さうして日英同盟については

日英同盟は太平洋に於て、戰爭を挑發するものである。其場合支那はアメリカと、一所になつて、日本及イギリスと戦はざるを得なくなる。

と述べ、「支那は是等のものが現状の儘に存在する限り、其繁榮も安定も、脅威を受けざるを得ないが故に、この

三つのものを本年夏中に、満足するに足るやうに處理をつけることに決心した」と聲明した。(註一)
一方シンプソンも亦宣傳戰を開始した。彼がカナダの新聞紙に發表したところは

予は倫敦に於ける首相會議中、同地に滞在することを支那政府から命ぜられ、且日英同盟に關する支那政府の意見を關係者に知らせることについて、予の適當と認むる手段をとるべき權限を委任せられた。該同盟の本文に於て、支那及支那領土を、恰も地理上の名稱に過ぎないものゝ如くに取扱つて居ることは、獨立國たる支那の威嚴を毀損するものであるが故に、支那はイギリス政府に抗議すること一年以上に及んでゐる。若し該同盟が更新されるならば、現協約の如く支那に言及すべからざることを要求したが、イギリスの回答は、常に不得要領である。外交文書には記載することが出来ないが、支那政府の見によれば、該同盟の更新は、日本が支那に蒙らせる總べての不正、殊に山東問題の處理が、イギリスの裏書によつてなされるゝと云ふことになるのである。支那政府は予に渡英の途次、オッタワに立寄り、是等の意見を、カナダ政府に説述すべきやう命じた。若し該同盟が更新されるならば、支那はアメリカと一層密接の瞭解を求めなければならぬ。何んとなれば、該同盟の更新は、日本をして支那に於て各種の意圖を進行せしむべき容認を得たものと信ぜさせる結果、日本は益々其地位を進め、従つて支那は一層悲惨な地位に陥ることになるであらう。故に同盟にして更新せらるゝならば、日米間に起る有らゆる紛争に關し、支那は直ちにアメリカの方に加擔し、アメリカと共同して日本と戦ふことにするの外はない。故に同盟にして存する以上、イギリスが斯かる紛争に加はらざらんとしても、既に第三國が、日本の敵として参加するに於ては、イギリスは同盟條約によつて日本に加擔せざるを得ないことになり、此處に英米の戦争となり英帝國の分裂とならざるを得ない。(註二)
と云ふ要旨を以て、日英同盟にして更新せらるゝならば、カナダが最も恐れるアメリカとの戦争が避け得られざるものとなるゝと云ふことを、カナダ人に印象づけることに努めた。シンプソンは、此點について自ら「從來用ひら

れなかつた新しい議論を引證した」と誇つてゐる。

尙シンプソンは首相メイゲンに會見を求め、揚支那領事の斡旋によつて、五月三日午後議會内に於て、一時間に互つて會見した。この日の會見についてシンプソンは其報告書の中に次の如く記してゐる。

筆者は指定の時間に議會に赴いた。多數の政客は首相に面會せんとして待つてゐた。蓋し數ヶ月後に於て首相の引退を餘儀なくするに至つた危機は、此時既に發生してゐたのである。筆者を首相に紹介するに先ち、秘書官は多數の約束があるから會見時間を五分間に限つて欲しいと云つた。よつて筆者は紹介が済んで座に着くと直ぐに、

予はただ新日英條約の條項を、貴下に手交するが爲に來たのである。貴下は他の英國屬領首相等と共に此條約に調印する爲に、來月ロンドンに招集せらるゝ筈である。

と語つた。ペンを手にし多數の書類を置いた机に向つてゐたメイゲン氏は、何事をも拋棄したやうな様子で、筆者の言が何を意味するのかと尋ねた。

茲に於て筆者は、數多の出所から入手した報告によつて編纂し、而して後日ロンドンに於て、其正確であることを知り得たところの新條約の簡明な摘録を手交した。この草案に於ける主たる改正は、現行條約の前文の廢止、條約の有効範圍から特にアメリカを除く條項の挿入、支那に關する條項の削除及協約の期限を五ヶ年に短縮することであつた。議會に於ける立場に關し、既に甚しく苦心中であつたカナダ首相は、筆者をして意見を盡させることを許した。筆者は約一時間に互り、出来る限りの速力を以て、極東問題及支那に於ける形勢から發生せんとしつゝある、大なる危険について説明した。筆者が説き終ると、首相は其説明を覺書にして欲しいと申出でたので、筆者は其翌日次の如き文書を作製したが、此文書はロンドン會議參考書として、カナダ外務省に保存せられた。

覺書 一九二一年五月三日、オッタワ議會に於ける會談を、カナダ首相の要請により、茲に摘録する。

支那が日英同盟の更新に關して採つた手段は、茲に添付する、昨年六月新聞紙に與へた公文の寫の示す通りである。即ち支那は本件に關して唯一抗議者たるの外、何等の資格がないから、其往復文書に於て、主要なる論點を提起することが出来なかつたのである。其主要なる論點は、同盟條約の更新は、全支那に於て、戰時中日本が支那に對してなしたる、凡ての罪惡を裏書する許りでなく、ヴェルサイユ條約に於ける、明らかに横暴である山東條項に對する、有力な裏書と考へらるべきことである。

之等の點を先づ十分に諒解して置く必要がある。何んとなれば帝國會議に於て、如何なる決議に到着するとも、其決議は必ず支那の政府及人民によつて、この見地から批判せらるべきであるからである。筆者は首相に手交した條約案中にある四つの修正條項が、正確であるかどうかを、公式に斷言することの出来ないものである。何んとなれば、此修正條項は非公式の會談を報告した秘密報告として、北京政府に達したもの以外ならぬからである。然し大體に於て其正確であることは疑のないものである。吾人の知る所を以てすれば、最近まで駐支公使であつたサー・ジョン・ゾルダンを含む、ロンドン外務省の委員會は、本條約研究の爲、一年間開會せられた。明らかに今や是等研究の結果は、草案中に含まれてゐなければならぬ。さうして吾人が、電信報告によつて入手したものは、其草案であらうと考へる。

條約の顯著な目的（即ち平和と安全とを保障する）に關する新協定は、以前の三回の條約と同様不完全なものである。實際上其價值は、單に戰闘に關する約定、軍事的文書に過ぎない。しかも夫れはイギリスに都合よい時に限られて居る。さうして其圓滑な字句の下に、正確に此意味を含有し、從つてイギリスはその報償として、日本が支那に侵入するのを、許さなければならぬことになつてゐる。此點は北京政府によつて、十分に諒解せられ、支那の敵は日本にあらずして、過去二十年間、支那の政治的將來に對し、道徳的考慮を拂はなかつた、イギリスの政策であることを知つてゐる。過去に於ける日英條約の

主なる、寧ろ其唯一とも云ふべき目的は、支那を國際分子として脆弱且無能ならしむるにあつた。必しも支那がアジアの邦國にあらずして、ヨーロッパの國であつたならば、日英兩國のつたであらうと思はれ、最初の手段は、支那を紛擾の巷とすることであつたであらう。此點が重要であるが故に、茲に筆者が特に首相の注意を請はんとする一事がある。それは若し帝國會議にして、太平洋の平和を保持し、日米間に戰爭の起らんとする點を除去することを希ふに於ては、帝國會議に於て考慮せられざるべからざる支那問題の原因が何であるかと云ふことである。支那の中央政府の主たる弱點は、關稅を増徴することを、通商條約によつて禁止せられてゐることである。而し此間接稅は生活の程度が低く、而して他の課稅をすれば、必ず暴動を惹起するやうな國に於ては、唯一の眞に有利な課稅なのである。

現在に於て支那の關稅率は、八十年前と同様である。即ち空名の五分稅を基礎としたもので、實際に於ては價格の騰貴の爲に、三分若しくは四分に過ぎなくなつてゐる。さうして年々徵收し得るところは、八千萬弗即ち米貨四千萬弗に過ぎないのである。この滑稽な金額はカナダが、其關稅として得る額の四分の一に過ぎない。而かも其全部が外國借款の爲に吸收されて、政府の手に残る所は無いのである。從つて政府は鹽稅、鐵道收入の餘剩、郵便收入、煙草、酒稅等によつて、經費を支出し、其存在を圖らなければならないのである。然るに過去二十年間、此問題を處理すべき何等の企圖も曾て行はれたことがない。資金の斷へざる不足は、支那に於ける凡ての紛擾の原因である。如何なる政府と雖、相當の收入なくして、其職權を行ふことは不可能である。西洋諸國民が提議した姑息手段は、全く不埒なもので、銀行團を組織し、獨占的特權の許さるる限り、金を貸さうとするのである。支那に助力するにあらずして、唯金を貸さうとすることは、之を防止しなければならぬ。支那にして銀行團の條件を承諾するに於ては、今日幾何でも、金が借りられるが、然しそれは單にトルコとなるのみである。これが支那の實狀である。

支那が眞に必要とするところのものは、臨時關稅である。之に依つて支那が今日得る歲入の倍額を得んとするのである。若

し此金を得るに於ては、少くとも統一及改革の事業はその緒につくを得るであらう。

これは日英同盟の問題と關聯して適切に考慮し得る問題である。何となれば日本は若しもイギリスの直接の壓迫がなければ、斯かる改革を確かに無制限に延期せんとする國であるが故に。さうしてイギリスが、斯くの如き壓迫を日本に加へ得るのは、日本が如何なる形たるを問はず、イギリスが與へるであらう條約更新を求むる、今の時を措いてはない。帝國會議に於て均しく考慮し得べき第二の要點は、山東問題の解決である。支那人の所見によれば、今夏の日本との間の如何なる新協定も、實際に於て戰時中、支那に於てなした總ての日本の行動に對する、イギリスの裏書となるものであるから、先づ第一に山東問題を解決し、之によつて支那のヴェルサイユ條約に對する調印を得べきである。支那を満足せしむるの方法は次の如くである。

一、山東に於ける日本軍隊全部の撤退。

二、膠洲灣租借地の還附。

三、實價により、支那に山東鐵道を賣却すること。而して此鐵道を支那政府の鐵道系統と連結し、支那に於けるイギリス敷設の鐵道（京奉鐵道滬寧鐵道）に於けると、同一の比例を以て、日本人技師を技術部に在留せしむること。

四、青島税關長を議長とする青島港務部を創設すること。舊ドイツ政府所有財産たる總ての船渠、棧橋等、その代價を公債によつて處理し、之を支那地方官廳の管理下に置くこと。

之等四項は山東問題を解決し、現在支那人の惡感の大部分を除き、極東に於ける戰爭の可能性を甚だ著しく減殺するものである。筆者の見所を以てすれば、支那に關する二つの緊急な問題は、關税と山東とである。帝國會議の如き機會に於て、此二問題を正當に處理するは、國際關係に、全然新色彩を與へ、迅速に増大しつゝある、紛争傾向を阻止するものにして、確かに支那をしてトルコの覆轍を免れしむるものである。

右はアメリカ人の意見に大影響を與へ、アメリカ人をして、筆者が論じた殆んど總ての問題に於て、支那人と意見を同じうせしむるところのものである。

日英兩國が、防禦の目的のために協定するところあらんと欲すれば、同盟條約のやうな危険な文書によることを必要としな。其長短若しくは精確に拘はらず、覺書の交換によつて爲し得るもので、斯くして一九一七年の石井ランシング覺書の先例により、現にアメリカが持つ疑惑及憤怒の大部分は、消滅するであらう。之に反して若し月並外交策が踏襲せられ、新同盟條約が調印せらるゝに於ては、假令變更されたにしても、尙其舊性質を保持するであらうが故に、之によつて生ずる現象は次の如きものでなければならぬ。

支那はアメリカと提携するに相違なく、之が爲に支那沿岸に於て、アメリカの望むところの海軍根據地、若しくは何なりとも、アメリカの希望する特權を提供するであらう。既に現在直隸灣防備計劃と稱する、一種の海軍計劃があるが、此計劃はアメリカの動員するまで、首都北京に對する攻撃を防がんとする目的を以て立案されたものである。此文書は極秘のものとして茲に添付して置いた。

日英同盟の新條約は、また支那を驅つて常に援助を申出しているロシアと接近せしむるものである。其結果は支那をベルシヤや、アフガニスタンと同様の方向に向はせるもので、是等兩國は、イギリスよりも、寧ろ勞農政府から、多大の考慮を拂はれることになつた。

終りに記憶しなければならぬ一事がある。如何なる條約も何ものかに拮抗するが爲に求められたものでなければ、同盟條約と稱することは出来ない。此新條約が日米戰爭參加の義務を特別且絶對に、イギリスから除外すべき字句を用ひたとしても、若しも支那がアメリカと運命を共にすべき行動に出た時は、支那に對しては適用されることとなる。然らば早晩英米兩國は、先づ支那の領土に於て衝突し、續いて太平洋の何れかの場所に於て、衝突すべきは自然の歸結である。

此覺書は急遽に、且原本無しに作られたものであらうが、實際現存する形勢の真相を示したものである。(註三)
 是等の支那側の策動が、カナダに於ける日英同盟反對熱を煽る上に、どれだけの效能があつたかは疑問であるが、アメリカの方の同盟反對の意嚮は、カナダ側に傳へられて、カナダには相當深刻な同盟反對の下地があつたのであるから、これを煽り立てることは、さしてむづかしい事ではなかつたに相違ない。現にシンプソン自身すらも、これを認めて既に「燃えつつある火を煽るの勞に過ぎなかつた」と云つてゐる。

(註一) Robert T. Pollard: *China's Foreign Relations, 1917—1931* pp. 109,

(註二) Putnam Weale (Simpson): *An Indiscreet Chronicle from the Pacific* pp. 57—58.

(註三) *The Peking Tientsin Times* Nov. 13—17 1922.

支那協會の反對陳情

斯くの如く同盟反對運動が熾烈を極めて居る時、イギリスにある支那關係の團體として、代表的である、支那協會 (Chin Association) も亦これが爲に一役をつとめ、七月八日イギリス外務省に對し、同盟反對の陳情書を提出し、日英同盟條約中の、支那の獨立保障及領土保全について規定した字句に對する、支那側の強硬なる反感を披瀝し、支那の獨立も領土保全も、事實上は實現せられたることがないと極論し、其實例として、日本の山東に於ける現状に満足する能はずと主張し、更に

日英同盟を、従前と同一なる條件の下に更新することは、全く現状を承認すると同一である。従つて右はイギリスの友誼的

行爲と看做すことが出来ない」と云ふのが、支那の見解である。支那人はまた支那及支那の主權に影響を及ぼす如き、如何なる協定も、支那との協議を経ずして締結せられることに對して、無關心なることを得ない。而して支那協會はイギリスは支那に何等特別の利害關係を有せず、而してイギリス自治領、佛、米、日の諸國も之に與らずと思惟す。四大國の支那に於ける利害關係は皆一樣である。即ち日英同盟中の支那に關する規定を實現する爲、一致して支那の改造的政策を助長し、且平和と秩序を維持するに足る確乎たる政府を樹立せしむるよう、支那を援助せざるべからずとなして、日英同盟を擴張して、日英米佛四大國間の協定を作るに至らば、それは永く極東の一般平和を鞏固に維持する上に於て、裨益するところ多いであらう。四大強國は協定を結び、國際團體を組織し、支那の参加を求むるならば、支那に於ける大多數の勢力ある人士の同情を博し、援助を得べく、同時に極東に利害關係を有する、他の諸國殊に日本の繁榮を増進することが出来るであらう。

と述べた。

支那の側面攻撃

國際聯盟規約第二十條によつて聯盟規約の條項と兩立しない、聯盟國相互間の義務又は了解は、總て本條約によつて、廢棄されることに定められ、其上に今後斯う云ふ協定を締結してはならないことを規定してゐる。然しその次の第二十一條で、モンロー主義の如き、一定の地域に關する了解で、平和の確保を目的とするものは、別であると定めて、其例外を規定してゐる。さうして日英同盟の如きは、此第二十一條によつて、其存在が是認されることになつてゐる。

茲に於て支那が考へたことは此聯盟規約の第二十一條を改正し、所謂一定の地域に關する平和を目的とする

解なるものを、モンロー主義のみに限ることにして仕舞へば、夫れで日英同盟も、日佛協定も、石井ランシング協定も、苟くも支那の方で邪魔に思ふものは、全部一所に葬り去ることが出来ると云ふことである。そこで大正十年五月の聯盟總會に當つて、

規約第二十一條中モンロー主義以外の文句は、主として形式上の理由によりて附加せられたるものなるのみならず、之あるが爲に、第二十條の效力を減殺し、平和維持の名の下に濫りに、第三國の領土に勢力範圍を假定し、その國の政治的獨立、並に領土保全に害あるが如き約定の效力をも認むるに至るであらう、平和維持を目的とする規定については各の場合について、規約の主義精神に適するや否やを判断して、其效力を決すべきものである。之に反しモンロー主義は、之によつて或る方面の不安を除くのみならず、同主義が、永年の世界大部分の、平和維持に貢献せるの事實を確認するが故に、此儘存在を認めて然るべきである。

と云ふ理由によつて、斯かる地方的の了解なるものは、其關係國を含めた會議及聯盟總會の議に附し、此に於て認められたるものに限つて、其存在を許すことにしようとする提案した。然しこの支那の聯盟規約改正案は、日英の反對によつて葬られて仕舞ひ、支那が側面攻撃によつて、日英同盟を排撃せんとした計畫は挫折し終つた。

三ヶ月延長の提議

聯盟に對して第一回の通告を送つた頃には、日英兩國政府の間には、同盟條約を更新繼續することについて、暗黙の間に意見の一致が出来て居つたものと見て然るべきであつた。當時イギリス外務省の内に、此同盟研究の

特別委員會が出来てゐたことも事實であれば、日本政府が折角此問題の對策を講究しつつあつたことも、隠れもない事實である。さうして夫れは勿論同盟の更新繼續を前提としてのものであつた。

然るに大正十年五月九日に至つて、イギリス外相は、突如として、我林大使に對して、同盟改訂の件は七月に決定せらるべき筈であるが、自治領首相會議の開會が遅延したりした爲に、其頃までに決定することは困難であると思はれる。よつて三ヶ月間だけ、同盟の效力を延期することにしたと提議して來た。さうして東京駐劄のイギリス大使も亦之と前後して、内田外相に同様の申入をして來た。さうして此イギリス大使の申入れには、七月十三日以前に、日英兩國共に、何等の措置をとらない場合には、日英同盟は夫れで自然に消滅して仕舞ふものであると云ふ見解がつけ加へられてあつた。つまりイギリス大使の言分は、國際聯盟に對する第一回通告なるものは、同盟條約第六條に規定してある廢棄の意思の表示であると云ふのである。

同盟は當然に更新繼續せらるべきものである。其ことはイギリス政府も、全く同一意見であると思ひ込み、その爲の聯盟に對する通告であるとさへ考へてゐた日本政府が、斯う云ふイギリス側の見解を聞かされて、全く驚倒せん許りに吃驚したのは無理もなし。

そこで日本政府は、イギリスに對して、第一回通告の内容、並に此通告を發するに至つた時の事情などをあげて、これを以て廢棄の通告と見ることの當らざる所以を説いて反省を促した。然しイギリスの方では、自分の方の法律最高顧問クラウン・ローヤー（普通は Solicitor General 及 Attorney General）の意見によれば、此通告は正に廢棄の意思表示と解すべきものであると云ふからと言ひ張つて前説をとつて譲らなかつた。

イギリスの見解に従へば、七月十三日迄に同盟條約の條項を、聯盟規約の精神に合致するやうに修訂しなければ、日英同盟は七月十三日を限りとして自然に消滅するのである。之に反し日本の見解によれば、聯盟に對する通告によつては、同盟條約の修正をなすべき、道徳上の義務を負ふに過ぎないが故に、若し七月十三日まで、この修訂が出来なくても、同盟條約は依然として其效力を保つと云ふのであつて、同盟の存在に關する重大なる意見の相違が日英兩國間に起つたのである。

そこで日英兩國の間に種々の折衝が行はれたらしいが、到底意見の一致を見ないので、日本は六月に入つてからは、第一回通告の法律的解釋に對する論争は、お預けとして、單に第一回通告にあげてある期間を延長する意味の、共同通告を國際聯盟に提出することとしては如何かと云ふ、妥協的意見を出し、これが爲の通告文についてイギリスとの間に交渉を進めた。

この通告文について、日英兩國の間に、交渉が重ねられて居る最中に、六月三十日英國内閣は、全員會議を開き、日英同盟條約更新問題を審議したが、其會議には上院議長大法官バークンヘッド卿が、特に上院から呼び出されて出席したと云ふ報が傳へられて來た。さうして之を追かけるやうに、翌七月一日の英帝國會議に於て、大法官が日英同盟は七月を以て満期となるが、進んで該協約破棄の措置をとらない限り、別に更新を要せずして、自發的に存続するものであると云ふ見解を發表して、政界及外交界に一大衝動を興へたと云ふ報道が廣らされた。其直前まで、クラウン・ローヤの研究の結果であるとして、イギリス政府がかたく執つて動かなかつた主張が大法官の意見によつて、卒然としてヒツクリ反されたのであるから、政界、外交界に大なる驚愕を惹起したのである。

は當然のことであるが、然し之に先立つこと數日である六月二十三日、ゲデス大使がヒューズに語つたところに徴すれば、イギリスの方は、既に其頃には、斯う云ふ解釋をとることにきまつてゐたらしくも判斷される。

このことが我方に正式に通告されたのは、七月二日の午後であつた。即ちカーゾン外相は我林大使に對し、書面を以て同様の事情を通知し、同盟條約消滅の問題に關しては、日本政府の見解に同意する旨を明らかにして來た。勿論それは大法官の自治領首相會議に於て説明した所の内容なるものが、新聞紙上に傳へられた後のことであつた。

其結果として三ヶ月延長の問題も、新しい通告文の問題も、自然立消となつたことは、勿論であるが、然し同盟條約を此儘に存続させる爲には、國際聯盟に對する第一回の日英共同通牒について、何等かの手續を必要とすることは、當然の歸結でなければならぬ。

此點についてはカーソンは、七月二日前記の通告をなすと同時に、此聯盟に對する通告の問題についても、案を備へて林大使の同意を求めて來た。

仍つて之に基いて協議した結果、七月七日に至りカーソンと林大使との間に於て、「一九二〇年七月八日付共同通告を以て、一九二一年七月十三日の日英協約が、一九二一年七月以後に繼續せらるゝ場合に於ては、聯盟規約と矛盾せざる形式に於てせられざるべからずとの主義を、兩國政府に於て承認せる旨、國際聯盟に通告したるに因り、兩國政府は、今後更に何等の措置を執るに至る迄、本協約の效力存続中、若し本協約條項に規定せられたる手續と、國際聯盟規約に規定せられたる手續と、相抵觸する事態發生したるときは、聯盟規約所定の手續を採

用すべく、協約所定の手続に據らざることに、合意成立したる旨を爰に聯盟に通告すると云ふ共同通告書の署名を了し、直ちに國際聯盟に送付した。これが前回の共同通告との關係から第二次通告と稱せらるるものである。

首相會議開かる

日英同盟更新問題に關し、各方面の妨害運動が、交錯して行はれつつある折柄、六月二十日を以て英國の自治領首相會議はロンドンに開かれた。第一日には首相ロイド・ジョージの演説があつたが、首相は其冒頭に日英問題を引き來つて、

對外諸問題中、最も緊急にして重要なものは、英帝國と米國及日本との關係である。全世界中、英國が特に其他各國民の爲、平和と公正の待遇とを維持し、軍備競争を避けんと欲することの切なる地域は、太平洋と極東とを措いて他に無い。日英同盟は此方針を貫徹する爲の一要素である。日本は英國の忠實なる同盟國として、英國の危急存亡の秋に當つて、貴重な援助を與へた……吾人は日英兩國間に大なる効果を擧げ、十分に試験を経た、友誼關係を保持して、日本が特殊の利害關係を感じると共に、勿論英米兩國も、等しく機會均等と門戸開放とを欲する、極東に於ける、一切の問題解決に、此友誼を適用せんことを希望するものである。云々

と述べ、次いで對支方針、對米關係等について意見を表明する處があつた。第一日の會議はこれで終り、翌日は自治領各首相の演説が行はれたが、彼等は孰れも日英同盟問題に觸れた。即ちカナダのメイゲンは、「日英同盟の更新には最も慎重なる考慮を拂はなければならぬ」と釘をさし、濠洲のヒューズは「英帝國の對米關係に影響無

き限り、斷然日英同盟更新の可なるを信ずる」と賛成論を公にし、ニュージーランドのマッセーは、「將來其市民たるものを選択するの權利を擁護せなければならぬ」との條件の下に、日英同盟を支持すべき意見を發表した。ただ南阿のスマツは直接に日英同盟問題には觸れず、英帝國將來の安全は一にかかつて、米國との親善にある。さうして太平洋こそ將來の外交の中心であるが故に、英國が首唱者となつて、日米支等の關係國との間に、太平洋問題の解決を圖るべきであると提言し、印度のサストリは何等日英同盟の問題には及ばなかつた。

其翌二十二日には、カーゾンの外交方針に關する演説、チャーチルの植民政策に關する演説があつて、夫れから會議は休會となつた。

斯くて二十七日に會議が再開されてからは、日英同盟更新問題が主たる論議の中心となり、二十七日にはロイド・ジョージの外交政策に關する説明があつて、これを主として討議し、翌二十八日にはロイド・ジョージは缺席したので、カーゾン、バルフォーアの意見を聴いて討議をつづけ、二十九日午前中メイゲンの強硬な同盟反對論の開陳があつた。

さうして此日のメイゲンの一言が、遂に日英同盟更新問題に、最後の止めを刺して仕舞つた。メイゲンは豫め用意した祕密覺書を回付して、「若し日英同盟が更新されても、カナダ議會の批准を経なければ、カナダを拘束するものでない」と言明した。カナダが斯う云ふ主張をなせば、他にも斯う云ふ主張をする自治領も出て來るに相違ない。さうなれば同盟は出來ないにきまつてゐる。さうしてそんなことになれば英帝國其ものゝ運命にとつても、極めて重大なる結果を及ぼさずには置かない。茲に於てイギリスとしては最早同盟更新の問題は、斷念する

外なくなつた。

然しメイゲンとしては、同盟更新問題については、斯う云ふ態度をとらなければならぬ立場にあつたのである。曩に記したやうに、メイゲンは首相會議出席の爲、ロンドンに出發する前に、カナダ議會に於て、此點については言質をとられてゐたのである。

三月四日議會に於て一議員は「來る六月ロンドンに開かるべき英帝國首相會議に於て、英帝國國防、日英同盟更新其他外交方針等に關する諸問題が討議せられるものと豫期されるが、首相は會議に臨むに先ち、豫め之等の諸問題について、確め置く意嚮がないか」と質問した。メイゲンは之に對する答辯中に於て、「首相會議の結果として起るべき案件にして、カナダに關係ある事項については、カナダ議會の協賛を経べきこと勿論である」と言明した。

次いで四月に入るや、反對黨の首領で、後に首相となつたマッケンジー・キングは、

カナダ議會は、カナダがやがて招集せらるべき帝國會議に列席するの慣例を承認するが、この來るべき會議に於ては、カナダと帝國の他の部分との關係に、何等かの變化を生ずべき、如何なる形式による手段もとられざるべきこと、及びカナダ現在の財政上より見て、陸海軍備の目的の爲に、使用せらるべき新費目に對し、カナダに負擔を増課するが如き、何等の行動もとらるゝことがないであらうとの、意見を記録に留めんことを望む。

と云ふ議案を提出し、これを廻つて討論が行はれたが、其際メイゲンは「首相會議の決定について、カナダ議會は協賛を與へることも、與へないことも出来る。さうして協賛を與へなければ、カナダは之によつて拘束される

ことはない」と明言した。さうして、カナダ議會は其決議を以て

カナダ議會はロンドンに於て決議された如何なる條約も、カナダ議會の批准を経るにあらざれば、何等カナダ人民を拘束するの力無きことを要求すること。

と云ふ明確な意思表示を行つたのである。

斯かる決議をつきつけられてロンドンに來たメイゲンとしては、當然に斯う云ふ發言をしなければならなかつたのであるが、殊に彼自身既に日英同盟打破の決心をしてゐたのであるから、遂に斯う云ふ爆彈を投じて、日英同盟更新の議を完全に葬る態度に出たのであらう。

そこで首相會議は停頓状態に陥つた。さうしてイギリス政府は此會議の三日目のチャーチルの演説までは、之を公表したが、それからあとのカーゾンの演説からは、何等の公表をしないことに改め、日英同盟問題に關する討議は、一切明るみに出されなかつた。

すると七月一日にパークンヘッドが、此會議に出席して、同盟條約の自動的延長論を發表したのであるが、現に六月二十八日までは依然同盟條約は七月十三日を以て満期になると云ふ主張を固執して居つたイギリス政府が僅々數日間に約變するに至つた原因は那邊に存するか。

首相會議に於ける論議、殊に二十九日のメイゲンの主張が、茲に至らしめたものと判斷する外はない。二十九日のロンドンの新聞イヴニング・スタンダードの夕刊は、逸早く「日英同盟條約は自動的に延長せらるべきものであるとの結論に到達した。これで同盟問題の決定は急ぐ必要がなくなつた。カナダや濠洲の首相も歸國の上

で、十分に協議をする餘裕が出来たわけだ。或はこの問題を一般投票に附することもあるであらう」と報道した。さうして其翌日の閣議にパークンヘッドが出席して、其報道の通り決定したのである。

即ちメイゲンの一言によつて、同盟更新の望を斷つたイギリス政府は、徐ろに同盟を葬る方法を講ずる爲に、今後相當の時を必要とし、この必要の爲に、從來の主張を抛擲して、日本の主張に追隨するの態度に出たものを見るべきであらう。

カナダと日英同盟

英帝國首相會議に於て、日英同盟更新説を打破して、之を廢棄に導いたものは、カナダ首相のメイゲンである。と云ふ論文が、夫れからすつと後になつて、コロンビア大學教授パーレット・ブレブナーによつて、ポリチカル・サイエンス・クォーターリー（一九三五年三月號）に發表されたことがある。

此論文によれば「一九二一年六月から七月に亘り、當時のカナダの首相アーサー・メイゲンが、實際誰の力も借りずに、帝國會議に於て、英本國並に各自治領代表者の、日英同盟更新に關する決意を阻止し、遂にワシントン會議に於て結果した所の運動を容易ならしめるに至つた」と書いてある。

さうして反對の理由としては、「日英同盟は極東に於ける日本の侵略を寛容することになると考へたからである。カナダ人もまた半ば意識的に、同一意見を持つてゐた。米國は日米戦争の場合、英國は日英同盟により日本を助くるであらうと考へてゐた。カナダは出来るだけ英米間の親交を維持することを以て、外交上の基本原則として

ゐるのであるが、日米戦争の場合には、領土的影響を受けることを恐れてゐたのである。つまり日英同盟は、英米及び米加親善への脅威であり、しかもカナダの安全は、かかつて米國との親善にあるのであるから、カナダは日英同盟の更新に反對せざるを得なかつたのだ」と云つてゐる。

自治領首相會議が開かるや、六月二十八日の會議でカーゾンは、イギリス内閣が、日英同盟の更新に決した理由を述べると同時に、之が決定する爲に残された期間は、僅に十六日しかないことを告げた。これに對しメイゲンはカーゾン及び他の關係の反對に直面しながら、自己の立場を明らかにし、カナダは如何なる形に於ても日英同盟の存在に反對であると斷言した。

他の自治領の首相中、オーストラリアのヒューズと、ニュージーランドのマッセーは、同盟賛成であり、南阿と印度とは寧ろどつちでもよいと云ふ態度であつたが故に、此會議では同盟賛成にきまることが當り前であつたのであるが、このメイゲンの強硬態度の爲に、遂に同盟賛成に決することが出来ずに、却つて太平洋會議の開催へと移行せざるを得ないことになつた事情から見れば、日英同盟を葬つたものはメイゲンであるとの見方は正しいと云はなければならぬ。

イギリス當局の焦慮

自治領首相會議を開いて、日英同盟更新問題を決定しようとしたイギリス當局は、會議の狀勢が望ましいものでないのに焦慮し出した。さうして同盟反對の急先鋒はカナダ首相メイゲンである。このカナダの反對は、アメ

リカの反対に基因するものである。故にカナダの反対を緩和するには、先づアメリカの反対を緩和しなければならぬと判断した。ここに於てイギリス政府は六月二十二日聯合通信をして、

日英同盟更新問題に關しては、アメリカ政府に對しては、常に詳細の報道を送つて、十分に其意嚮を聴いてゐる。又アメリカの權利に障りのあるやうな條項の挿入はしないことについても保障を與へてゐる。

と云ふ通信を出させた。するとアメリカ國務省は此通信が出されると直ぐ其翌二十三日

二十二日の聯合通信の電報に關し、國務省はイギリス政府の意嚮に關して、隨時詳報を受けてゐる事實なく、又アメリカの權利に有害な條項の挿入を、細心に防止すべしとの保障を與へられた事實も無い。國民の誤解を防ぐ爲に茲に公表する。

と云ふ公式の聲明を發表して、イギリス當局の術策を眞向から否認して仕舞つた。従つて此イギリス政府の發表は結局藪蛇に終つたが、之を以て見ても、當時のイギリス當局の焦慮振りを知るに足りる。

太平洋會議への移行

六月三十日に同盟條約の效力延長説を採るに決した、イギリス當局の胸中には、既に其次にとるべきステップに關する考案が、動いて居つたと見るべきであらう。さうして夫れは、太平洋會議——後のワシントン會議の開催である。

一體イギリスはアメリカとは争ひたくない。又争つてはならぬと云ふ決定的の國策を持つてゐる。然るに其イギリスとアメリカとの間に、動もすれば不安の空氣を醸成させる原因となるものが二つあつた。——日英同盟問

題と海軍問題と。

従つてイギリスがアメリカとの關係を、根本的に調整して、英米親善の關係を確立しようとするれば、この二つの問題を適當に處理しなければならぬ状態にあつた。

さうして此二つの中の一つである日英同盟問題を、アメリカの氣に入るやうに處理する爲には、いつそアメリカを此同盟の中に引入れて仕舞つたならばと云ふ考へ方が、イギリスの方にはかねてから浮んで居つたやうである。眞偽の程はハッキリしないが、大正九年八月珍田大使が歸朝するに際して暇乞の爲に、ロイド・ジョージに會つた時にロイド・ジョージの話の中に、そんな考案が漏らされたとの説も傳へられてゐる。又丁度其頃に、米國では、例のハウス大佐が、日英米同盟説、または日英米支同盟説を出して、これに對する人氣を打診して居つた事實もある。

日英同盟にアメリカを加へると云ふことは、日本の方でも、考へられてゐたやうである。我當局が、日英同盟の更新は、出来るものであると信じ込んで、これが更新の問題を、頻に研究しつあつた大正十年初頭頃には、この日英同盟更新の機會に、之を基礎として何等かの形に於て、日英米三國の協調をつくり上げることが出来ないかと云ふことが、我當局によつて折角考へられてゐたやうである。イギリスの考案と日本の考へ方との間に若干の差があるが、アメリカを加へることによつて、日英の關係をシツクリと、かためようとする點は同一である。

さうしてイギリスは一方首相會議に於て、日英同盟を議しながら、一方駐米大使ゲデスをして、日英米三國の共同について、米國政府の内意を探らせた。これに對する國務長官ヒューズの回答は、日英同盟を更新すること

には、アメリカとして反対であるが、然し日英米三國の共同行動にはインテレストを持つと云ふにあつた。(註)
茲に於てイギリスは日英同盟更新には見切をつけた。即ち首相會議に於ては、到底全會一致の賛同は得られない。其上にアメリカがハッキリ反対であると云ふ以上、最早イギリスの立場から見て、日英同盟更新の見込は無くなつたのである。

従つてイギリスとしては、此場合直ちに日本に向つて、其立場を告げて、次にとるべき方法について協議すべき筈であつたが、而かもイギリスは此順序を踏まずに、日本には何等の耳打ちもせず、日英同盟問題を太平洋會議に持つて行くことにきめた。

一體イギリスの方には太平洋會議の考案は、早くからあつたものと考へられる。現に首相會議で日英同盟に最も頑強に反対したメイデンは、此年の二月上旬に、早くもロイド・ジョージに對して、日米支及英帝國を招請して、太平洋會議を開けと建言し、更に首相會議に於ても、此ことを主唱したと云ふことである。(註)

そこで日英同盟問題で、スツカリ行詰つたイギリスは、この難關を打開すると共に、日本にも義理を立て、アメリカとの親善をも促進し、且支那にも恩を賣り、併せて各自治領の首相達の御機嫌をも迎へる一石三鳥、四鳥の案として、突として日米支を招いて、四國會議を開くの議を、提示するに至つたものと考へられる。

尙イギリスをして、この四國會議開催を思ひ立たせる上に、重大な作用をなしたものは、海軍問題であつたであらうと判断される。蓋しアメリカが止度もなく、海軍を擴張して、動もすれば世界第一位の海軍力を目指して進まんとしてゐることは、イギリスの神經を刺戟せずには置かなかつた。このまゝにしておけば、やがて英米の

間に、海軍力の競争がだん／＼激しくなつて來ることは必定である。然し歐洲大戰によつて、大いに國力を消耗し盡した、イギリスとしては、アメリカと張りあつて、海軍の擴張は出來ない。さうすれば見す／＼アメリカが世界第一位の海軍力を擁するやうになるかも知れない。然し夫れはイギリスの堪え能はざるところである。茲にイギリスとして深刻な悩みを持たなければならなかつた。即ち何とかしてアメリカの海軍擴張熱を、或る程度に抑へなければならぬと云ふのは、イギリスにとつて極めて重大な問題であつた。

然し斯う云ふ考へ方は、獨りイギリスの方だけが持つたのでなくて、アメリカの方にも起りつつあつた。皮肉な觀察をするものは、此イギリスの考へが、例のイギリスの魔手によつて、アメリカに於て問題の起る原因をなしたのだと云ふが、よしそんなことがあつたにしても、それを立證することは不可能事である。兎に角丁度其頃即ち大正九年十二月十七日に、米國議會にはボラーによつて、日英米三國の海軍軍備制限に關する決議案が提出せられ、之に關聯して、米國海軍卿は軍艦建造中止のための國際會議を開くべしと云ふ意見を發表するに至つた。

イギリスは勿論此機を逸しなかつた。ロイド・ジョージは、首相會議の劈頭に於て、「何時たりとも米國と軍備縮小の討議に入るを躊躇するものではない」と言明した。さうして濠洲首相ヒューズは、直ちに之を取上げて、寧ろ此首相會議が主唱者となつて、軍備縮小の爲の關係國の會議を開くべきであると提唱するに至つた。アメリカに花を持たせて、イギリスが之に便乗して、自ら其利益を占めると云ふイギリスの慣用手段が、此場合にも用ひられてゐる。

斯うして海軍問題については、既に關係國——日英米が主たることは勿論である——の會議を開くべき下地が

出来てゐる。そこへ日英同盟問題も玆へ持つて行く方が都合がよさうなので、そこでイギリスは、この潮時に乗つて、日英同盟問題も、海軍問題も一舉に解決しようと思ふので、遂に太平洋會議を開くことに決意したものと判断される。

さうしてこの考へ方は、六月二十九日から翌三十日の間に九天直下の勢を以て極めて匆急に決定されたやうである。其證據にはイギリス當局は、六月三十日に、早くとも日英同盟問題は、本日を以て、これが處理方針が決定し、討議は全く終了した。來週中最近の機會に、首相から議會に、此問題の聲明をなすであらうと云ふ消息を漏らすに至つた。

さうして其の報道の眞實性は其後の事實によつて裏書せられた。即ち七月七日の下院で、一議員から極東に於ける平和及イギリスの通商を阻害する協定を終絶せしめる爲に、日、米、支の三國を招請して、太平洋會議を開くことについて聞きたいと云ふ、恰もイギリス政府當局が當時考へて居つたこと、其儘の質問があつたのに對し、ロイド・ジョージは次の如く聲明した。

予は日英同盟に關し、近く陳述を發表し得るに至るであらう。右發表は多分七月十一日にすることが出来るであらう。尤も發表の遅速は、米國日本及支那より來る回答の遅速如何によるもので、早計なる聲明の發表は、目下進行中なる交渉の成功を阻害することがあるから出来ない。

これでは聲明の豫告をしたに過ぎないが、然しこれによつて、イギリス政府は日英同盟に關聯ある問題について、何事か日米支三國政府に提議して、目下其回答を待つて居ると云ふ、極めて重大な事態が發表されたのである。さうして日英同盟については既に決定したものである。來週はこれに關する發表があると云ふことは、早くも六月三十日に於て、一般に豫告されたことであるから、既に其時に於て此ことは決定して居つたものと見るべきであらう。

(註) J. Bartlet Brebner, *Canada, the Anglo-Japanese Alliance and the Washington Conference*, Political Science Quarterly, March, 1935.

何事が提議されたか

然らば玆に謂ふ所のイギリスが、日本、アメリカ、支那に對してなした提議とは何であるか。さうして斯かる提議は何時に於てなされたか。米國側の記録(註一)によれば、カーソンは七月五日午後、駐英アメリカ大使ハーヴェーに對して、「極東及太平洋に關する、一切の重要事項を審議する爲の、國際會議を開く爲に、是等の事項に、直接關係ある諸國を、米國大統領から招請して貰ふよう」に、米國政府へ取次ぐやうにと云ふ依頼があつたと云ふことになつてゐる。

然しこの時のカーソンの話では、此ことは格別急を要するものでもないと思ふことであつたから、此話をされたアメリカ大使は、書面で本國政府に申立てる積で居つた。處が七日になつて、カーソンから、この日のロイド・ジョージの下院に於ける言明の關係から、至急此問題に關するアメリカ政府の意嚮が聞けるやうにして呉れと云ふ申出に接したと云ふことである。(註二)

従つてロイド・ジョージが下院で、前記の聲明を行つた時には、米國政府はまだ何等之に關する通知には接してゐなかつたのである。そこでイギリス政府當局は、議會の速記録のロイド・ジョージの聲明中から「米國、日本及支那より來るべき回答の遲速如何による」と云ふ一句を削除させた。然しロンドン・タイムス其他の新聞は、ハツキリ首相の言明その儘に載せて仕舞つた。其結果後日ロンドン・タイムスは、慫々論文を掲げて、この一句は「公式には不存在と看做すべきものである」など、御丁寧な取消をしなければならぬやうになつた。

けれども此首相の答辯にあらはれた一句は、當然にアメリカ當局の神經を刺戟した。ヒューズ國務長官は、七日この報道を受取ると、直ちに「國務省は日英同盟更新問題に關して、イギリスから、何等正式の通牒に接し然たことはない。従つて米國から何等回答のあるべき筈がない。」と云ふ公式聲明を發表して、其立場を明らかにした。然し其時はハーヴェー大使が、カーゾンに云はれたことを、文書で本國政府へ申立てようとして居つた時なのである。従つてヒューズが此聲明を出したあとへ、ハーヴェー大使からの電報が届いたことであらう。

然らば日本に對しては、いつ此問題が語られたか。それは正にカーゾンがハーヴェー大使に此話をしたのに先つこと一日の、七月四日であつた。此日カーゾンは我林大使に對して、「日英米の外に、望みとあらば、支那やフランスをも加へて、太平洋會議を開いて、諸懸案を討議して見たいと考へてゐる。場所はアメリカの一地を選ぶことが適當と思ふ」と云ふやうな、ホンのボンヤリした話をした。

イギリスとしてはアメリカに對するよりも、一日でも早く日本には話をしたのだから、これで日本には十分に義理を立てた積りで居るかも知れないが、然し此會議で日英同盟を葬ることに腹をきめて居つたイギリスが、其

同盟國の相手である日本に、其肝腎の點は秘して、こんな白々しい申出をしたことは、頗る情誼に缺くる所あるものと斷ぜざるを得ない。

ロイド・ジョージが七日の言明の中で觸れた、三國の中の支那に對して、何日此ことが告げられたかは明瞭でないが、米國大使の文書によれば、カーゾンは五日の日に、前記の話をするに當つて、「此申出を日本大使及支那公使にも、之を行つて、夫れ／＼本國政府の意嚮をたづねさせてゐると語つた」(註三)とある所を見れば、多分五日頃に此話を支那公使にされたものと思はれるが、七月七日には、既に支那の方から「支那はこの會議に招請せられたことを、頗る満足とするものである」と云つて、参加の回答が來て居つたことは事實である。それだから三國の中では支那の回答が最先に到着したわけである。

日本との同盟の問題を處理する爲の會議を、まだ日本との話合が遂げられない中に、早くもアメリカや支那に提議したり、殊に日本に何等の相談もなく、其會議の主權國をアメリカにきめて仕舞つたり、其會議開催地をアメリカの或る一地を指定したりするが如き、全く眼中日本無しと云ふやり方である。

殊にアメリカ側の文書によれば、カーゾンはアメリカ大使に對し、前記の談話をするに當つて、日英同盟の如き特別の協定は、目下考案中である、協定が成立すれば、必然的に消滅して仕舞ふと躊躇なく言明した。(註四)と云ふことである。イギリスの方では既に六月三十日を限りとして、完全に日英同盟は、解消することに決めて仕舞つてゐたのである。それを知らずに、太平洋會議は太平洋會議だ。日英同盟は別は更新の話を進めることが出来るのだなど考へて居つた日本は、如何にもお人好し過ぎたと云はなければならぬ。

(註一) *Foreign Relations of the United States, 1921, Vol. I pp. 19—20*

(註二) *ibid.*, pp. 22—23

(註三) *ibid.*, pp. 20—21

(註四) *ibid.*, pp. 19—20

七月十一日聲明

イギリスでは早くも六月三十日から、來週は何か日英同盟に關し、政府から聲明があるであらうと取沙汰され、さうして其取沙汰の如くに、七月七日には一通りの聲明があつたが、然し夫れは聲明の豫告のやうなもので、ホントウの聲明は十一日に繰延べられることになつたのであるが、この御念入りの、イギリス首相の聲明によつて、果して何事が語られたか。前觸れの大きかつただけに、内容も各般の問題に觸れて居つた。今其大要を摘録すれば、次の如きものである。

予は本月七日當議場に於て、本日太平洋及極東問題に關し陳述をする積りであると述べ、其際外務大臣が、首相會議の成果に基いて、日米支三國使臣と會談を行つた回答を待ちつゝあることを述べて置いたが、抹殺された速記録が今度は公然と出て來た——(註記)昨夜アメリカ政府から、極めて満足すべき意見に接したること報告し得ることを喜ぶ。支那政府亦好意的回答を寄せて來た。日本政府からは、未だ正式の回答に接しないが、右と同一趣旨のものを期待し得ると考へてよいであらう。今や是等の意嚮を受取つたが故に、首相會議に於て、討議した方針について、詳細なる報告をなし得ることになつたことを喜ぶ。殊に右は外交方面に於て、如何に相談の結果、有利なる一步を進めたるものであるかを示すに足りるが故に、特に之を

満足とするものである。

太平洋及極東に於ける、帝國政策の大綱、就中日英同盟、支那の將來及右兩者が、英米關係に對する關係を考慮することは、誠に帝國會議第一の任務であつた。さうして吾人は之を考慮するに當り、重要な三つの事情に導かれた。

即ち日本は試練を経た舊盟邦で、其間に二十年間繼續した協約は、啻に兩國のみならず、極東の平和に重大なるものである。次に多數の人口と大なる將來を有する支那は、吾人の友情を重んずること極めて厚く、又吾人としては支那の利益を援助し、増進することを望むものである。若し夫れ、吾人と目的理想を一にする米國に至つては、これと協調し、相談せんとするは、啻に願望若しくは利益の問題に止まらずして、深き根柢を有する本能である。

この三者は、何れも會議に上り、而かも全會一致の決定を見た所である。吾人の討議の目的は、實に是等三種の要素を綜合し、據に政策を樹立し、以て太平洋に於ける海軍費の重荷の危険を除却し、併せて極東に於ける、總て正當なる國利益の發展を確保せんとするにあつたのである。

吾人は先づ日英同盟に對する適確なる立場を知るの必要がある。蓋し昨年七月聯盟に宛てた共同通告が、同盟協約第六條に謂ふ所の、廢棄を構成するや否やについて、大なる疑問があつた。若し之を構成するとすれば、他の太平洋諸國との間に、十分なる商議を遂ぐるまで、何等かの中間手段をとる必要がある。其爲に現に商議が進行中であつたのである。

之に反し、若し廢棄を構成しないと云ふならば、兩國の一方から廢棄の通告があるまで、而かも通告後十二ヶ月間、有効に存続するのである。日本政府は、未だ其廢棄の通告はないとの見解をとり、我が外務大臣亦之に賛成の意見であつた。

兎に角大なる疑義があつたが故に、一應討議の末、之を大法官に移牒するに決し、大法官は *Law Officers of Crown* と合議の上で、まだ廢棄の通告はないものであるとの意見を持した。

依つて同盟は、引續き有効に存在することとなつたが、兩國は同盟協約と、聯盟規約との完全なる調和をはかり、且兩者に

既開ある場合は、聯盟規約が優先すべきものなることを希望し、其趣旨の通告を聯盟に發送した。

次に極東及太平洋政策に關し、一般的討議をなし、帝國會議の遂行せんとする大綱につき、意見の一致を見た。即ち既述の通り、米國との友好關係は、我政策の第一義である。さうして世界の平和及康寧は、何ものよりも之に負ふ所大なるべきは、吾人一同の確信である。尙また日本との密接なる友誼、及協調を維持するは、以て兩大亞細亞帝國の威力と、活動とを調和し、併せて英帝國の康寧並に極東の平和に對する缺くべからざる保障である。

吾人は、また支那の門戸開放の維持、及支那人民に平和的な進歩發展の、有ゆる機會を與へんことを、目的とするものである。而して更に吾人の要望する所は、太平洋に於ける、英帝國自身の緊切なる利益を擁護し、且太平洋諸國間に、海軍競争をなすの虞無からしめんことを欲するにある。帝國各代表者は、何れもこの吾人の立場を、腹藏なく、日米支の三國に通じ、以て意見の交換をなし、更に正式な討議及會議に導かんことに一致した。

依つて外務大臣は、先週中日、米、支三國使臣と會談し、右首相會議の意見を通ずると同時に、三國政府の見解を求むる所があつたのである。其際外相は、三國政府にして、吾人と要望を一にするならば、右意見の交換が、やがて太平洋及極東問題に關する、會議招請を齎らすに至らんことを切望した。

今朝米國政府は、大統領の意見を發表した。即ち近くワシントンに列強を招請して、軍備制限に關する會議を開かんとする重大なる措置に出で、且太平洋及極東問題に關し、目下國際間の最重要問題となつた、右地方の平和と康寧とに對し、直接最も利害關係ある諸國間に、豫備會議を開かんことを提議した。言ふまでもなく、予は英帝國全體を代表して、米國大統領の權宜にして、慎重なる發議を、最も喜んで歓迎するものである。世界は、米國が此舉に出でんことを希望しつゝあつたもので、予は本院が、之を以て先見の明ある政治家の態度として、一意其成功を祈るであらうことを確信する。勿論この發議を鼓吹した、自由にして進歩的精神に滿ちたる英帝國として、其成功を期するが爲に、十分なる努力を惜まざるべきは、言

を俟たない所である。

終りに臨み、是等の事件に寄與する所あつた、首相會議の本分について一言する。若し各首相及印度代表者間に、親密なる個人的談合無かりせば、斯くの如く迅速有效且一致の態度をとることは出来なかつたであらう。而して斯くの如き成果を眼前に捉へたる以上、帝國關係の諸問題を處理するに當つて、親密なる共同の働きに、無限の價値あるべきことは、繰述するまでも無いことであらう。

隨分身勝手な言分をした點が多いが、夫れは別として、此聲明と、これまで英國政府がとり來つた態度との間の、矛盾點についてだけは、特に説明を加へる必要がある。即ちこの聲明によれば、聯盟に對する日英兩國政府第一回の通告を、廢棄の意思表示と見るか、どうかの點について、イギリス外相亦廢棄通告を意味しないと云ふ見解であつたとあるが、少くとも七月二日に至るまでは、カーゾンも亦、これが廢棄通告を意味するのだと云ふ解釋をとつてゐたことは、動かすべからざる事實である。現にイギリス外相は此日に至るまでは、之を以て廢棄通告と看做すと云ふ建前の下に、日本と種々の交渉をして居つたのである。

英米の鉢合せ

イギリスから日米支に對して太平洋會議に對する提議をなして居るときに、アメリカ合衆國が、突然ワシントン會議の招請を發表して、茲に英米の鉢合せを演ずることになつた。

時間的に云つて少くともイギリスの提議の方が、アメリカの發議より先口であることは、間違のない所である

が、然しイギリスの提議なるものは、アメリカ合衆國に對して、會議を招請する主動的地位をとらんことを求めたものであるが故に、イギリスの提議が、成立しても結局は同一の結果に落着いたわけではあらうが、然し此英米の鉢合せは、兩者の別々の考案が、偶々其時を同じうして表面に出た爲に、茲に端なくも鉢合せを演ずることになつたのであるから面白い。

イギリスとアメリカとの建艦競争、さうして夫れに刺戟されて、自然に日本も海軍々備の擴充に進まざるを得ないと云ふこの建艦競争を、抑制することの必要性は、從來イギリス及アメリカの各方面に於て、頻に唱道せられた處であつたが、米國下院には之に關してボラー決議案が提出された。さうして其決議案は大正十年一月下旬に、「海軍々備制限の爲に、大統領に於て日英兩國に對し、會議を開く旨の招請を行ふべし」と修正されて、外交委員會を通過し、更に下院海軍委員會も、「海軍軍備縮小の爲、國際會議を招集すべし」との決議案を通過した。さうして上院は、六月一日の海軍豫算案の可決に附帶して、ボラーの決議案をも遂に可決した。其結果、この決議案は、下院に廻附せられ、下院に於ても、六月二十九日海軍豫算可決と同時に、本決議を通過させた。茲に於てアメリカ議會は、正式に大統領に對して、海軍軍縮のために、日英米三國會議を開催すべきことを要請したのである。

且其年の三月に、新たに大統領に就職した許りのハーデングとしては、勿論この米國議會の正式の要望を無視することは出来ない。既に之を無視することが出来ないとするれば、此決議の趣旨に副ふやうにしなければならぬ。従つて此決議が成立した頃から、愈よ米國は海軍軍縮のために、三國會議を招請するであらうと云ふ觀測が行はれた。

丁度アメリカ議會で此決議の問題が進行して居る其頃に、開かれた英帝國の首相會議でも、頻に此問題が論議された。蓋し建艦競争に、深い悩みを持つてゐた、英帝國の首相會議が、アメリカで斯かる要望が高まりつゝある時に、此問題を論議するのは自然の成行でなければならぬ。さうしてイギリスとして軍縮會議に賛成であること云ふことは、此首相會議を通じて明らかにされた。一方日本の側では、林駐英大使が、大正十年一月に、「日本は海軍軍備制限を目的とする會議に参加するの用意がある」と聲明した外、各方面から之に賛成であると云ふ意嚮が頻に發表され、日本亦必ずしも之に反對するものではないと云ふことが明らかになつた。

米國政府としては、議會から正式に要求されて、軍縮會議を主催しなければならぬ行懸りにあつたが、關係國であるイギリスも、日本も大體これに賛成すること疑無きものと見られたのであるから、此際斷然會議を招集するの決意を固めるに至つたものと判斷される。

其結果として米國政府が、日英佛伊四國駐在の自國大使に對して、米國政府の招請する軍備制限會議に、各任國が参加を受諾するかどうかについて、各任國政府の意嚮をたしかめるやうに、訓電を發したのは七月八日であつた。

然るに前記の如く、ロンドンでは、これに先つ三日である、七月五日に、カーゾンからハーヴェー大使に對し、太平洋會議に關する提議があり、さうして、其前日の七日には、至急に之を取運んで欲しいと云ふ催促があつたのである。従つて斯う云ふ會議を開くと云ふことについてのアメリカの考と、イギリスの考とは、時を同じうし

て別々に取運ばれて居つたのである。

たゞアメリカは軍備制限を主題としての會議を考へ、イギリスは太平洋問題を中心とした會議を考へてゐた點に違ひがある。さうして其結果としてアメリカの方は、日英米佛伊の五ヶ國會議を、イギリスの方は、日英米支の四ヶ國會議を目論みつゝあつたのである。

二つの會議を統合

斯くの如くして英米兩國が各別な會議を考へつゝあつたものを、統合して一つにしたのが、後のワシントン會議であるが、此鉢合せをした二つの會議を、一つにデッチ上げる役をつとめたものは、アメリカ政府の發表文書によれば、ロンドン駐劄の米國大使ハーヴェーと云ふことになつてゐる。

一方にカーゾンの話を聞かされ、一方に本國政府からの電訓を受けたハーヴェー大使は、茲で一策を案じて、本國政府に對して、

英國首相が議會に於て答辯を追求されて居ることは事實である。然しながら首相は世界平和の爲に、未だ曾てあらざる、遠大にして效果的のものになるかも知れない、この運動の發案者たる名聲を博することは嫌ひではあるまいと想像される。従つて若しアメリカ政府が、イギリス政府の提案に賛成の回答を與へ、ロイド・ジョージをして、其旨をイギリス議會に報告せしむることになれば、同首相は故意と否とに拘らず、右の名聲を博することになる。其結果アメリカ大統領は、ロイド・ジョージの使喚によつて動いて居ると云ふ忌むべき立場に陥り、爲に其當然受くべき名聲を奪はれ、且アメリカ内の反英分

子をして、反對の態度を執らせるやうなことになる。よつてロイド・ジョージの機先を制して、七月十日に大統領から次の如き聲明書を發すべきである。

アメリカ政府は、各國に照會した結果、太平洋及極東に關する諸問題に、緊切又は密接なる關係ある各國が、各國全部の利益を衡平且公正に擁護し、その平和的關係を確保し、適當に軍備を制限する協定を遂ぐる爲の會議に、賛成すべきことを承知した。依つて大統領は時日、場所及其他必要な準備事項を整へ次第、右の招請狀を發することに決定した。(註一)

この駐英大使の進言を受取つたアメリカ政府は、直ちにこの進言を容れ、七月九日付を以て、ハーヴェーに對し、(一)軍備制限會議に關し、アメリカ政府から、非公式にイギリス政府の態度を問合す件は、其儘にしておく必要がある。この事實は大統領が發案者であること云ふ、大切な事實を維持する助けとなり得る。(二)軍備制限問題は、アメリカにとつては緊切な問題であつて、獨り太平洋のみに局限されたものではない。たゞ所謂主要同盟及聯合國と云はるゝ、五大國(日、英、米、佛、伊)に先づ申出でただけのことである。故に彼等が得策と認めれば、追つて他の諸國にも擴大し得る。(三)併しながら軍備制限問題は、實際上太平洋及極東問題に關係がある。さうして右の五大國は、恐らくイタリーを除けば、孰れも太平洋及極東の問題に、利害關係がある。(四)よつて此際貴大使の意見通り、米國政府が曩に提議した軍備制限會議は、之を擴大して利害關係國による、極東問題全部の討議をも、包含せしむることとし、且支那をも其討議に参加させるよう、補充的電信を發することが適當と思ふ。(五)さうして此會議は、追つて會議の期日を定めて、ワシントンに開く。(六)是等の議をイギリス政府が承諾するか否か、至急確めて回電されたい。(七)若し承諾があれば、(イ)會議に關する提議を擴大する旨の電信を送り、

(ロ)且つ支那の参加を求め、(ハ)更にアメリカ大統領は、自己の發意に基き、列國に對し、斯くの如き招請狀を歓迎するかどうかの回答を求めた旨、七月十一日朝の新聞に發表する、(ハ)就いては次の如き案文のステートメントを、大統領の名を以て發表したいから、之をイギリス政府に提示して、其同意を取付けられたい、云々。

大統領は軍備制限問題の、極めて重要性あるに顧み、主要同盟國及聯合國として知らるゝ日、英、佛、伊の各國に對し、此問題に關し、相互に合意する時期に、ワシントンに開かれる會議に参加を受諾するや否やを非公式ながら、而かも確定的な問合を行つた。若し此提議が受諾されるに於ては、正式の招請狀を發する。

軍備制限問題が、太平洋及極東問題に密接な關係のあることは明白である。大統領は特に是等の問題に利害關係ある諸國が、右の會議に關聯して、極東に於ける主義及政策に關し、共同の協定に達する目的を以て、是等諸國の解決に關係ある、一切の事項を審議すべきことを提議した。此提議は關係各國にも通達し、支那にも極東問題に關する參加方を招請した。(註二)

これによつて明らかなる如く、ハーヴェーの申立があつてから、アメリカ政府の會議招集の目的と範圍は、迅速に変更された。即ち之によつてアメリカはイギリスのお株を奪つて仕舞つたのである。さうして斯くアメリカ政府の會議招集の目的、範圍等が変更されたことは、勿論即時に日、佛、伊駐割の其使臣に傳へられ、又支那に對する招請も發せられた。

さうして、ハーヴェー大使は七月十日にロイド・ジョージに面會して、本國政府の訓令を傳へ、且前記ステートメントを示した。然るに同首相は直ちに全幅の賛意を表明した。(註三)よつて筋書通りのステートメントが筋書通りに十一日朝アメリカ政府によつて公表せられて、茲に世界に一大聳動を與へた。さうして之によつてア

リカ政府は、ハーヴェー大使の言の如く本會議の發案者たるの名譽を贏ち得た。

其結果としてロイド・ジョージの方は、マンマとアメリカに先を越されて、完全にアメリカに追隨することゝなつた爲、同日の議會に於ける發表は、頗る生彩を缺いたものになつて仕舞つた。

このアメリカ政府の早變りの事情は、日本に對する關係に於てもあらはれてゐる。ヒューズは七月九日に幣原駐米大使に對して、内密の含みとして、五ヶ國限りの軍備制限に關する會議を開催すると云ふ意嚮を告げた。然るに其翌日になると軍備制限問題の外に、太平洋及極東問題をも討議する爲に、五ヶ國の外に支那及他の關係國をも含めた會議を開くと云ふことに、前日の提議を変更すると共に、直ちに公然と此會議開催に關する招請狀を發すると云ふことに早變りをしたのである。

僅か二十四時間もたない間に、會議の目的、參加國について重大な變更があると共に、前日はまだ極めて内密な計畫であつたものが、早くも公然と實際的の手續がとられると云ふことに變つたについては、其間に、重大な情勢の變化があつたものと考へられる。惟ふにアメリカをして斯く急激な變更を齎らさせるに至つたものは、ハーヴェー大使の電信によつて、イギリス政府の計畫が判つたからであらう。

一方東京に於ける事情も亦之に照合するものがある。東京駐割の米國代理大使から、内田外相に會見の申込みがあつて、其會見は七月十一日午後五時と云ふことに取極められてあつた。然るに同代理大使は、指定の時刻に先つて、豫定された會見時間を延期して貰ひたいと申出でにおいて、午後六時になつて來訪した。さうして斯く豫告時間を遅延した理由として、第一の電訓——軍備制限問題討議の爲の五大國會議の招請——を受けて、其訓令

執行の爲に會見を求めたが、右會見の時刻が迫つてから、第二の訓令——軍備制限問題に關聯し、太平洋及極東問題を討議する會議の開催——が着いたので、其爲に豫定時間を狂はすやうな事になつたのだとのことであつた。即ち之によつても、僅かの時間の間に、アメリカ政府の態度が、變つたことが窺ひ知られる。

(註I) *Ibid.*, 20—21.

(註II) *Ibid.*, 23—26.

(註III) “

英國豫備會議を提唱

イギリスは日英同盟更新に關する首相會議の對立意見を解消し、併せて日本と米國とに、一度に義理を立てるべく、イギリスが發議者となつた上で、アメリカに花を持たせて、主催者として開催させようと計畫した、列國會議は、完全にアメリカに横取されて仕舞ふことになつた。イギリスとしては茲に若干の不滿を感じざるを得なかつたらしい。殊に納まらないのは自治領の首相連であつた。

首相會議に於て自治領首相連が、列國會議の開催を言ひ出した半面には、彼等も天晴れ一國を代表する使節として、堂々此會議に乗り込んで、花々しい一役を買つて出たいと云ふ問題が潜んでゐたらしく思はれる。然るにアメリカ政府の提議のやうにすれば、そんなことは望めなくなる。之では自治領首相連としては、折角會議を提唱した意味が無くなる。斯う云ふ自治領首相の欲求に動かされたイギリス政府は、先づアメリカ政府に對して、

之等自治領首相をも會議に招請することを交渉して見た。然しアメリカ政府は、彼等がイギリス委員の一部としての參列ならば認めてもよいが、之等自治領の國際間の特殊地位を認めて、アメリカ政府から、之に直接招請狀を出すと云ふことは出来ないといつた。そこでアメリカの招請した會議に自治領首相が列席することは望めなくなつた。

そこで愈よ納まらなくなつたのは自治領首相連である。さうしてイギリス政府は彼等の不滿を其儘にしておくことの出来ない立場にあつた。そこで窮餘の策として考へられたのが、豫備會議の開催であつた。即ち太平洋問題は、英帝國の各自治領にも、緊密な關係があるからと云ふ理由の下に、各自治領首相がロンドンに滞在して居る中に、ロンドンでせめて太平洋問題の豫備會議だけでも開きたいと云ふので、イギリス政府から、改めて豫備會議開催の提議をなすに至つた。

アメリカ政府の外交文書によれば、カーソンは首相會議に此問題を報告した七月十日の午後、ハーヴェー大使の來訪を求めて、「軍備制限を目的とする第二次會議に對する必要な前提條件として、太平洋及極東問題の解決に關する第一次會議を開くことが望ましい」と云ふ前提の下に、(一)此第一次會議の開催時期は、自治領首相連の歸國の都合上、八月十五日前に開きたい。(二)場所は首相及外相自身が出席する關係上、ロンドン若しくは其附近以外の地では困る。(三)此ことは此會議に參列を望んでゐる自治領首相連の熱心なる希望である。(四)第二次會議たる軍縮會議は、豫定通りにワシントンに開きたいと述べて、之に對するアメリカ政府の意嚮を成るべく早く知りたいと申入れたとある。(註一)

ハーヴェー大使に話されたと同じ趣旨の話が、其日即ち七月十一日の午後カーゾンから、我林大使にも話された。然かも林大使に對しては、おせつかい千萬にも、日本としては直ぐと云ふことでは、代表の派遣に困るかも知れないが、現に貴使の如きもロンドンに居られる上に、パリには石井大使がある、珍田伯もまだ歐洲を去らない（歸國の途中、歐洲大陸に旅行中であつた）であるのだから、直ぐ開くことになつても、日本は決して代表の人選に困らないであらうとまで差出口をして、日本が是非この提議に賛成するやうにと要望した。

このイギリスの提議に接したアメリカ政府は、七月十三日を以て、ハーヴェー大使に對し（一）イギリス政府の提議は慎重に考慮したが八月十五日までに會議を開くことは、準備の都合もあつて不可能である。（二）そんなに早く日本及支那から代表者の派遣を期待することは出来ない。（三）更に豫備會議を開いて、極東問題を處理するまで、軍備制限會議を延期することは、アメリカの輿論に、不快な反動と昂奮とを惹起する。（四）殊にロンドンに會議を開くことは、日英間の同盟關係に鑑み、アメリカに於ては氣受けがよくない。（五）大統領の提案には、明らかにワシントンに會議を開くとある。さうしてワシントンに會議を開くことは、本件公表以前に、既にイギリスの賛成した所であるのみならず、佛伊兩國も承諾してゐる。（佛、伊兩國からは七月十二日に、招請受諾の回答が来てゐたのである——附記）、（六）太平洋及極東問題を、議題の先頭に掲げることが可能であるけれども、會議としては、その處理し得る限り、一切の問題を取扱ひたい。（七）軍備制限問題を第二次の會議に譲り、而かも夫れを全然第一次の會議の成功に依存せしむるやうなことを敢へてしてはならない。（八）重大な問題を満足に解決し、且又會議を成功に導くが爲には、アメリカの輿論と、緊密な接觸を保つことが緊要であり、それが爲には、

會議をワシントンに開いて、輿論との同情ある接觸を可能ならしめる事が第一義である。此ことはイギリス政府も熟知して居られる筈である。（九）兎も角ロンドンに會議を開くことは、重大な過誤であると思ふ。アメリカ政府はワシントンに會議を開くことを以て、本計畫不可缺の要素と確信する。（十）會議の時期に關しては、各國の都合を伺ひたいけれども、アメリカ政府としては、さう取急いで開きたい考を持つてはゐない。（註二）と訓電して、イギリスの提議を拒絶せしめた。

（註一） *Ibid.*, 26—27.

（註二） *Ibid.*, 28—29.

英國執拗に主張す

ハーヴェー大使は七月十五日に、カーゾンに會見して、前記訓令を執行した。然るにカーソンは黙つてアメリカの言分を聽いてはゐなかつた。（一）太平洋問題に關する豫備會議開催に關しては、アメリカ側の反響もさることながら、夫れはイギリス自身の問題、殊に自治領首相に關する問題の如く困難であるとは思はれない。太平洋問題には、是非共自治領首相の出席及参加を必要とする。日本大使も代表者の問題には困難はないと云ひ、支那も同様だと思はれる。兎に角軍備制限會議に先ち、太平洋問題に關し豫備會議を開く必要がある。（二）議題に關しては、其數を最少限度の重要問題に止めたい。目下それに關し覺書の起草中であるけれども、阿片問題の如きを審議することになれば、それだけでも最低二ヶ月はかゝるから、全然絶望的になる。アメリカ政府が列擧した

やうな問題（註記）——これは日本が太平洋及極東問題の性質及範圍について、アメリカ政府に質問したことに關聯し、アメリカからイギリスに對し、アメリカ政府が考へて居る問題を、列擧して通知してやつた夫れである。其中に阿片問題も含まれてゐた。悉く第一義の議題とするやうであれば、イギリスの首相及外相は、時間の關係上到底出席は出来ない。故に若しアメリカ政府が、之を以て實行すべき唯一の方法と看做すに於ては、イギリス政府にとつては、斯かる會議に参加は不可能でないとしても、非實行的である。この點事態の重大なることを國務長官に強く印象付けるやうに要望する。（註一）と答へて、依然豫備會議開催を頑張ると共に、會議開催其ものについても、一應凄文句を並べた。これがアメリカの會議招請に對して、七月十一日逸早く、下院の壇上から、英帝國全體を代表して、米國大統領の權宜にして、鄭重なる發議を最も喜んで歡迎するものである。」とか、「本院が之を以て先見の明ある政治家の態度として、一意其成功を祈るであらうことを確信する」と大見得を切つた、其イギリス政府が、其後數日ならずして、當の會議の問題について、アメリカに對してとつた態度なのである。然し之によつて元よりアメリカ政府の態度には何の變りもなかつた。

（註一） *Ibid.* 32—34.

ロンドン相談會の提議

然しイギリスはそんなことではまだ斷念しなかつた。さうして更に押強く頑張つた。カーゾンは七月十九日に、ハーヴェー大使の來訪を求めて、（一）太平洋會議に於て審議する問題を、被招請國全部の決定に俟つと云ふ新聞

報道の、日本に關する影響を心配する。若しそんなことになれば、日本は斯う云ふ會議には、参加しないのではなからうかと氣遣はれると告げた上で、（二）どうしても豫備會議の開催が實行出来ないとすれば、數週間にロンドンに靜かな相談會を開くことにしたい。さうすれば自治領の首相連を宥めることが出来る。（三）どんな問題を、太平洋會議で、討議することが有利であるかについては、まだ十分考へる所に至らないけれども、若し實際上の結果を挙げようとするれば、議題はあまり廣汎であつてはならない。（四）純然たる試案ではあるが、太平洋問題を（イ）支那との通商に關する門戶の開放、（ロ）支那の領土的保全、（ハ）山東及之に關聯する問題、（ニ）太平洋内及其周圍の租借地問題に局限し、（a）阿片の賣買、（b）移民問題、（c）太平洋に於けるドイツの所領、（d）ロシアの保全問題は此會議では取上げずに、後日の決定及處理に残してはどうか。（五）さうして差當り太平洋問題を右の範圍に局限し得れば、餘り世間に公表せず、靜かな會議を、ロンドンに開き得る見込がある。即ち日米支及英（自治領を參加させる）の關係四ヶ國間に、何等かの諒解が遂げ得られるであらう。但まだ濠洲及ニュージールランドの首相や、日本大使には話してゐないから、確かなことは云ひ兼ねる。併し差當り此考へが最良の案であると思ふ。（六）若し斯かる私的會談の結果として、實際上の諒解が出来れば、ワシントンに於ける公開の會議で、太平洋問題の全部を、出來得る限り短期間に、比較的容易に處理することが出来るであらう。（註二）と話して、重ねてロンドンに於ける豫備會議の開催を提議した。尙此日の會談中の會議の議題に對する申入は、七月十五日の會談で、アメリカ大使が日本からの問合があつたことに關聯して、アメリカ側の考へて居る議題の試案を述べたのに對する、イギリスの應答である。さうしてハーヴェーは、カーゾンの此日の提言は、カーゾンがロイド・

ジョージと相談した上でなされたものと附記して、前記の次第をワシントンに報告してゐる。

然しアメリカ政府は依然頑強に之を拒否した。これについて七月二十日に、ヒューズからハーヴェーに送られた訓令は次の如くである。(一)アメリカの輿論は、ロンドンに豫備會議を開くことに断然反對である。(二)大統領としても、急激にその既に公表した聲明から離れることは同意出来まい。(三)大統領の聲明を恪守すれば、諸種の條件は、會議に最も有利である。(四)會議の準備を容易ならしめる爲に、相談することには異存はないけれども、日本とイギリスとが、アメリカの参加なくして、會議に先ち協議を遂げることが、全然不得策であると思ふ。アメリカの關する限り、討議若しくは提議せらるゝ事項は、悉く大統領の認許を受けなければならぬ。右の相談は斯かる制限の下に於てのみ極めて有益である。(五)極東問題の性質及範圍に關しては、非公式に幣原大使と會談を行つてゐるから、アメリカ政府の見解は、日本政府も承知してゐると思ふ。然し日本政府の質問に對しては、まだ正式に回答してゐない。何となれば、先づイギリス政府の見解を知りたいが故に。(六)イギリス外相が提議した如く、(イ)支那との通商に對する門戶開放、(ロ)支那の行政的及領土的保全、(ハ)山東及これに關する問題、(ニ)太平洋問題及其周圍に於ける租借地問題を討議の題目とし、移民及阿片の賣買に關する問題を、除外することには賛成である。併し(a)シベリア問題は討議に加ふるべきであると思ふ。何となれば若し主義及政策に關し、共同の聲明が作製し得るものとすれば、當然ロシアと支那との兩者を包含すべきであつて、兩者に適用ある根本主義を、共同に討議することは有利であるからである。(b)太平洋に於ける、ドイツ領に關しては、ヤップ島と委任統治領と海底電信の問題は、會議開催前に解決の見込がある。若し解決しなければ其間に於て關

係國間に協定を遂げ、若し又會議は於て處理出来なければ、外交交渉か、或は最高會議に於てこれを處理すべきである。兎に角ドイツの問題は、各國全部の利益の爲に、近く之を解決しなければならぬのみならず、實際上極東に於ける國際的關心事であるから、之を會議に於て討議しないと云ふ理由はない。(七)會議の時期に關しては、大統領は感情上の理由で、十一月十一日の休戦記念日を考へてゐる。併し自治領首相の都合では、十月の始か、或は九月の末でもよい。(八)尙アメリカ政府は、太平洋内及其周圍に於ける租借地の問題を加へることに異存のないことは、前述の通りであるが、何故イギリス政府が、此問題を提議したか、其理由を解釋するに苦む。故に貴使に於て其背景を探知することが出来れば好都合である。(註二)

勿論この訓令は、接到後直ちにハーヴェー大使から、カーゾンに傳へられたのである。

(註一) *Ibid.*, pp. 36—37.

(註二) *Ibid.*, pp. 37—39.

米國へ乗込まんとす

イギリスは豫備會議の問題は、對自治領首相連との關係に於て、餘程困難な事情にあつたものと見えて、これだけアメリカから、素氣ない然かも強硬な反對を受けても、まだ夫れでも思ひ切れなかつた。そこで今度はすっかり形を變へて、七月二十七日駐米イギリス大使ゲデスから、ヒューズ國務長官に持ち込んだ。此會談に於て、ゲデスは次の如き訓電を、ヒューズに手交したのである。

本年秋ワシントンに開かるべき、太平洋會議に先つて行はるゝことに、アメリカ政府も同意してゐる、豫備的相談若しくは豫備的會談の、性質及場所に關しては、何等かの疑義が存在するやうに思はれる。加之關係諸國間に交換された、往復電信を調べて見ると、本件計畫は、英米間に、何等實際上の紛争が存在する爲ではなく、個人的接觸によつて、容易に説明し得る誤解の存在するが爲に、失敗に終る重大な危険があるやうに思はれる。仍て貴使は直ちに國務長官に面會し、イギリス政府はアメリカ、日本及イギリス帝國の代表者間に極めて最近の機會に、斯かる豫備的會談の行はるゝことに、最高の重要性を置くのみならず、イギリス政府は、未だイギリスの議會も終了せざるに拘らず、是等の問題を米國の土地に於て討議するが爲に、大西洋を横斷して、國務大臣が會議に赴く準備をなす用意がある程、本件を緊切視してゐる旨を傳へられたい。其會議は長くかゝることを要しない。會議の目的は、後のより大なる會議の議題を審議し、且出來得れば、日英米三國間に、其將來の太平洋政策の根柢に横はる、より廣汎なる主義に關し、共通の諒解に達せんとするにある。イギリス政府としては、どこかワシントン以外の土地を選びたいと云ふ強い意見を持つてゐる。何となればワシントンは既に後のより大なる會議と關係があるが故に、其會議に招請を受けた諸國は、若し同一場所に豫備的會合が行はれ、而かも其會合から除外されたと知れば、立腹するかも知れないからである。他方に於て、後の會議の準備を討議する爲に、主として太平洋に關心を持つ、三大國の代表者が、ワシントン以外の場所に於て、非公式の會談を行つても、何人も不平を云ひ得ない筈である。會談の場所はイギリスに近ければ近い程、國務大臣の不在期間を、短縮し得るから、時間の關係上便宜である。蓋し議會の命期末に於ては、一日と雖短縮し得れば役に立つ。故に若しアメリカ政府に、斯かる招請を發する意圖があり、且つ日本の受諾が確であれば、イギリスの首相は、自治領の首相を同伴して、時を移さず欣然指定の場所に出發する。貴使は國務長官に對し、イギリス政府が、此提議を行ふ所以のものは、アメリカ政府の發意による政策を、促進せんとする眞摯なる願望と、事前に於ける友好的見解の内密の交換によつて、會議の成功を大に害せんとする障礙物を、除去せんとすることを確言せられた

し。(註一)

イギリスはワシントンで、國務長官に對して、斯う云ふ提議をさせた一方、ロンドンに於ては、カーゾンが親しくハーヴェー大使を招致して、前記訓令を読んで聞かせた上で、此提議が容れられれば、(一)イギリスの首相、外相及濠洲、ニュージラランド、カナダの各首相は、八月十二日快速の軍艦に搭乘して、一路バー・ハーバーに向ひ、八月十八日同地着、一週間滞在の上、八月三十一日歸國の豫定である。(二)バー・ハーバーを選んだ所以はニューヨーク其他の港よりも、往復に一日だけ節約し得るからである。(三)この提案は本日之を日本に對しても行ひ、日本からは受諾の回答を期待してゐる旨を附言して、本國政府への傳達を求めた。(註二)

今回の提議中、從來の夫れと異なる點は、參加國が日英米支の四ヶ國から、日英米の三ヶ國になつたこと、開催地がロンドンから、アメリカのバー・ハーバーに變つたことであるが、これを最初の提案に比較すれば、非常な變り方である。

イギリスが執拗に斯う云ふ提議を繰返すのに對し、アメリカは頑強に之を拒否してゐる。七月二十八日にアメリカ政府が駐英大使に與へて、イギリス政府へ致さしめた訓令は次の如くである。

(一)七月二十七日イギリス大使は、前記訓令を國務長官に手交するに際し、英米兩國政府間には、明らかに見解の相違があつた。イギリス外務省の豫想した所は、豫備會議を開くにあつたと附言したけれども、アメリカ政府としては、是まで誤解を起させないやうに、有らゆる注意を拂つたので、イギリス政府の訓令に誤解があつたとあることは、アメリカ政府の理解し得ない所である。(二)尙イギリス政府の訓令に「豫備的相談若しくは豫備的會談の性質及場所に關し、何か疑義があつた」

とあるけれども、アメリカ政府としては、役に立つ相談を行ふことには、寸毫も異存はないが、豫備會議の性質を帯有する會合を行ふことは、不得策であると考へる。而して其理由は既にイギリス政府に通じてある。そんな相談ならば、ロンドンに於て、イギリス外相、自治領首相、米國大使及日本大使の間に行ひ得ると同時に、ワシントンに於ても同様の相談を行ひ得る筈である。(三)兎も角イギリス政府の申出にかゝるやうな會合は、第一義的重要性のある「會議」と、呼ぶ以外に呼びやうがない。蓋し其會議は、イギリスの一流政治家と、日米兩國の代表者とを、一堂に會せしむるものであるから、これを「會議」と呼ばずに、「會談」と呼んでも、それは無益である。アメリカの土地に斯かる會議を招致し得るものは、勿論大統領のみである。大統領が米國以外の土地に會議を招集し得ないと同様に、米國內に開かれる會議は、大統領以外には、之を招集し得るものがない。然るに大統領は、既にフランス、イタリー及支那に對し、極東問題の討議を含む會議に、参列方を求めてゐる。斯かる際に、日英米の三國會議を招集すれば、斯かる豫備會議から除外された諸國は、之を以て非禮と看做さざるを得ないであらう。單に會議の場所をワシントンからバー・ハーバーに移したからと云つて、其効果を變更し得るとは思はれない。大切なことは、米國內に會議を招集することであつて、米國內の特定の地點に開くことではない。大統領としては、各國が既に大統領の提案を受諾して居るのに、既定の計畫から離れて、日英米の三國政府間に於てのみ、他の會議を招集して、同一題目を事前に討議することは、全然不可能である。(四)若し斯かる豫備的會合に於て、議題を作製するとか、或は又何等か指導的行動をとるかすれば、來るべき本會議は、事實上出抜かれること、思はれる。若し又其豫備的會合に於て、意見の對立を生じ、協定に到達し得ないことになれば、直ちに本會議の成功が害されることとなる。(五)更にバー・ハーバーの一週間の會合は、聊か速急の感がある。幣原大使の言ふ所によれば、英帝國は首相が出席し、米國も亦十分な代表者を出し得るけれども、日本はさうは行かないから、逐一東京に請訓の必要があるとのことである。これ即ち日本の關する限り、斯かる豫備的會合は、何等の確な結果を發生しないことになる。併し極めて一般的な意見の開陳を以て満足すれ

ば、何等かは得られるけれども、斯かる短期間の豫備的會合では、其目的を達し得ない感がある。(六)殊に大統領が其聲明を離脱することになれば米國の輿論に對する、反響の悪くなることは疑ない。今日までの所、米國政府の執つた遺方に對しては、米國民は殆んど全幅的の賛成を與へてゐる。況んや日本が受諾した爲、(註記——日本は此會談に先ち受諾の回答を與へた)會議に對する最後の障礙物が除去されたと思つてゐる矢先に、英國が大統領の計畫してゐる會議に参加する以外のこと考へて居ることを知つたならば、米國民は大に驚くことであらう。(七)大統領は英國の首相及外相、並に自治領首相を迎へ得ることを、大に歡ぶものであり、且會議の爲に米國に來るが爲に、蒙る不便を承知するものであるけれども、夫れが爲に前述の考慮が、決定的のものであると云ふ結論をひるがへすことは出來ない。(八)大統領は討議の題目に關し、意見の一致を圖る爲に、意見の交換を行ひ、又ロンドン及ワシントンに於ける相談の機會を利用して、會議の成功を期するが爲、有らゆることをなすことは、最も望むところであるけれども、英國政府の提案を受諾し得ないことを最も遺憾とする。兎も角當初發表した計畫を恪守すべしとの意見である。(九)今や日本も、欣然招請受諾の意思表示をしたのであるから、出來得る限り、速に正式の招請狀を發したい。大統領は十一月一日から會議を開きたい考であるけれども、英國政府の都合、殊に自治領首相の都合では、十月の初か九月の末でもよい。(十)貴使は以上の意味を以て、カーゾン卿に申入れ、前述の如く相談をすることは、極めて望む所であるけれども、豫備會議若しくは豫備會議に均しい、三國會議となすことは、不得策と思考する旨を通告されたい。尚バー・ハーバーに於ける會合に關する準備は、不可能ではないけれども困難である。(註三)

この訓令は七月二十九日夜、ハーヴェー大使から、カーゾンに傳へられたが、一方ワシントンに於ては、七月二十九日午前の新聞記者會見に於て、國務長官が豫備會議の開催に關して、斯かる企は、米國が會議を召集したる精神に悖るものである。殊に八月中に之を開くことは、遠隔の諸國に對しては、公平を缺くことになることと述べ

て、公然これに反対の意見を公表し、全アメリカの新聞亦一齊に起つて、斯かる會議を開くことの不當なる所以を書き立てた爲に、流石に執拗を極めたイギリスも、遂にこれで此問題を打切にして仕舞つた。

茲に於てイギリス政府は、七月二十九日に、特に自治領首相を交へて閣議を開き、豫備會議の問題を討議した結果、遂に一大讓歩をして、此提議は拋棄することになった。従つて自治領首相連が會議に参列すると云ふことは、これで完全に葬られて仕舞つた。自治領首相連が打揃つて大西洋を渡つて、アメリカに乗込むとまで決めたのに、アメリカの爲に一蹴されて、取止めとなつたのであるから、此間に立つたイギリス政府の立場には、相當困難なものがあつたであらう。

先に引いたシンプソンの日英同盟破壊工作に關する報告書の中には、ワシントン會議の招請問題をめぐつて、英米間に可成り深刻な衝突があつて、遂に英國皇帝が、米國大使をバッキンガム宮殿に招待して、親しく調停の勞をとられると云ふことにまでなつた。さうして其際イギリス皇帝は、米國大使に向つて、一般會議の問題について、其發議權が、米國側にあると云ふことで、英國は大に満足してゐると仰せられたと云ふことであつたとある。さうしてシンプソンは此件について、このことも一般に公表されたが、又公式に取消された。けれどもそれは全く事實であつて米國大使館の書記官が、予に告げた所によれば、氏は其側に居つて、皇帝が米國大使に語られる所を、親しく聞いてゐたさうだと斷つてゐる。斯かる事實があつたかどうかは確むべくもないが、若し斯う云ふことがあつたとすれば、夫れはこの豫備會議の問題をめぐつての、英米の衝突に關係のあつたものであらうと察せられる。

(註I) Ibid. 45—47.

(註II) Ibid. 45—47.

(註III) Ibid. 47—50

日本利用を策す

イギリス政府は、斯くの如く豫備會議の問題について、アメリカと執拗な折衝をつゞけてゐる一方で、アメリカ政府のワシントン會議の招請に對しては、七月十五日を以て、公式に受諾の回答を發してゐる。而かも同盟國である我國に對しては、アメリカの最初の提議に對して、賛意を表する場合にも、又此度の正式受諾の回答をする場合にも、何等事前の打合もなければ、事後の通知もなかつた。

夫れ程冷淡に日本を取扱ひながらも、一度日本を利用する必要があるとなると、遠慮會釋なく利用だけはしようとした。

イギリスがカーゾンからアメリカ大使に打明けたやうに、自治領首相に對する困難な立場から、頻に豫備會議の開催をアメリカに要望するけれども、アメリカは頑として容れさうもないとなると、今度はイギリスは、アメリカをして、このイギリスの提議を受諾せしめる爲に日本を利用することを考へ出した。

恰もよし、日本が太平洋及極東問題の會議には、先づ議題の範圍が明確に示されない限りは、賛同し難いと云ふ態度をとつてゐたので、イギリスは日本には飽くまで此主張を固執させ、さうして自らは執拗に豫備會議を迫るならば、アメリカとしては、日英兩國の参加を得られなければ、折角提議した會議の成立も覺束なくなる。それ

ではアメリカ政府が非常な窮地に陥るから、之を救ふ爲にイギリスの提議を容れるかも知れぬとイギリス政府は推斷した。そこでカーゾンは七月十九日アメリカ大使との會談の冒頭に、先づ議題問題から日本の参加がむづかしいかも知れないと云ふ印象を與へた上で、日本をしてどこまでも、此議題先決要望の態度を持續させようとした。イギリス自身としては、議題の範圍等に關しては、何等拘泥する所なく、無條件に参加を表明して置きながら、日本には此問題で、頑張らせようと云ふのである。イギリスと云ふ國はどこまで人が悪く出来てゐるのか判らない。

七月二十一日にカーゾンは態々林大使に會見を求めて、前記のアメリカとの折衝の模様については何等告げる所なく、たゞ去る十五日に、アメリカ政府に對して、豫備會議をロンドンに開くことの希望を申入れてゐるが、まだアメリカから、之に對する回答が無いとアツサリと話出した上で、日本政府はアメリカ政府と、太平洋會議の議題について折衝してゐるやうだが、之に關する日本の回答をアメリカに提示する前に、豫めイギリスに内示して欲しいと持ちかけた。

さうして議題に關するアメリカの用意が不十分であることや、アメリカが太平洋會議で支那問題を總咬ひしよと企てゝゐることなどを告げて、日本が議題の範圍を先づ確めて置かうとするのは、尤もなことであるといふかけた。

蓋しイギリスは日本を議題問題で頑張らせて、それで會議の開會が出来ると否やに關し、一沫の不安を投げかけさせて置いて、それを利用して、自分の豫備會議の問題をアメリカに、聽入れさせようと考へたのである。

然るに日本の方では、丁度それと行違ひに、同じく七月二十七日を以て、アメリカに對し、正式に會議受諾の回答を出して仕舞つてゐたのであるから、イギリスの折角の計畫も全く後の祭りに終つた。

さうしてイギリスがアメリカに提案した、日英米三國會議の開催については、カーゾンがハーヴェーに語つたやうに、七月二十七日にカーゾンから林大使に話があつた。さうして日本は若し米國が賛成して開き得るものならば、此豫備會議の開會には賛成すると云ふ意嚮であつたが、日本が斯かる意思表示をなすに先ち七月二十九日を以て、此問題は完全に沙汰済みになつたのであるから、最早日本が賛成の意見を表明する必要はなくなつた。

首相會議の經過公表

自治領首相連中の會議参加の希望も、アメリカの爲に頑強に拒否されて仕舞つたので、此會議も八月五日を以て閉會となり、其翌日、此會議の經過に關する公表が行はれた。大體これまで記述した所と、重複するやうな内容であるが、日英同盟を葬り、ワシントン會議を開く原動力をなした會議に關する公式發表であるが故に、その内の太平洋問題に關する部分だけを、此に採録して置くこととする。曰く、

- 一、太平洋問題 太平洋及極東問題並に日英同盟協約問題、亦十分に討議せられ、ハーディング大統領の軍備制限會議の招請は本會議凡てのもの、非常に歓迎した所であつた。七月十一日の下院に於ける、首相の陳述は、太平洋に關する主要問題及軍備制限問題に關する、本會議員すべてのものゝ一般的意見を表明したものである。
- 二、豫備會議 アメリカ政府のなしたるものと信ぜられてゐる、軍備制限に關する會議を開くに先ち、極東及太平洋の將來

に、主要の關係を有する列強間に、友好的意見の交換、若しくは協議を行ふことに關する示唆に基き、日英同盟を更により大なる、右關係三大國（日英米間）の取極に代へんことを希望すると共に、右諸國間の太平洋問題に關する豫備的、相互的諒解が、後日の軍備制限問題の討議に資する所、大なるべきを確信し、英帝國首相會議は（一）如何にすれば最もよく右の如き諒解に達し得るか。（二）右意見の交換を何處に於てなすを最も適當とするか。（三）如何にすれば英帝國各領土の代表者が、最も容易に之に参加し得るか。（四）如何なる主義の上に、該協議を進むべきか等の、問題の審議に、多大の時間を費したが、各首相連は、時間及距離の關係上、今年晩秋に、ワシントンに出張すること困難なると共に、右首相連の滯英を利用して、後日ワシントンに招致せらるべき、列強代表者と、意見の交換をなすことを得るによつて、右豫備的意見交換地として、ロンドンを指定せんとするものがあつたが、其後間もなく該豫備的意見交換の性質につき、世上多少の誤解のあることが判明したるが故に、右諒解を排除し、且アメリカの見解と思惟せらるゝ所に、合致せしめんとの切實な希望から、イギリス政府は自ら進んで、大西洋の彼岸に於て、開催する協議會に臨み、ワシントン會議の議題を審議し、且該會議の事業を容易ならしむる爲、友好的意見交換をなさんとし、アメリカ政府の招請にあらば、イギリス首相、外相及植民地首相連一同、協議會に列席するの用意をなし、日本政府亦招請にあらば、之に参加すべき意嚮を表明したが、アメリカ政府に於て、右協議會の開催に賛同しなかつた爲、右考案は抛棄された。

この結果は、凡ての當事者の、等しく賛同を得べき方法の案出に、多大の時日を割愛した、帝國首相會議の列席者の最も遺憾としたる所である。

嘗て右意見交換の結果が、何等後日ワシントン會議の事業を拘束し、若しくは其事業の一部を豫め行はんとするものであることを主張したるものがなかつたのみならず、太平洋問題につき、諒解なきに於ては、軍備制限會議は、其希望する美果を收むること困難であると確信し、且ワシントン會議の前途に懐はる。凡ての障礙を排除せんが爲にこそ、首相會議は

前記の提案をなしたものである。

一讀して如何にもアメリカ政府の爲に、豫備會議の提案が拒否されたことを残念とする感が顯著であるが、尙我國として看過し難き點が二つある。即ち其一つは「日英同盟をより大なる日英米三大國間の取極に代へんことを希望する」の一節である。これによれば首相會議に於ては、日英同盟を廢して、日英米の取極となすことに、意見の一致を見て居つたものゝやうである。然るにそんなことは我國に對しては、オクビにも出さず一方には、同盟は必ず繼續するかの如き口吻を漏らしながら、一方には斯かる考案の下に開かるる會議に我國を誘ふと云ふ不信を敢てなしつゝあつたことである。

夫れから他の一點は、我國がアメリカの招請にあらば、豫備會議に参加すべき意嚮を表明したと云ふことである。イギリス政府から、此問題について屢々話のあつたことは事實であるが、我政府は此會議はアメリカ政府の發議にかゝるものであると云ふ見地から、アメリカ政府よりの提言を重視して居つたが故に、このイギリスの發案にかゝる豫備會議についても、アメリカ政府の賛同がない限り、日本として單純に賛意を表し兼ねると云ふ態度に終始したが故に、イギリスに向つて單純に参加の意思表示をしたことがなかつたことである。

支那日英同盟に釘を刺す

イギリスが太平洋會議開催を、日本やアメリカに提議すると同時に、支那にも話し、さうして支那が招請を受けることを光榮とすると云ふ返事をしたことは先に述べたが、其際の支那の回答の内容は明らかでない。併し其

後アメリカが會議に招請した時には、支那は先づ日英同盟問題について釘を刺して、さうして會議に参加を受諾した。

アメリカ政府は七月十日を以て支那駐劄の代理公使ラドックに對し、「本政府は近日、英佛伊日四國に對し、ワシントンに開かるべき軍備制限會議に参加すべきや否やを問合せた。此ことは太平洋及極東の種々の問題と關係甚だ多きを以て、之に關係ある國——支那の如きも、均しく此會議に參列して、以上の問題の解決方法を討議し、極東に關して抱く所の主義政策を一般に明瞭ならしめることがよいと思ふ。非公式に支那政府が斯かる會議に、參加するの意嚮があるかどうかどうか問合はされたい」との電訓を發した。(註)代理公使は翌十二日に之を文書に認め、額外交總長に送り、併せて翌日が丁度外交團接見日に當つてゐるから、其時に面會の上で之に關する話をする、と云ふことを申添へた。

翌十三日の會談に於て、顏總長は(一)實はワシントンの施公使からも、同一内容の電信が來てゐる。さうして支那は極東問題の會議のみならず、軍備制限會議にも招請を受けたものと解釋してゐる。(二)アメリカ政府としての招請に對しては、謝意を表する。支那政府としては軍備制限會議でも、太平洋問題の會議でも、どちらでも欣然參加するが、是等の關係が判然としない。(三)イギリス政府は自治領首相會議で、日英同盟問題に關し、意見の一致を見なかつたので、極東及太平洋問題の會議を、ロンドンに召集することを、アメリカ政府に提議したものと承知する。(四)然るにアメリカ政府は、之に代つて軍備制限會議を、ワシントンに召集し、其會議の附屬事項として、極東及太平洋問題を討議するに過ぎないやうであるが、其邊の事情を承知したい(註)と云つたとア

メリカ代理公使は本國政府に報告してゐる。事の茲に至るまでの樂屋裏の動きを知らない支那としては、誠に尤な質問である。

其後七月十八日顏總長は、アメリカ代理公使に會見して、(一)支那は主義として二つの會議を受諾するけれども、軍備制限問題と、太平洋問題との兩者の爲に、一個の會議を開くことを望む。但軍備制限問題は各國に利害關係があるから、支那は出來得る限り多數の國が、此會議に参加することを希望する。(二)支那は會議開催以前に、イギリスが日英同盟に對する態度を聲明すべきことを切望する。蓋しイギリスが太平洋會議を提唱した理由は、日英同盟のディレンマから脱却する途を發見せんとするにある。故に若し此會議が、失敗に歸すれば、再び日英同盟に復歸するものと考へられるからである。斯かることを阻止し、且會議の成功を期するが爲には、イギリスをして會議開催前に、日英同盟に對する言質を與へさせる必要がある。(三)アメリカは會議を招集する代償として、このことをイギリス政府に要求し得る筈であるから、此ことをアメリカ政府に傳達して貰ひたい。(四)準備の都合もあるから、討議の題目を知らせて貰ひたい(註)と申出た。即ちこの言質によつて支那はイギリスに於ける、日英同盟問題の成行を、正確に承知して居つたものと思はれる。さうして會議が失敗に歸しても、イギリスが再び日英同盟に歸つて行けないやうに、豫め釘をさして置いて、夫れから會議出に参加しようと思ふのであるから、支那の出方こそは正に轉んでも、只是起きないと云ふ老獪至極なものである。

然しアメリカは斯う云ふ申出に對して、一々かゝりあつては居られないと云ふ態度で、是等の申出に對しては何等の回答を與へず、八月五日に至つて代理公使から、愈よ十一月十一日から會議を開くことにするがそれでよ

いかと云つて支那の都合を問合せ、支那は即日之を受諾した。さうして八月十三日には正式の招請状が發せられる運びになつたから、事實上に於ては支那の言ふ分は全く葬られて仕舞つたのである。即ち支那は言つて見ただけであつた。

(註) *Ibid.*, pp. 35—36

イギリスは會議を失敗と見る

イギリスは豫備會議の問題を拒否されてから、會議に對する態度が俄に消極的になつて、此上は一切萬事アメリカに任せる。さうして成敗共に擧げて、アメリカの責任とすると云ふ方針に出るやうになつた。即ち議題の問題の如きも前議を翻がへして、アメリカが會議のイニシエーターをとる以上、これも亦全部アメリカに一任すべきであると云ひ出した。然し當時のイギリスとしては、會議は到底結果を收めることには至るまい、必ずや失敗に終るであらうと云ふ判断を持つて居つた。従つてすべてのことが、この前提から割り出されたのである。

然し其イギリスが愈よ外部に意見を公表する場合には、仲々立派なことを云ふ。八月十八日ロイド・ジョージは下院に於て、自治領首相會議に關聯して、長い演説を行つたのであるが、其時はイギリス政府としては、日英同盟ももう之で終りたと云ふ考へもきまれば、又豫備會議を斷られて、アメリカに對しては、大に腹を立てゝゐた時であるが、それでも日英同盟についても、又アメリカに對する關係に於ても、然るべきものゝ言分をしてゐる。其日の首相の演説中の日英同盟及太平洋問題に關する部分の大意は次の如くである。

日英同盟は廢棄通告後、十二ヶ月を経るに至るまで繼續する。さうして右通告をなすべきや否やの問題については、同盟が如何なる作用をなしたるや否や考慮しなければならぬ。

本同盟は今大戰爭中、眞の試験を経たが、我同盟國である日本が、忠實に之を解釋し、且之を履行したることは、戰局に注意を拂つたものゝ何人と雖認むる所である。

ドイツ巡洋艦が、大西洋に現はれ、イギリスの船舶を撃沈した時に、又イギリスがニュージラント、濠洲及印度の援助に依頼しなければならなかつた時に、日本海軍が太平洋、南太平洋及印度を守ることがなかつたならば、五十萬の濠洲兵、百萬の印度兵が、數千哩の海上を横斷して來ることは出来なかつたであらう。之は現に濠洲及ニュージラント首相の各説く所である。吾人は今や背中を日本に向けて、汝は困難の時に際して、吾人と行動を共にしたが、最早汝には用事が無い。左様ならだ、と云ふべきであらうか。何人と雖こんなことをするものはないであらう。

英帝國亦紳士の如く行動するを要する。困難の時に際し、吾人の忠實な味方であつた國に對して、其困難が去ると共に、之との同盟を解消するが如きことは、英帝國の行動として似合はしからざる所である。

吾人は世界に於て、其日英同盟を好むと好まざるとに論なく、吾人が此同盟を廢棄することによつて、英國を善く思ふ國ありとは思惟しない。吾人が之をなしたる瞬間に於て、或は外見之を喜ぶが如く裝ふものあらんも、却て其衷心に於ては、吾人を卑しむであらう。而かも本同盟を繼續せんとするは、他國に對抗せんと目的に出るものではない。殊に況んや米國に對抗せんとするものではない。米國と最も完全なる協調を保つことは、英國外交政策の第一義である。英國が共に協調を保たんと欲する國は、米國の右に出るものはない。英人にとつて米人を外國人と思ふことは出来ない。其間には兄弟の如き情誼が存してゐる。吾人は日本に對する義務を忘れず、且日本に對する友情を棄つるものではない、さうして夫れと同時に米國に對する、兄弟の情誼を保持することが、何故に困難であるかを諒解することが出来ない。此ことは曩に討究を望んだ所

で、且今尙望みつゝある所である。
若し日英同盟にして、太平洋問題全部に互る日英米間の、更に大なる諒解と融合するを得れば、これ大成功にして、又世界平和の保證となるであらう。

人類の問題は、今日は大西洋に、昨日はドイツの海洋に、明日は太平洋に移ることがあるであらう。此場合に、太平洋問題に最大の關係を有するものは、米國、日本及英國である。(此時さうして支那と呼ぶものあり)、然り支那とである。之等四大國は太平洋に關する協商をつくるに、最も重要な關係を持つてゐる。さうして軍備制限會議を成功させる最も確實な途は、先づ第一に太平洋問題に關する協商を作るにある。先づ此問題に關し、明らかなる諒解を得れば、軍備制限は甚だ容易となるであらう。予は今尙此見解が採用されることについて望を囑してゐる。

大英帝國は、一體として、米國と完全なる友好關係を得べく、之をなすが爲には、萬障を排すべきに一致してゐる。英米兩國が世界の平和を恢復し、之を保證する爲に、相互提携して、これに當ることを得しむる快感以上に、母國及海外領土を喜ばせるものはない。さうして夫れは英米兩國が、世界政策の根柢をなす大方針に於て、一致するより、大なる保證はない。これ世界平和の網的保證である。予は今大ワシントン會議の結果として、斯かることを達成し得べき、諒解の成立することの有望なるを信するものである。

誠に殊勝な言分であるが、それだけにイギリスの腹の黒さを物語るものである。

四國條約の發端

其後愈よワシントン會議が開かれることになつた經過は、本題と直接の關係が無いから省略するが、其ワシン

トン會議に於て、イギリスの提唱によつて、遂に日英米佛の四ヶ國間に、所謂四國條約が締結せられ、日英同盟は之を機として葬られることとなつた。

蓋しイギリスは、極東の問題については、日本と同盟することを最も有利と考へてゐたが、一方カナダの關係、其他に於て、アメリカ合衆國との間には、友好關係を維持することが、絶對的必要と信じてゐた。然るに其日英同盟について、アメリカに異議があり、且當時アメリカが遂行しつゝあつた建艦計畫によつて、イギリスは、頗る神經を刺戟せられてゐた。茲に於てイギリスには日英同盟にアメリカを加入させることによつて、日英同盟に對するアメリカの反對を解消し、此三國同盟を藉りて、アメリカの海軍計畫を制限することによつて、英米間に横はりつゝある、前記二つの障害を、一時に除却せんことを考へたやうである。

さうして斯かる考へ方は、イギリス當局の胸中には、相當早い時から往來してゐたものと思はれる。さうして自治領首相會議の開かれるに至つて、斯かる考へ方が、愈よ現實の問題となり、茲に日英米三國會議開催の議が起つたものと考へられる。然るに其場合支那をも加へなければと云ふ意見が出て、茲にイギリスが日米支三國に對し、殆んど同時に太平洋會議開催の話を持ちかけることになつたものと判斷されるが、然かも其時には、既にイギリスは日英同盟は、之を日英米同盟に置き換へることに腹をきめて居つたのである。其ことは前記八月十八日のロイド・ジョージの演説にも明らかである。然るにイギリスは同盟の相手である日本には何等の下話もせず、斯う云ふ腹をきめ、さうして腹をきめた後にも、日本に何等の耳打もせず、突然日英米支の四國會議開催の實行手段に移つて行つたのである。これが果してロイド・ジョージの演説にある紳士國のなすべき態度であらうか。

然し斯くの如くイギリスは、早くから日英米三國條約を以て、日英同盟に置き換へようと考へて居つただけに、ワシントン會議が始まると同時に、早速其工作にとりかゝつた。

イギリス全權は、會議に臨む前から、既に日英米三國條約案として、次の如きものを起草して、此原案——所謂バルフォア私案なるものを持つて、ワシントン會議に乗込んで來たのである。

極東方面に於ける、一般の平和を確保し、並に太平洋諸島及太平洋に接する諸地方に於ける、條約國の現在領土權を擁護する目的を以て、左の各項を約定す。

- 一、條約國は前記權利を尊重し、條約國中何れか一國に於て、前記權利が第三國の行動に依り危殆に迫れるものあるを認むるときは、前記權利を擁護すべき、最善の手段に就き、相互に充分に且隔意なく協議すべし。
- 二、將來條約國中、何れか一國の(第一條に規定する)領土權が、其以外の一國若しくは二國以上の合同によりて脅威せらるゝ場合は、條約國何れかの二國は、自ら防護せんが爲に、軍事同盟を締結するの自由を有す。但右同盟は(一)純然たる防禦的性質を有し、且(二)他の條約國に通告せらるゝことを要す。
- 三、本協約は本協約に規定する方面に於ける、領土權の防護に關する、從來一切の條約に代るべきものとす。

此英國案に於て重視せらるべきは、二の本協約に加つた國が、自ら防護するが爲に、軍事同盟を締結し得るの點で、これはイギリスが他日日英同盟を必要とする場合には、之を復活せんとする下心から出たものであると解釋される。尙イギリスは之と同時に、支那に關して關係國間に協定すべき別の協約案を用意してゐたのである。さうしてイギリス全權は、ワシントン到着後、直ちに此案を米國代表部に提示して、其考慮を求めた。即ちワ

シントン會議が開會式を挙げた當日——十一月十一日にバルフォアはヒューズと會見して、此私案を示して會談を行つてゐる。

バルフォア、ヒューズ會談

このバルフォアとヒューズの會談についてはヒューズ自ら筆録した覺書がある。曰く

- 一、バルフォアは日英同盟に關する感情の状態を次の如く述べた。
 - イ、米國の感情——不利——反對
 - ロ、日本の威信感——日本の行動抑制——英國自治領の安全感——賛成
- 二、バルフォア曰く予は日本全權に面會しなければならぬ。兎も角一定の政策を持たねばならぬ。若し日英同盟を繼續しないとすれば、何を以て之に代ふべきか。日英米の三國協定か。
- 三、バルフォア曰く、予は二つの協定案を起草した。但イギリス政府の訓令に基くものでなくて、全然個人的のものである。
- 四、ヒューズは次の如く情勢を要略した。

- イ、アメリカの感情状態
- ロ、協定の重要性
- ハ、日本に對し敵意無きこと——友情
- ニ、日本の自然にして、且合理的なる經濟的機會には、反對せざること

ホ、山東問題の解決進捗—解決の可能

- 五、ヒューズは、日本に膨張の必要あることにつき、誤解あることを説明し、バルフォア之に同意す。
- 六、ヒューズは經濟的機會と、政治的支配との、相對關係を説明し、バルフォア之に同意す。
- 七、滿洲に於ける鐵道狀態に關し、バルフォアは既に確立してゐると云ひ、ヒューズは通商上の動脈としての鐵道と、政治上の道具としての鐵道との區別をした。
- 八、差別待遇に關し、バルフォア曰く、イギリス商人は、斯かる事例を擧げ得ないけれども、結果は差別待遇の存在を示す。

九、特殊利益—石井ランシング協定に關し、ヒューズ之が定義を與へ、バルフォア之に同意す。

一〇、秘密條約に關し、バルフォア曰く、イギリスの知る限りそんなものは存在しない。

一一、バルフォアは(支那に對し)大君主權 (overlordship) 若しくは保護權の設定を認めざることに同意すると共に、「特殊利益」なる語は、喜んで之を削除すると語つた。

一二、行政的保全及關稅問題。

一三、バルフォアは、三國協定案にヒューズの注意を喚起し、ヒューズは考慮の暇を求め、バルフォア之に同意す。

一四、ヒューズは協定案に對する一般論として、先づ條約 (treaty) と云ふ文句を避けたいと述べ、バルフォアは、之を協定 (arrangement) と云ふ文句に変更した。即ち條約になるかも知れないし、又ならないかも知れない。次いでヒューズは確定的に記述する方がよいと述べ、高平ルース協定を引用して、所謂舊貨の再發行をなすべしと述べた。適用問題に關し兩者意見一致した。

一六、目下審議中の事項に關する、既存の一切の聲明及協定に代るものであること。

イ、日英同盟

ロ、高平ルース協定

ハ、石井ランシング協定

一七、勢力範圍の問題に關し、所謂利益範圍の定義が與へられた。

尙此日の會見に於て、前記のバルフォアの三國協定私案なるものに、「予惟ふに極東に關する協定は、一つの條約よりも、寧ろ二つの條約に之を具現すべきである。而して其一是、平和の維持と領土の現状維持とを取扱ひ現在の日英同盟に代るべき日英米の三國協定とすべきである。其二是支那問題を取扱ふものとすべきである。さうして其三國協定の要領は次の如きものであると云ふ前書を付けてヒューズに手交せられた。(註)

(註) Foreign Relations of the United States 1932, Vol. 1, p. 1—3.

日本に對する内示

英米兩全權の間に、斯かる會見があつてから、旬日を経た後、十一月二十二日バルフォアから、此問題について帝國全權に會見を申込んで來た。依つて加藤全權が埴原次官を伴つて、バルフォアを訪問した。然し當時日本の方ではまだイギリスの腹が、日英同盟を廢棄して、三國協約に置き換へることにきまつてゐることを突きとめ得なかつたので、この會議に於ては、我加藤全權の方から口を切つた。曰く

日本政府としては、日英同盟の存續を希望するが、ワシントン會議と關聯して、之が存廢又は改訂について、色々の論議や

報道があるから、之に關するイギリス側の意嚮を知りたい。
と。バルフォアは之に答へて

露獨の崩壊によつて、日英同盟の成立を促した本來の理由は、差當りのところ消滅したが、兩國にとつて多大の利益を齎した貴重なる歴史を有する本同盟は、猥りに之を棄つべきではない。且今日一時消滅した理由が將來又發生しないとは限らない。併し今日の新しい事態に照して、之を考慮するは、又極めて必要なことである。自分の見るところでは、この同盟問題が、直接の形で、ワシントン會議に持ち出さるべき筈はないと考へるが、間接の關係に於て論議されることは、免れ得ないであらう。

と述べた上で、曩の三國協商私案なるものを、加藤全權に提示し、且アメリカが積極的義務を負擔する同盟を回避するから、其同意を得られるやうな形式を採用した。將來必要の發生した場合には、日英兩國に關する限り、同盟を復活し得べき自由を留保してある旨の説明を附加した上で、支那又は他の本會議に參列した國で、之に加盟を申込んで來た場合には、之を拒否すべき十分の理由も無いから、其時には更に考慮しようと語り、此問題に關する我國の意嚮を聴きたいと希望した。

然るに茲に指摘しなければならぬ一事がある。即ち日英間に、この會談が行はれた、其前日たる十一月二十一日に、駐米大使にして代表の一人であるゲデスは、新聞記者團に對して、「日英同盟は元來露獨兩國に對して、締結せられたるものであつた。従つて兩國の脅威が去つた今日に於ては、種々必要ならざる點を包含してゐる。従つて日英米三國間に、極東政策に關する協調が成立するに於ては、右同盟は不要に歸するやも圖り難い。さうして此

新協商には、協商三國以外の國、例へば支那等の加入を見ることがあるかも知れない」と云ふ意味の談話をしてゐる。さうしてバルフォアの加藤全權に對する話は、畢竟この新聞發表のおさらひに過ぎないことである。

日英同盟の結末をつける爲の三國協商問題を、アメリカに提示してから、旬日の後に於て、而かも新聞記者團に對して進んで公表した後に於て、今更らしく帝國全權に内話したことは、イギリス外交の慣用手段であるとは云へ、餘りにも帝國を無視したる仕打と云はなければならぬ。

支那先を越す

此會議に於ては、日英同盟のことが問題となるであらう、さうして之に代るべき、何等かの協定が成立すべきであらうと云ふことを豫知したか、或は内示されてゐた支那代表部は、早くも之に對する豫備行動をとつた。即ち十一月十六日極東問題委員會の第一回の會合の開かるゝや、支那代表の施肇基は突如として、支那側の所謂十原則なるものを提議したが、其第三項に

各國相互の信託を増進し、先づ太平洋及極東の平和を維持する爲、列國は豫め支那に通知することなくして、直接支那に關係を有し、又は同地方の一般的平和に直接關係を有する何等の條約又は協定を締結せざること

と述べて、斯かる協定を締結するならば、先づ支那に通知しなければならぬと釘をさすの用意を忘れなかつた。其結果であらうか、ヒューズ、バルフォアの會談に於ては、日英米三國の協定であつたものが、加藤との會談に於ては、支那其他の國をも加へなければならぬかも知れぬと云ふことに變へられた。

三國協商家と日本

元來帝國は華府會議に臨むに先ち、アメリカとの親善、圓滿なる關係を保持することに重點を置くの方針を決し、且太平洋及極東に於ける恒久平和の確立を主眼とする、日英米三國の協商は、進んで之が成立を期することに廟議を定めたのであつた。従つて我全權はバルフォアの提議其ものは、欣然之を受諾するに決したが、協商案については、別に帝國側に於て幣原私案なるものを起草し、時を移さず十一月二十四日に、早くも佐分利参事官から、バルフォアに提示したが、更に二十六日には同じく佐分利からヒューズに手交した。其幣原案なるものは次の如くである。

第一條 太平洋及極東の地域に於ける締約國中一國の領土權又は緊切利益にして、將來締約國以外の、一國若しくは數國の、侵略的行爲に依り、又は右地域に生ずることあるべき事態により脅威さるゝ場合には、締約國は右特定狀態の急需に應ずる爲、共同に又は各別に執るべき、最も有效なる措置に關し、了解を得んが爲、充分に且隔意なく、互に意見を交換すべし。

第二條 前記の地域に關係ある事項に關し、締約國中何れか二國間に於て、幸ひ現に存在する圓滿協調の關係に、影響を及ぼす虞ある爭議發生の場合には、右兩締約國は相互合意の上、他締約國の共同會商を求め、該事項全部の考慮妥結を其議に附するの自由を有す。

第三條 本協約は今日迄日英間に效力を有したる同盟協約に代るべきものとす。

尙この幣原私案が佐分利からハンケーを通じて、イギリス側にも提示されるに當り、佐分利はこれが日英同盟に

代はるべきものであるが故に、太平洋に利害關係を有すると云ふ理由によつて、徒らに多數の國家を之に参加せしむることには反對である旨を力説した。

四國協約の成立

斯くてバルフォアと幣原によつて、二つの協定案が提出せられたが、此二案は日英同盟に代るべきものと云ふ點に於て、其揆を一にするものであつた。然るに之を受け取つたアメリカ側は

一、本協定は太平洋に於ける島嶼に局限し、支那については別に約束を結び、關係國を參加させることとする爲、本協定の中には、支那を含めざることを。

二、本協定を太平洋に於て島嶼を有する海軍國たる日英米佛四國に限ること。

の意見を表明し、これによつてヒューズは四國協定案を作成し、これを十二月七日の日英米三國會議に提出した。此協約中に支那を含めしめないものとなれば、當初日英兩國の考へたもの、更に日英同盟とは、全然其目標を異にするものとなるが、日英兩國とも、このアメリカの提議に、大體に同意を表し、十二月八日の第一回の四國會談に於て正式に本協定が取上げられ、更に其翌日第二回の四國會談を繼續した結果、茲に意見の一致を見、四國代表者間に本條約案のイニシアルを終るに至つた。さうして十日午前の總會談に之が成立を發表し、十三日を以て正式調印を終了した。

斯くて日英同盟更新問題は、種々の紆餘曲折を重ねて、四國協約に落着いたが、然しこの結果は日英兩當局の

當初の考案とは、全く相距る遠きものとなつて仕舞つた。之を以て日英同盟の變形と云ふは、當らざるの甚しきものにして、寧ろ日英同盟更新問題の處置に窮した窮餘の策が、此處に至つたものである。なほ此四國條約に關しては、後日、日本本土除外問題と云ふ、面倒な問題が起つたことは周知の通りである。

日英同盟に對する弔辭

十二月十日の總會議席上、ロッチが四國條約に關する報告を行つた後を享けて、第一回日英同盟締結の當時、イギリスの首相であつたバルフォアは、立つて日英同盟に對する弔辭を述べた。曰く

日英同盟は、何等米國の利害に支障を及ぼすものにあらずと雖、米國に於ては一種猜疑の念を以て見られてゐた。これ主として太平洋方面に於ける國際關係の緊張によるものである。米國に於ては同盟の對象である、露國の脅威が去つた今日、同盟存在の理由何處にありやと問ふものが多い。同盟は締約國の一方が廢棄の意思を明らかにしなければ、其效力を失はないことになつてゐるが、今や同盟存在の對象であつた國家は、國際上の注意を惹かないやうになつて、同盟を廢棄すべき時が來た。然し願れば同盟は二回の戰爭に會して、よく其目的を達した。同盟は共同の犠牲と努力とを促し、共に凱旋を齎した。兩國は今將に同盟を脱せんとしつゝあるが、兩國の間には條文以外、更に密接な聯絡のあることを忘れてはならない。英國は今や誤解と誤解の間に立つてゐる。同盟を、廢棄するも誤解を招き、同盟を繼續するも亦誤解を生ずる。此間に處すべき唯一の方途は、現在不要となつた約定を廢して、之に代はるに、太平洋に關係ある總ての國家間の約定を以てするにある。と、さうして、日本に於ては、本條約調印の翌日たる十二月十四日に同じく内田外相の日英同盟を葬るの辭が公

表された。曰く

日英同盟は本協定(四國條約)成立と共に、廢棄となるべきものなる處、二十年の光輝ある歴史を有する同盟の廢棄に際しては、愛惜の情に堪へざるものなり。英國に於ても亦同様の感想を抱き居ることなるべしと信ず。然れども日英同盟が極東の平和を保障したる精神は、本協約之を繼承し、平和貢獻の範圍益々廣汎となりたる次第なり。

協定の文面に現れたる所によれば、太平洋に於ける四國の島嶼たる屬地及領土に關する約定なるも、其趣旨は締約國が、隔意なき諒解を遂げ、太平洋の平和を確保すると共に、更に進んで世界の平和を維持せんとするものにして、協定の辭句よりも、其精神に重きを置くべきものなり。

又日英同盟が其適用範圍を、極東としたるに對し、本協約は之を太平洋としたり。支那に關しては過般四大綱の決議あり。尙爾餘の主義問題等につき、目下審議中なるを以て、是等を包括し不日支那に關する新協定の成立を見るに至るべし云々。と、四國條約を以て、日英同盟に代らしめたと云ふが、内容的には何等それと見るべきものを發見する能はざることは、今更らしく取立てるまでもないことである。

斯くの如くして遂に二十年の歴史ある日英同盟は葬られた。然かも日英兩當局の間に、之を廢棄することに關して、何等事前の協議もなく、話合もなく葬られた。斯う云ふことから見ても、日英同盟は當然に葬らるべき運命にあつたものと考へるべきであらう。

II 日露協約の歴史

第一回 日露協約

ポーツマス條約後の日露

日露の大戦は、ルーズベルト大統領の斡旋によるポーツマス條約の締結によつて其局を結んだ。然し其後の日露の關係がどうなつて行くかと云ふことについては、兩國交々其歸趨に迷はざるを得ないものがあつた。

即ち之をロシアの側について言へば、日本は到底ポーツマス條約の結果を以て、満足するものではあるまい。必ず再び攻勢をとつて來るに相違ないと云ふ杞憂を抱くものがあれば、又これとは全然反對に、ロシアは進んで日本に對して復讐をすべきであると主張するものもあつた。之を日本の側について見れば、ロシアの復讐必至なりと見て、日露の再戦は避くべからざるものであると説くものが多く、ポーツマス條約は恰も一時の休戦條約に過ぎないものゝやうに見らるゝ傾向が多分にあつた。

然しロシアとしては、日露戦争による財政の窮迫と、此戦争を契機として擡頭して來た革命運動との爲に、再度の戦争は、極力之を回避しなければならぬ實情にあつた。さうして日本亦これ以上に戦争を繼續することを困

難とした爲に、進んで和を講じたやうな行懸にあつた上に、戦後の諸經營に、力を注がなければならぬ必要に迫られて居つた爲に、これ亦ロシアと再び干戈の中に相見ゆるが如きことは、極力之を避けなければならぬ事情にあつた。

然しながらポーツマス條約の條章に従つて、いよ／＼滿洲に於ける彼我鐵道の連絡だとか、通商航海條約の再訂だとか、北洋漁業條約だとか云ふ實際問題の交渉を進めて見ると、兩國の間には、依然として猜疑の念が、相當に強く伏在するものがある結果として、事毎に圓滿なる話合が出来ないと云ふ事態であつた。

チロンの示唆

偶々一九〇七年の始に露都駐在のロンドンのデーリー・テレグラフの通信員であつたチロンが、ロンドンのコンテンボラーリ・レヴェューに、日露國交調整に關する二篇の論文を公にした。チロンはロシアに滞在すること多年にして、ロシアの各方面に知友を持ち、且信用があつたが、殊にウイッテとの交遊密なるものがあつた。嘗てポーツマスの講和會議にも、ウイッテの一行に加はり、ウイッテの爲に、英米新聞記者の操縦の任にあつて、大に手腕を發揮したことがあつて、イズヴォルスキーの回顧録には

ウイッテの卓越せる一原因は、その米國に同行せるチロンの、熱心且機才ある共助に依りて、能く米國の新聞紙を利用したる恰柄にある。才智殊越せるこの著述家は、多年ウイッテと相親しく、其全幅の信任を得たもので、予はウイッテの贏ち得たる成功は大部分チロンに負へるものと云ふに躊躇しない。

と云つてゐる。さうして彼は此回想録の著者である、時の外相イズヴォルスキーとも、深い關係を持つて居つた。チロンは此コンテンボラーリ・レヴェューに掲げた論文に於て、日露國交調整の基礎條件となるべきものを挙げた。イズヴォルスキー外相は、かねてからロシアとしては、一方英國と和協し、他方日本と親善し、よつて以て戦後の國力整備に全力を致すと共に、其外交政策の中心を歐洲に専らにすることが絶対に必要であると云ふ確信の下に、戦後ロシアの外交を處理し、屢々其意嚮を我本野大使にも漏らしつゝあつたが、彼は此チロンの論文が發表された機會を藉りて、本野大使に對し、「此論文の如き條件であるならば、自分は何時でも、日本との間の協約に、調印するであらう」と語つた。イズヴォルスキーは、かねてから日本との間の和平を保ち得る爲ならば、ロシアとしては、相當の讓歩をも惜しむものでないと云つてゐたのであるから、この一場の談話は、決して彼の一時の思つきとして輕視すべきではなかつた。否彼とチロンとの交遊關係などから見て、チロンがコンテンボラーリ・レヴェューに發表した論文の如きも、林伯が其回想録中に(註)指摘して居るやうに、彼がロシアの高官連中と意見を交換した結果のもの、殊にイズヴォルスキーの意を受けたものとさへ見るべきであつた。

本野大使は、このイズヴォルスキーの談話を以て、十分の意義あるものととつた。さうして勿論之を本國政府に報告した。

(註) A. M. Pooley: The Secret Memoirs of Count Tadasu Hayashi, pp. 232

先づ伊藤公乘氣となる

此本野大使の報告を読んで日本の方で先づ動き出したものは伊藤公であつた。伊藤公はかつて日英同盟に先んじて日露協商を締結せんとしたこともあつた。然るに其後事志と違つて、日露戦争の勃發となり、其結果として韓國統監の任を拜し、朝鮮問題處理の重責を荷ふこととなつたが、此朝鮮問題を最終的に處理するが爲には、ロシアがポーツマス條約の精神を十分に誠實を以て遵奉するにあらざれば、其間相當の面倒が生ずる虞が多分にあつた。

さうしてチロンの論文の中には、日露國交調整の爲には、ロシアは朝鮮の處分に關しては、日本の要求を容るべきであるとの一項があつた。イズヴォルスキーが此條項を含んでゐるチロンの説に、全然同感したのであるから、ロシアは少くとも、イズヴォルスキーの關する限りに於ては、朝鮮問題については、文句は無いと見るべきである。英國との間には曩に日英同盟の改訂に關連して、朝鮮問題の話はついてゐる。今ロシアと此點に關する話がつけば、朝鮮問題の處理は、極めて工合よく運ぶことが出来る。朝鮮問題處理の重責を荷つてゐる伊藤統監としては、此機逸すべからずである。速にロシアと話合をつけなければならぬと考へたのは無理からぬことである。そこで伊藤公は先づ時の首相西園寺公に此意嚮を語つて、其同意であることをたしかめた上で、更に之を山縣公等の元老に諮り、林外相と熟議を遂げ、此處に伊藤公の斡旋によつて、早くも日露協商に關する元老重臣と政府當局との意嚮が一致を見るに至つた。

交渉促進の要

折しも我國は、ロンドン及パリに於て、戦後經營の爲に必要とする二千三百萬磅の五分利公債募集の話を進めて居つた。さうして其内のパリで發行すべき分については、高橋是清財務委員に於て、フランスの金融業者と交渉した結果、前年十一月中に話が纏り、且フランスの外相、藏相共に之に同意を表すところまで進められたに拘らず、愈よ發行と云ふ段取になつて、フランス當局がこれが發行に同意を與へない結果、遂に發行することが出来ず、我方では頗る困つたことになつて居つた。

このフランス政府當局が、日本の起債に同意を澁る原因を探つて見ると、それはロシア政府が、日本の手に此外資を與へることに恐れを抱いた結果、同盟國であるフランスに對して、此公債の發行については、反對であるとの意嚮を通じて來た結果であることが判つた。さうして我方としては、斯かるロシアの反對を排除して、速かに此公債を發行しなければならぬ事情にあつた。茲に於て本野大使は本國政府の命を受けて、ロシア當局に對し、十分に日本の眞意を説明して、パリに於ける公債發行に關するロシアの反對をやめさせることにしたが、此話合によつてロシアに對する日本の眞意なるものが、一段とよくロシア當局の諒解する所となつた。従つて公債の發行も支障なく取運ばれることとなつたが、尙それと同時に日露國交の調整についても一歩前進を見るに至つた。

兩國政府の意見一致

イズヴォルスキーが不圖した機會に持ち出した話から、日露國交調整の話は、兩國當局によつて眞剣に考へられるやうになり、三月初には早くも本野大使とイズヴォルスキー外相との間に、協約の案文に關する意見を交換

する運びにまでなつた。

斯くして愈よ双方の意見を持ち寄つて見ると、其處に若干の食ひ違ひはあつた。即ちロシア側の意嚮は此協定によつて

- 一、日露兩國は相互に其領土を保全し、ポーツマス條約其他日露間の特種條約により各自の有する一切の權利を、平和的に享有することを保障すること。
- 二、日露兩國は前記の相互の地位を尊重し、且之が維持及正當の行使に關して、相互に援助すること。
- 三、蒙古及滿洲以外の支那の邊疆地方に於てロシアが特殊利益を有することを日本が承認し、且之に干渉せざること。

を取極めようとするのに對し、日本側では

- 一、日露兩國は、相互の領土保全を尊重し、且各自が、支那と締結したる條約、ポーツマス條約、及日露兩國間の特種條約によつて生ずる一切の權利を尊重すること。
- 二、支那の獨立及領土保全並に機會均等主義を承認し、且之が確立を擁護支持すること。
- 三、滿洲に於て日露兩國の勢力範圍を劃定すること。
- 四、露國は日本の朝鮮に於ける關係の將來の發展に關し、之を妨げず又之に干渉せざること。
- 五、松花江航行權に日本も均霑すること。

を取極めようとするにあつた。

斯くの如く兩國の間に協定して置かうとする問題については、兩國間に相當の距離があつたが、この相互の要望を基礎として茲に兩國間の折衝が開始せられた。さうして日本側はロシアの提案にかかる、蒙古及支那の他の

邊疆に於けるロシアの優越なる地位を承認することは、到底同意することの出来ないところであるとして、斷然之には反對した。

之に對してロシア側は、さうなれば、此協定はロシアにとつて、著しく偏務的で、日本にとつて特に有利なものなるから、ロシアは是非此一項は挿入しなければならぬと主張した。

そこで交渉の途中に於ては、日本側では朝鮮問題をドロップし、其代りにロシア側では蒙古及邊疆に關する問題を引込めることにしたらばよいではないかと云ふ意見も出た。

伊藤公の意見

伊藤公は最初から日露協商に非常に乘氣で、大に其促進を要望して、當局を鞭撻して止まなかつたが、其主要なる動機は、朝鮮問題の處理について、ロシアの同意をとりつける點にあつた故に、此協商中から朝鮮問題をドロップすることには、敢然として反對した。

當時朝鮮にあつては宮廷を中心として、種々の策謀が行はれて居つた。現に此年一月には、韓國から露、佛、獨、米四國の元首に親書を發した事件があり、更に四月には米人ハルバートに親翰を託して露帝に致し、併せて全權委任狀を交付して、平和會議に参加せしめようと企てた事件があつた。而かもそれ等の場合、ロシアが動もすれば韓廷の陰謀を支持するかの説も行はれ、我國として此方面に對するロシアの意圖について、相當憂慮しなければならぬものがあつた。旁以て朝鮮處理の重責を負うて、京城にあつた伊藤公としては、ロシアと協調をす

ると云ふ以上、第一に此朝鮮問題を取上げて、ロシアをして朝鮮のことに關しては、今後一切關與させないやうにしなければならぬと云ふ痛切な感を持つてゐた。従つて伊藤公から見れば此朝鮮問題を除外して日露協商を締結すると云ふのでは、肝腎要めの中心問題が無くなることになる。茲に於て伊藤公は、西園寺首相に向つて其衷情を訴ふる處があつた。

元來本協約締結の交渉を開始したるは、當初露國外相の本野大使に諷したる機會の逸すべからざることを、本官より元老諸公及當局各大臣に勸告したるに起因するものなれば、根源に遡り愚見を陳べざるを得ず、日露戦争の已むを得ざりしは、露國は滿洲を其勢力範圍に置き、日本は韓國を我勢力範圍に置かんと欲し、遂に其主張を固守して相譲らざりしに基因するものなり、故に韓國問題は我主張の眼目たりしや言を俟たず、而して戦争の結果、滿洲のことは、其半を露國に讓歩することとなりたるも、主眼たる韓國問題に至つては、ポーツマス條約に於て遺憾ながら、尙日露兩國間に異議を挟むの餘地を残したるを以て、今回の協商は、完全に主眼たる韓國問題を解決し、之に次ぐに滿洲問題をも併せて決定せんと希望に出でたるものなり、然るに交渉の結果、遂に日露戦争の大眼目を決定せずして、後日に禍根を貽すも、尙協商の價值ありと云ふ意見には同意を表する能はざるを遺憾とす、愚見によれば韓國問題を完全に解決せざれば、初より協商をなさざるに如かず、韓國に於ては、各國現に公使館を撤退したるを以て、我に於て自由に措置することを得るが如き、解釋をとるものなきにあらざるべしと雖、韓國と各國との條約は存在するのみならず、我に對し公使館を再設せざるを保證契約するものなし、特に治外法權の如きは、埃及の困難に顧るも、之を廢するは容易の業にあらず、故に若し境域隣接し、利害の最近接せる露國と協商を遂ぐるを得ば、將來各國と韓國に關する、總ての問題を解決するに於て、便宜あるや論なし、されば何れの方面より見るも、韓國問題に關する日露間の解決は、我にとりて目下の急務なりとす、然るに直接利害關係ある韓國問題を放棄し、

却つて間接の利害關係にある、蒙古問題に重きを置くに至つては、首肯し能はざることなり。

愚見は大要右の如くなるが故に、元老及當局大臣とも、慎重に熟議を盡され、禍根を後日に貽さざるよう、御措置あらんこと切望に堪えず。

斯う云ふ伊藤公の意見を無視して、朝鮮問題を除外して協定を結ぶことは出来ないが、然し朝鮮問題を包含せしめようとすれば、ロシアの要望する蒙古及邊疆問題をも加へなければロシアの方が承知しないと云ふこととなる。此處に當事者の苦心は存した。

外蒙古に限定して

然し一方には朝鮮に關することは、ロシアは既にポーツマス條約に於て、日本が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上の卓絶なる、利益を有することを承認し、且日本が必要と認める指導、保護及監理の措置をとることを阻礙したり、干渉したりしないことに約束したのであるから、ロシアに關する限り朝鮮問題は最早解決済みである。之について今更改めてロシアをして、日本の地位を認めさせる必要はない。殊に夫れが爲に、交換的に、支那の他の地方に於ける、ロシアの地位を認めてやる必要はないかと云ふ、有力な意見も出た爲に、政府當局は其間にあつて頗る進退に困難した。

然るに元老の一人である山縣公が、日露協商に全幅の賛意を表し、大體伊藤公と同一の見解の下に、日本としては、多少の犠牲を拂つても、此際ロシアと永久和平の基礎を固くして置くことが必要であるとして、東京に於

て政府當局を激勵した結果、政府に於ても、ロシア側の要望を或る程度まで容れて、朝鮮問題をも含めた協定を結ぶことに方針を一決した。

其結果日本として、ロシア側の要望を、どの程度まで容認すべきかと云ふ問題の評定に入つたが、滿洲以外の邊疆、即ち支那の西北地方に於て、ロシアの特殊の地位を認めることには、斷然應じ兼ねる。たゞ蒙古について、外蒙古と云ふことに限定して、茲にロシアが特殊の利益を有することを認め、且我國が此方面に於けるロシアの利益を、害するやうな何等の干渉をもしないことだけを認めようとなつた。

東京政府は此方針を本野大使に授けて、ロシア側と交渉せしめたが、イズヴォルスキーは、これでは満足することが出来ないとなつて、強硬に反對し、最後に之で話をまとめるには相當の苦心を要した。

滿洲に於ける勢力範圍

日露が永く和平を保つ爲には、兩國の勢力が衝突する可能性の多い滿洲に於て、彼我の勢力範圍をハッキリ定めて、お互に之を侵さないやうにすることが必要である。さうして斯う云ふ方法は支那に於ては屢々列強の間には採用されてゐる。即ち一八九八年英獨兩國當事者は、支那に於ける鐵道利權に關して、兩國の利益範圍を限定し、更に一八九九年に英露兩國間に於て、同じく鐵道利權に關し、英國は長城以北を以てロシアの利益範圍と認め、露國は揚子江流域を以て、イギリスの利益範圍と認めたるが如き事例が幾つもある。日露兩國も滿洲に於て同様の方法によつて、各自の利益範圍を定め、相互に之を相侵さないやうにすることが出来れば、夫れによつて

滿洲に於ける日露の衝突は避けられる。

たゞ問題はその日露の利益範圍を、如何なる線によつて劃定するかで、此處にむづかしい點がある。然し此分界線については、ポーツマス條約に於て東清鐵道の一部が日本に讓與されることによつて、大體の見當はつけられることになつてゐた。

そこで、この日露間の交渉に於ては、此問題はさしたるむづかしい折衝の議題とならずに、案外すらくと兩國間に話合が出来た、さうして此滿洲に於ける日露兩勢力範圍の分界線は、「朝鮮とロシアの國境線の北西端から、琿春及心爾滕湖の北端を経て、秀水站到達する迄の間は、直線を劃して之を境とし、秀水站からは、松花江を以て界として嫩江の河口にまで至り、此處からは嫩江を以て境界とし、流を遡つて托羅河の河口に達し、此處からは托羅河の水路に従つて、同河と東經百二十二度の經線との交叉する點に至る線」を以て劃することにきまつた。

遂に協定の調印を見る

斯くの如くして本交渉の最難關であつた、朝鮮と蒙古に關する問題が先づ決定し、次いで滿洲に於ける勢力範圍の問題の話合が出来たが、松花江の航行問題については、ロシア側の態度が強硬で、容易に妥協を見なかつたから、之は日本側に於て讓ることになり、これで日露協約の交渉は纏つた。

但ロシア側の希望によつて、滿洲に於ける利益範圍の問題、朝鮮問題、外蒙古問題等は、全部秘密協定に附せらるることとなつたから、七月三十日彼我全權の間に調印せられた直後に發表された日露協約なるものは、一見

極めて平凡な内容を持つに過ぎないものとなつたが、其影には極めて重大な問題が決定せられてあつたのである。當時我政府から發表された、此協約の説明の中に、「協約の内容は彼の如く至極簡單なるが、其中には無量の意味を含有せり。されば已むを得ずして、砲煙彈雨の間に相見えたる勇敢なる敵も、將來は親密なる朋友として手を携へ、互に尊敬の念を以て戰場に別れたる兩國民は、之より親愛の情を以て、交はるといふ結果を生ずるに至らん」と言つたのは、決して單なる其場ふせぎの言葉ではなかつたのである。

さうして此協約の話合が、順調に進むと共に、日露間の他の懸案の折衝も順調に進行し、滿洲鐵道連絡に關する協定は六月三十日、通商航海條約、漁業條約は七月二十八日に、孰れも本協約に先んじて調印せられた。

尙此協定の祕密條項は、兩國當事者の間に於て、固く祕密に附されて來たが、ロシアに於ては勞農政府が成立してから、一切之を暴露したから今では公知の事實となつてゐる。殊に Ernest Batson Price の The Russo-Japanese Treaties of 1907—16 Concerning Manchuria and Mongolia の中には、本野イヅヴォルスキーの署名ある協約原本の寫眞版が採録されてゐる。

第二回 日露協約

錦愛鐵道問題

日露兩國が滿洲に於ける各の勢力範圍を測定して、互に相侵さざることを約束した後に於て、滿洲に於ける日露兩國の權益が共に危殆に瀕するやうな事件が起つて來た。

支那は早くから、京奉鐵道の新民屯から法庫門に到る鐵道を、計劃して居つたが、之を傳へ聞いた我國は、日露戰爭後の日清善後條約締結の際、豫め清國全權から

清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て、該鐵道を未だ回收せざる以前に於て、該鐵道附近に、之と並行する幹線、又は該鐵道の利益を害すべき枝線を敷設せざること承諾す

との約諾を取りつけ、特に之を會議録の中に記載して置いた事實に基いて、明治四十年八月以來、屢々支那當局に對し、斯かる鐵道計畫の不當なる所以を開陳して、警告を發する所があつた。

然るに支那側は我意嚮を無視して、明治四十年十一月、英商ボーリング商會との間に、新法鐵道工事請負契約を締結して仕舞つた。依つて我國は明治四十一年一月、清國政府に嚴重なる抗議を提出すると共に、イギリス政府に交渉する所があつた。其際イギリス政府は、我主張を認め、イギリス政府としては、工事請負者を支持しないことに決め、これで一應問題は落着したが、然し清國當局は、依然本鐵道建設の意を斷たず、イギリス人側亦頻に、死灰再燃を策して止まなかつた。

さうして其後我國の方針を變更して、本鐵道の敷設其ものには反對しないこととし、たゞ今後若し此鐵道を敷設する場合には、先づ我國と商議させることとして、明治四十二年九月の、滿洲五案件に關する、日清條約締結に際し、其第一條に於て此旨を清國側をして約束させた。

一方我反對の爲に、新法鐵道の計畫に失敗した英商ボーリング商會は、更に京奉鐵道の錦州驛から、北に走せて齊々哈爾に到る鐵道を計畫し、明治四十二年六月には、此問題に關し我方に接觸して來た。依つて我國では、之には反對すべき正當の理由が無いから、寧ろ日本も進んで此計畫に参加せんことを要望することに方針をきめた。さうしてイギリス政府も亦、日本とイギリスの資本家の間に立つて、斡旋する所があつた爲、英國資本家も、日本との提携を應諾し、イギリス側から、其方針の下に、清國當局に交渉したところ、支那側は、日本との協同ならば、之に應ずることが出来ないとい稱して之を拒否した。これ實に明治四十二年九月初のことである。

然るに其後一ヶ月ならざる十月二日には、ボーリング商會代表フレンチ、米國資本團代表ストリートと東三省總督錫良との間に錦州から愛理に達する鐵道敷設に關する借款假契約の成立を見た。フレンチは豫てから日本側との提携を希望すると言明し、且米國資本團とは斷じて共同しないと確言して居つたのであるから、この英米合同の契約を締結したことは我方に對する重大なる背信であつた。

然しながら、茲に米國資本團代表としてストリートが出て來たことは、全然唐突のことでないばかりでなく、實に彼等の永い間の計畫の結果であつたのである。米國のハリマンはポーツマス條約の日露の間に進行してゐる中に、早くも日本要路との間に、南滿洲鐵道を買收することによつて、世界一周の鐵道計畫を實現すべき交渉を進めた。さうして事は將に成らんとして、小村外相の爲に一蹴されて仕舞つたのであつた。

けれどもハリマンは決して之で見切をつけずに、其後は或はロシアの東清鐵道を買收することを計畫したり、更に國際シンチケートを組織して、南滿、東清兩鐵道を買收することを目論んだりして居つた。

其頃奉天に駐在した米國總領事のストリートは、このハリマンの計畫に共鳴し、之が實現に、種々の協力を與へつつあつたが、明治四十一年秋、ストリートはハリマンを支持して、東三省總督唐紹儀との間に、二千萬弗の借款契約の締結に成功した。さうして之に對する本國政府の承認を取付ける爲に、ワシントンに歸つた。さうしてストリートが歸國すると、時を同じうして、其契約の相手方の唐紹儀は、米國が團匪賠償金を返却したことに對する、支那の謝意を、米國政府に致すことを名義にして、米國に派遣を命ぜられた。然し此唐の眞の使命は云ふまでもなく前記の借款條約について、米國政府の同意を獲るべく協力するにあつた。蓋し當時の清國當局は、日露戰爭によつて、滿洲に新しい地位を占めた日本を米國の力によつて、牽制することを計畫して居つたのであつて、此借款こそは正に其爲に投ぜられた第一石であつた。

然るにストリートがワシントンに着いて見ると、恰も日米の間に高平ルート協定が正に進行中であつた。日本政府はかねてから日米間の無用なる猜疑の念を拂拭し、兩國の和親を鞏固ならしめるべく、米國との間に何等かの協定を成立せしむべく計畫し、之が爲に東京政府と、高平駐米大使との間に於て、夫れ／＼打合を進めつつあつたが、偶々米國艦隊が日本に來訪し、我朝野の熱誠なる歡待を受けて歸つた其時機を狙つて、米國との間に之に關する話を聞き順調に話は進んで居つた。

茲へストリートが借款契約を持ち込んで來たのであるから、國務長官ルートは、之に對して承認を盡つた。さうして唐紹儀がワシントンに着いた十一月三十日ころは、日米間の話が成立して、愈よこの交換公文に調印すると云ふ其日であつた。唐はストレートの斡旋によつて、此交換公文の案文だけは、調印に先立つて内示して貰

ふことは出来たが、然し米國の力によつて日本を壓へようと云ふ支那の計畫は、之によつて見込のないものになつて仕舞つた。さうしてストレートの苦心の結晶であり、又清廷當局が大きな期待をかけた、この滿洲借款も一應沙汰済みとなつた。

然し此借款の話は出来なかつたが、之が縁となつて、ストレートは夫れからは米國資本團の代表として支那で働くことになつた。さうして、彼はボーリング商會が錦齊鐵道借款の話を進めつつあるを知つて、之に割込をしてやらうと思ひつき、フレンチに近づき、彼を説いて、之に参加することに成功した。其結果茲に英米資本團と錫良との間に錦愛鐵道借款が調印されることになつたのであるが、清廷側は宿望を達し、我事成れりと喜んだのであつた。

然し此借款契約に關聯して、英國政府は、日本との間の從來からの行懸りがある爲に、これを承認することに躊躇し、又北京の中央當局は、日本との協同には反對したにしても、日本が正面から反對してゐる事業に全然日本を除外して、英米の資本家との間に契約を締結することには、流石に憚るところがあつたらしかつた。其爲に此借款契約はいよ／＼と云ふ所へ行つて、若干行惱みの状態にあつた。此に於て米國政府は、英米兩國政府の力でもつて、此計畫を實現せよと考へて、英國政府に向つて之に賛成するやうにと話を始めた。然し英國は豫め日本との間に話合があつたのであるから、此儘では此契約を認めることは出来ない、寧ろ日本をも此計畫に参加せしめるやうにしたならば、どうだらうかと云ふやうな意嚮であつた。そんなことから明治四十二年十二月十八日に米國政府は、突如として滿洲鐵道共管の提議をなすに至つた。

滿洲鐵道共管提議

此日駐日米國大使オプライエンは、小村外務大臣に對し、公文を手交して次の二つの内容から成る、重要な提議をなした。

第一案 清國をして滿洲に於ける政治上の、一切の權利を完全に享有せしめ、且門戶開放機會均等の主義を現實にするが爲に同地方に於ける一切の鐵道を清國の所有に歸せしむる。さうして之が爲に必要なとする資金は、各國から之を調達し、其各國は此鐵道の敷設運用に關する權利を有することとする。

第二案 英米兩國は、滿洲の商業的中立に異存のない關係諸國を誘致して、各國共同の下に錦愛鐵道、其他商業上の發達に伴ひ、將來敷設を必要とするべき諸鐵道の工事、並に資金調達に従事すると共に、既設鐵道にして本計畫の系統中に編入せらるゝ爲に、提供されるものがあれば、其買収に必要な資金を支那に供給すること。

即ち關係列國から出資して、現在滿洲にある、日露兩國の經營にかかる鐵道を買収し、其鐵道の所有權は之を支那に持たせ、經營は關係國が共同して之に當ることとする云ふのが第一案。さうして英米が主唱者となつて滿洲の商業的中立に異存のない關係列國を誘つて、その共同出資によつて錦愛鐵道、其他將來滿洲に敷設せらるべき鐵道の建設に當ると共に、日露兩國經營の鐵道にして、此交通系統に編入せらるることを望むものは、此借款國から支那に資金を提供して之を買取らせると云ふのが第二案である。さうして其所謂關係國として米國から此提議のなされた國は、日本の外に、英、佛、露、獨の四國であつた。即ち米國の案によれば日露兩國が、現に

滿洲に持つてゐる鐵道を、日露兩國の外に英佛米獨を加へた六ヶ國の共同管理にするか、今後敷設せらるべき錦愛鐵道其他をも一緒にして、之を六ヶ國の共同經營にするかと云ふにあるのであつて、之が出来れば滿洲に於ける鐵道經營に於て、英米佛獨は、日露兩國と同等の地位を占めることになるのである。さうして滿洲に於ては日露兩國が持つてゐる特權は、鐵道附屬地とか、鐵道守備隊とか云ふやうな、鐵道經營に附隨したものが中心であるから、此計畫が實現するとなれば、日露兩國の滿洲に於て占めてゐる、政治上、軍事上の地位にも、根本的の變更が餘儀なくされるわけである。此米國の提議は普通滿洲鐵道中立提議と云はれるが、其内容から見れば之は中立と云ふよりも、寧ろ共管と云ふ方が當つてゐる。

然るに此案は關係國である日本に、提議される前に、先づ第一に米國から英國に向つて提示されたのである。即ち十一月九日を以て、米國政府は先づ之を英國に提議したのであるが、其内容は必ずしも日本に對するものと同じではなかつた。さうして此英國に對する提議には、米國が此提議をなすに至つた動機及目的が明瞭に示されてゐる。曰く

最近英米兩國の財團が、錦愛鐵道の敷設並に其所要資金供給に關する契約に、調印したるについては、米國政府は英國政府と協力して、外交上本計畫を支持せんとするものである。而して米國政府は、他の國が適當なる限度に於て、之に参加することを拒む意思はないが、其参加には支那政府の同意を要し、且機會均等、領土保全主義を遵奉する國であることを要する。併しながら米國政府は錦愛鐵道契約を具體化するに先ち、之に代るべき一層廣汎なる計畫を、茲に英國政府に提出して、其考慮を求めんとするものである。即ち其第一に滿洲に於ける、支那の政治的權力を害せず、且門戶開放及機會均等主義の下に、

滿洲の開発を進めんとする最有效の方法は、恐らく滿洲に於ける公道、即ち鐵道を經濟的、科學的及公平なる經營の下に置き、利害關係國から、支那政府に資金を供給して、諸鐵道の所有權を回復せしむるにあると思はれる。而して其借款は、償還の容易なるやうな期限のものとし、且投資家を引つけ得るやうな條件のものとする爲に、借款に應ずる國の國民をして、借款の償還を終るまで、其鐵道の監督を行はしめ、關係國政府も、亦其期間人員及材料の供給について、優先權を保有することとする。勿論此方法の實行には、英米のみならず、日支露の協力が必要とするのであるが、此點に關する、英米兩國の特殊利益は、錦愛鐵道に關する現行契約にあるのである。此方法は、又日露兩國にも有利なものであるから、若し兩國政府が滿洲に於ける門戶開放機會均等主義を擁護し、且支那の主權を尊重する誠意があるならば、兩國は各自に、其滿洲に於ける利權を擁護する義務、責任、經費を負擔する代りに、之を列國共同の組織、(兩國も其内にあり)に轉嫁することが出来るのであるから、必ず此方法を歓迎する筈である。而して米國政府は、此方法が露國に於て好意ある考慮を受くべきことを信ずる理由を有し、同時に米國資本家が進んで参加すべきを確信する。

第二に若し以上の方法が全部を實現することが困難ならば、英米兩國が錦愛鐵道計畫を、外交的に支持し、更に滿洲の通商的中立の完成に、好意を有する、關係諸國を誘つて、右鐵道並に將來必要となるべき、其他の鐵道の建設、並に其所要資金の供給に参加させ、同時に本系統に入ることあるべき既設鐵道を買収せしむる爲に、支那政府に資金を供給することによつて、其目的を達成するに近いものと思惟する。

此提議に對し、英國政府は十一月二十五日付を以て、次の回答を與へた。

米國政府の提案の第一については、門戶開放及機會均等主義の擁護に關する限り、英國政府の主義上賛同するところである。英國政府の見解によれば、滿洲の完全なる支配權を、支那に確保せしむるものとしても、亦適切なものと思ふのである。併

しながら、目下懸案中の湖廣鐵道借款が纏らない前に、更に他の鐵道借款を考慮することは、望ましくないものと考へる。従つて第一案は暫く延期することが賢明であると思惟する。第二の提案に關しては、提案其ものゝ中に、利害關係國の參加を許してゐることを、満足に思ふものであるが、其第一歩として、英米兩國政府が一致して、支那政府に對し、最も利害關係の深い、日本を錦愛鐵道に參加せしむるようによつて勸説せんことについて、米國政府の考慮を煩はさんとするものである。若し夫れ、支那政府に資金を供給して、既設鐵道を買收せしめんとする問題については、追つて之を考慮することゝしたい。

英米兩國間に斯かる往復があつた後で、米國の提案が我國になされたこと、さうして英國が我同盟國でありながら、我國にとつて極めて重大なる利害關係を有する問題について、米國との間に斯う云ふ交渉を進めてゐたに拘らず、我國に對して何等耳打ちもせず、我政府が米國の提議に接したる後に、これについて英國に申入を行ふまで、何等我方に告ぐる所が無かつたこと、更に我方の申入に接しながら、十一月二十五日付を以て、米國に對して回答を與へたと云ふ事實を、我方に打明けなかつたことは、注目すべき點である。

尙此アメリカの提議は、日本に寄せられたと同時に、露、佛、獨の三國及支那に對しても致された。然し其内容は、各國に對するものが、必ずして一様でなかつたらしい。現にロシアに對する提議中には、前記の第二案なるものは含まれてゐなかつた。さうして十二月二十九日になつてから、漸く追加としてこれがロシアに通告せられた。又フランスに對するものには、第二案中の「將來敷設せらるべき鐵道」と云ふ重要な一句が漏れて居つた。

要するに此米國の提議は、滿洲に於ける日露兩國の特殊地位を稀薄ならしめんとするものに外ならない。此米國の意圖なるものは明治四十三年一月六日になされた、米國政府の次の公表によつて明らかである。

滿洲諸鐵道の中立提議は、最近に於ける米國の對極東政策の目的を示すものである。昨年五月末、米國政府は英獨佛の三國金融團體が、各本國政府の支持の下に、支那の二大鐵道(註一川漢、粵漢鐵道)の敷設資金供給に關する取極に成功したことを知るや、之に對し米國の參加を求めたのである。然るに支那其他に強力な反對があると云ふので、大統領は前例を破つて、直接に攝政王に對し、米國參加の要望を披瀝したのである。其結果支那政府との間に、米國資本家が、借款總額の四分の一を引受け、現在及將來の鐵道に對し、米國人及米國材料が、英、獨、佛の人員及材料と同一の權利、特典、優先權及裁量權を有することになつたのである。但今回契約した二線に對する技師長の地位だけは、これを獲なかつたけれども、兩線に互つて、米國の技師を聘用すること、並に今回技師長の地位を獲なかつたことが、將來延長線を敷設する場合に於ける、米國の權利を害せないことにつき、夫れ／＼支那政府の確約を得たのである。米國政府が、斯くも熱心に振舞つた理由は、過去に於ける鐵道借款が、一般に支那政府の保證を受け、且鐵道其ものを抵當とするか、或は支那の地方收入を擔保とするものであるに鑑み、内國收入を擔保とすることは、重大なる政治上の考慮が加つてゐるからである。これ米國政府が他國と相並んで其鐵道借款に參加せんとする所以である。併しながら更に理由の一層強く且根據の廣いことは、目下の借款に對する、米國政府の行動は、米國の支那殊に滿洲に對する傳統的政策的、一新生面に外ならないことである。米國政府の信する所によれば、滿洲に於ける支那の政治的權力を保全し、門戶開放主義を適用して、同地方の開発を進める爲の、最も有效な方法の一つは、滿洲に於ける諸鐵道を東方政治の渦中から取去つて、之を支那の所有に返し、經濟的にして、且公平な經營の下に置くにありとなすものである。而して之が爲に要する資金は、關係國の國民にして、喜んで之に應じ、且門戶開放機會均等政策を守るものによつて供給し、關係國に於て償還期限の満了するまで、之を運営し、材料供給に關する恒例の優先權を獲ることである。而して斯くの如き政策は、之を實行するに當り、支那のみならず、現に滿洲に大なる鐵道權益を有する、日露兩國の協力を必要とすること勿論である。

最近英米兩國財團と、支那政府との間に、錦愛鐵道に關する、準備契約の調印を見たことは、前記考案を、英國政府に提議するの好機會を與へたものであつて、既に此考案は主義上英國政府の賛同を博した。露國政府に於ても、好意を以て之を考慮するであらうと信すべき理由がある。ドイツ及支那の兩國政府は米國の提案を承認した。日本も之を賛成するであらうと云ふ新聞情報がある。

斯かる意圖の下になされた米國の提議は、滿洲に夫れ／＼特殊の關係を持つてゐる日露兩國に、聳動を與へずには置かなかつた。然かも兩國は既に、第一回日露協約を結んで、各自の勢力範圍を劃定し、互に之を侵さないやうにすることを約束してゐたのであるから、此共通の利害關係ある問題については、當然に兩國の間に隔意なき交渉が行はるべき、自然の成行にあつたのである。

回答に關する日露の協議

この米國の提議に接するや、果然ロシア政府は即日我落合代理大使に對して、此問題について、最も利害關係の深い日露兩國は、米國に回答を與ふるに先つて、十分の打合を遂げたいものであると云ふ意嚮を披瀝して來た。さうして我政府亦全然之に賛意を表した。

斯くて日露兩國政府の間には、忌憚なく意見の交換が行はれた。さうして豫め兩國間に對米回答の内容について、話合を遂げた上で、翌四十三年一月二十一日を以て、日露兩國は日を同じふして、米國に對して回答を與へた。

我回答の要旨は、第一案の滿洲鐵道の共同管理案については(一)ポーツマス條約の規定と杆格する所が極めて大きい。(二)滿洲目下の情形に於て、清國の他の地方に必要な見ない、斯かる特殊の制度を設ける必要を認めない。(三)鐵道經營について、一國專屬よりも、列國共管が優つてゐると云ふことは首肯し難い。(四)日本所屬の諸鐵道に關係ある地方に勃興した商工業には、多數の日本臣民が之に當つてをり、且巨額の日本資金が投下されてゐる、故に之等人民や、事業の保護防衛の爲の唯一の機關である鐵道を放置することは、臣民に對する信義と責任上から出來ない。と云ふ理由によつて、之に反對し、第二案の錦愛鐵道については、主義に於て賛成であるが、之は米國の提議の主題とは、切離して追つて之が細目等を承知した上で、別に考慮することゝしたいと云ふにあつた。さうして露國の回答は

目下滿洲には、何等支那主權を侵し、門戶開放主義を害するやうな事態が無いから、米國の提議のやうな問題を、討議すべき必要がない。殊に米國の提議のやうなことは、露國の公私の利益を害ふこと大なるものがある。東清鐵道は、元々長期間に亙ると云ふ確信の下に、諸施設が進められてゐるので、今之等の權利及特權を拋棄せよと勸めることは、この權益に、理由なく損害を與へるものである。又此鐵道に附屬して、文化的施設に、莫大な經費が投ぜられ、且鐵道を頼りに、幾多の私企業が起り、莫大の資本が投げられてゐる。尙東支鐵道は、滿洲の開発のみを目的とするものでなくて、露國の極東領土に對する、重要な交通路であり、露國商品供給の大動脈である。故に露國としては、斯かる重要交通路を、國際的機關の管理に委することには同意が出來ない。

尙第二の提議の錦愛鐵道の敷設は、露國にとつては極めて重大な問題であるが故に、米國提案の基礎について、詳細のことを知るにあらざれば、之に對する最後の態度を決することが出來ない。

この要旨の下につくられたもので、第一案については日本と同一趣旨であるが、第二案の錦愛鐵道については、日本と違つて明白に反對した。尙其後に至つて、露國は改めて米國に覺書を送つて、錦愛鐵道の計畫には賛成することが出来ない、寧ろ之に代つて張家口、庫倫、恰克圖間の鐵道を敷設したいから、之に米國資本の参加するよう、米國政府の協力を求めると云ふことを通告した。

斯くて滿洲鐵道共管の提議には、當の日露兩國は斷乎反對した。さうしてフランスは露國の意嚮を汲んで、反對を表明し、イギリスも、必ずしも積極的に賛成しなかつたが故に、支那及ドイツの賛成はあつたが、之等主要國が反對したが故に、遂は其儘に葬られて了つた。

かうして此米國の提議を葬り去ることが出来たのは、主として日露兩國が、十分に強調を保つて、同一歩調に出ることが出来たからである。さうして此ことは日露兩國政府共に、十分に認識し得た所である。而かも斯くの如く、滿洲に於ける、兩國の地位が、重大なる脅威にさらされたことを親しく體驗するに及んで、兩國は其滿洲に於ける各自の地位を守るが爲には、此上ともに更に提携を一層緊密にしなければならぬと云ふことを痛感した。殊に滿洲鐵道の共管提議はこれで挫折したが、錦愛鐵道問題は、依然として其儘に残つてゐるばかりでなく、此中立提議こそは、ストリート一派が、錦愛鐵道の實現について躊躇がちである清廷當局を誘ふ爲の、好餌として提案されたものであるとさへ傳へられた。さうして斯う云ふ見方が當つてゐることを裏書するかのやうに、此問題が一世の耳目を聳動しつゝあるその最中の、明治四十三年一月に、清廷は遂に上諭を發して本件に關する假契約を裁可するに至つた。さうして共管問題が葬られて仕舞ふと、之を機會に錦愛鐵道問題は、愈よ具體化を確實

にして、同年五月には、露國の反對を尻目にかけながら、細目協定の成立をも見たやうな事情に直面して居つた。斯かる情勢が、日露の接近に一段の拍車を加へたことは當然でなければならぬ。

第二回協約締結に決す

此提議が米國からあつた當時、偶々本野駐露大使は休暇を得て東京にあつた。従つて小村外相と本野大使との間には、滿洲に於ける日露關係の將來に就いて十分の熟議が重ねられた。さうして日露兩國が南北滿洲に持つてゐる特殊の地位に不安が無いやうにすることは、日露兩國共通の緊要事である。よつて此見地から兩國從來の關係に、更に一步を進めて、愈よ其緊密提携を策することに意見の一致を見た。

小村外相は先づ之を桂首相に諮つた上で、必要な手續をすゝめた。さうして共管提議に關する日露兩國の回答が米國に與へられた直後の三月始めには、之に關する我廟議の決定を見るに至つた。當時決定した所によれば、日露兩國間の新協定たるべきもの、骨子は

- 一、日露兩國は、滿洲に於ける現在の事態を承認し、且之を尊重維持すること。
 - 二、日露兩國は、南北滿洲に於て、劃然兩國の勢力範圍を確定し、各其勢力範圍に於て行動の自由を有すること。
 - 三、日露兩國は、世界の商業及交通の爲、各其鐵道を改善し、其聯絡を完整し、且不正有害の競争を避けること。
 - 四、日露兩國は、滿洲に於ける利益擁護の爲、共同の措置をとり、必要の場合には、互に援助を與ふべきことを約すること。
- と云ふにあつた。斯くして本野大使は三月十九日付を以て此問題について、ロシア當局と、交渉を進める爲に必

要とする訓令を與へられて歸任の途に附いたが、同時に協商案も手交せられた。直ちに交渉談判に入るべく露都に歸つた本野大使は、四月初から外相イズヴォルスキー、藏相ココフツォフ等と、此問題に關する折衝を開始した。此場合本野外相がイズヴォルスキーの外に、ココフツォフと接觸を保つたことには理由がある。

之より先、露國政府部内には、東清鐵道は收支相償はず、徒に負擔を加へるのみであるから、條約の期限満了を俟たずに、支那に賣却してはどうかと云ふ説を主張するものがあつた。これがアメリカの耳に入つてゐたから、曩の米國の提議にも、ロシアは之に賛成すると思ふと書かれるやうになつたのである。そこでココフツォフは此東清鐵道の將來を如何にすべきか、と云ふ問題を研討する爲に、明治四十二年十月極東旅行を試みた。さうして此機會に於て我伊藤公は、彼と哈爾濱に會談することとなり、滿洲に向いて、遂に哈爾濱驛頭に斃れたのであつた。蓋し伊藤公としては、當時既に廟議の一決して居つた朝鮮併合問題に關して、故障を容れるかも知れない事情にあつた露國當局と、豫めこれ等の問題について、十分の協議を遂げようとする目的を以て、ココフツォフとの會談を思立ひたされたのであつた。

ココフツォフは不意の事變の爲、伊藤公とは何等意見を交換することが出来なかつたが、具さに極東の情勢、東清鐵道の現況を視察して露都に歸つた。従つて此方面の問題の決定に關しては、彼の發言は重視せらるべき立場にあつたのである。故に本野大使としては此人とも接觸することが、極めて必要であると共に便宜であつた。

ロシア側は直ちに本野大使の意見に同意を表し、茲に第二回日露協約に關する交渉は露都に於て行はるゝに至つた。尤も此交渉については之に先つて東京に於て、小村外相と駐日露大使マレヴスキー・マレヴィチとの間に

意見の交換が行はれて居つた。マレヴスキーは三月八日イズヴォルスキーに宛て、「小村は細目の交渉に入る用意をしてゐる、ロシア政府は予に本交渉を進める權限を與へたかと質ねた。予は本協定の一般的原則について諒解を進めることの權限を持つてゐると答へた。小村は其骨子は滿洲に於ける現状維持、日露兩國勢力範圍の分割、第三國の侵犯に對する共同防衛にあると考へて居るやうである」(註)と電報してゐる。

従つて本野大使とイズヴォルスキーとの會談も、既に或る程度に相互の意思の疏通が行はれた上のことであるから、直ちに本論に入つて話合が進められた。

(註) De Siebert and G. A. Schreiner, *Antente Diplomacy and the World*, p.p. 15.

朝鮮併合問題

然るに此交渉に關聯してロシア側は朝鮮問題に關して相當の難色を示した。當時我桂内閣は既に朝鮮併合の方針を決定し、着々これが準備を進めつゝあつた。この朝鮮併合にロシアが果して何等の異議を挟まないであらうかと云ふことは、第一回日露協約當時以來の問題であつた。果してロシアはアツサリと今後日本が朝鮮に於てとるべき措置に同意を表するであらうかと云ふことが懸念された。伊藤公が第一回協約に於て朝鮮問題を最大の眼目であるとなしたのも其爲である。然るに第一回の協約に於ては、朝鮮に於ける「今後の發展」について、ロシアが異議を挟まない旨を規定しただけである。さうして日本の方では「今後の發展」とは勿論、併合までを含んで居るものであると考へてゐたが、然しロシア側は、其處までの同意を與へた積りはなかつたやうである。従つて

其間に日露兩國當局の考へ方の間に若干の差があつた。

併し此頃に至つては、日本が朝鮮併合の方針を以て進んでゐることは、ハッキリして來た。そこで、ロシアは此第二回日露協約の交渉に當つて此問題を取り上げた。元よりロシアは日本の朝鮮併合に反對ではない。たゞ之が實行については慎重にやつて欲しい、性急でなくゆつくりやつて貰ひたい。さうでなければロシア國民が非常に憤慨して、日本に對して敵愾心を起すやうになる。現にオーストリアがボスニア、ヘルツェゴビナの合併を實行したことに對して、ロシア國民が非常に憤慨してゐる事實に徴して、此ことは明らかであると云ふのが、ロシア當局の言分である。

本野大使は之に對し第一回の協約に「將來の發展」とあるは、勿論併合を意味するものである。其時期は決して匆急と云ふことではないが、朝鮮併合は日本としては決定した方針であるから、ロシアは之を諒解しておいて欲しいと、ハッキリと日本の方針を説明した。その結果愈よ此協定に關する實質上の交渉が始まつてからは、ロシアはもう此問題を云ひ出さないやうになつた。

協定順調に成立

滿洲に於ける日露兩國の地位を互に一層明確にし、且兩國共に力を協せて之を擁護することを目的とする新協約を締結するの根本方針は、兩國の間に直ちに意見の一致を見た。當時イズヴォルスキーが歐洲旅行に出かけることとなつた爲に、之が實質的の折衝は五月初めイズヴォルスキーの歸國を待つて開始せられた。

先づ協約を公表する部分と秘密に附する部分とに分つこととして、條文の起草に取りかゝつた。彼我の折衝は極めて順調に進んで、六月始には案文に關する意見も一致を見るに至り、遂に七月四日を以て調印を了した。

この第二回日露協約は、其公表された部分に於て第一回日露協約を確認したる上で、滿洲に於ける兩國經營の鐵道に關する改良、聯絡について友好的協力を約すると共に、一切の競争を避ける旨を明らかにし、併せて日露兩國間及兩國と支那との間に締結せられた、一切の條約約定に基く、滿洲の現状維持を尊重すること、及びこの滿洲の現状を侵迫すべき事件が起つた場合には、兩國は隨時商議を行ふべきことが取極めてある。

さうして秘密に附せられた部分に於ては(一)第一回協約の秘密條項の追加約款に定められた分界線を以て、滿洲に於ける兩國の特殊利益の地域とすること。(二)前記地域内に於ては兩國は相互の特殊地位を互に尊重すると共に、各自に此地域内に於ける其利益の擁護防衛の爲、自由の行動を執る權利のあることを認めること。(三)前記地域内で兩國が各其特殊利益を確保増進せらるゝことについては、互に何等妨礙せざること。(四)兩國はこの他の一方が特殊利益を有する地域内に於て、何等政治上の活動を爲さざる上に、他の一方の特殊利益を害するやうな特權許與を求めないこと。(五)兩國は各自の特殊利益に共通の關係ある一切の事項につき、隔意なく且誠實に隨時商議すべく、且此特殊利益が侵迫されることある場合は、兩國は之が擁護防衛の爲、共同の行動をなし、又は相互に援助を與ふる爲に協議すべきことを定めた。

ブライスは此二回の協約を第一回のそれと比較して、第一回の協約で「We will not」と約束したことが、第二回の協約では「We will」となり、第一回の約束で「not to do something」であつたのが、第二回の協約では

“to do something” となつたと説明してゐる、即ち第二回の協約は第一回のそれに比較して甚しく積極的となつたことは、兩者を對照するに於て明らかに看取し得る所である。

茲に不思議な廻り合せと云ふべきは、此第二回日露協約締結促進の動機をなした、米國の錦愛鐵道問題の立役者であるストレートが、此鐵道に對する露西亞の同意を取付けるべく、自らレニングラードに乗込んで、ロシア側に向つて折角之が賛成を求めつゝあつた時に、此協約が成立を見るに至つたことである。

第三回日露協約

依然滿洲を窺ふ米國

日露兩國の反對によつて滿洲鐵道共管提議は立消となり、露國の強硬な異議によつて、錦愛鐵道計畫は實現するに至らなかつたが、ストレート一派の滿洲に對する野望は、依然たるものあり、日露の滿洲に於ける地位を覆さずんば已まずとして、虎視眈々たるものがあつた。さうして第二回日露協約が成立してから、間もない十月二十七日には、支那政府代表澤公と、モルガン商會代表メーカルとの間に、五千萬弗の借款契約締結せられ、同日午後には直ちに批准が行はるゝと云ふスピード振を示した。勿論この計畫の背後に躍つたものはストレートであつた。さうして此借款は、幣制改革を目標としたもので、支那當局は米國が單獨で之を引受けることを要望して已まな

かつたが、然し米國は單獨で之を引受ける資力が無いと云ふので、一旦自分で引受けた上で、更に英佛獨財團をして募債に参加させようと計畫した。然るに之等英佛獨の資本團は、米國が引受けた後の募債の参加だけでは承知が出来ない、借款にも参加しなければならぬと云ひ張つて、共同調印を主張して已まなかつたから、結局は四國で之を引受くることとなつた。

さうして此借款契約が成立すると、米國政府は十一月五日付を以て、帝國政府に對して、公式に此借款契約が成立したと云ふことを告げると共に、此借款の目的である幣制改革は、支那が既に、日本、英國、米國に對し條約上の義務として約束したものであるが故に、日本に於ても此幣制改革の實行については、協力して貰ひたいと申入れて來たが、次いで借款にも参加して欲しいと交渉して來た。

然るに善く此借款の内容を調べて見ると、此借款の中から三千萬兩位を割いて、滿洲に於ける事業に振向ける計畫になつてゐることが判つた。愈よこれが其計畫通り實行されることになれば、或は滿洲に於ける、日露兩國の地位にも、重大な影響なきを得ない。茲に日露兩國は重ねて、滿洲に於ける其地位に脅威を感じざるを得ないこととなつた。仍つて日露兩國の當局は、直ちに此問題に關して、互に情報を交換すると共に、互に執るべき措置について協議を開始した。

但日本の方は、大體米國の提議を容れて、幣制改革事業に對しては協力を吝まない、さうして借款にも参加すると云ふ方針を執る考であつたが、之に反し露國は義和團事件の賠償金については露國は大債權者である。其上に一八九五年の支那の借款については、自ら保證の地位に立つてゐる關係があるから、支那の財政に重大な利害

關係を持つてゐるのである。従つて支那が斯う云ふ借款契約を締結するとすると、其調印前に、擔保や目的について先づ露國に通告すべきが當然である。さうして列國が支那の財政を監督すると云ふならば、露國も亦之に參加するの必要があると云ふ見地から、此旨を支那に抗議すると共に、四國借款團については、彼等が支那の公債を一手に引受け、且滿洲の工業其他の用途に、使用するものに至るまで、之を四國團の手に占めることは、露國の利益と一致しないものであるが故に、進んで斯かる獨占的傾向は、打破する方法を講じなければならぬと云ふ態度をとることに決し、我國に對して之に同調して貰ひたいと申出て來た。

然るに四國團と、支那政府との間の借款交渉は、着々と進められて、遂に明治四十四年四月十五日には、清廷の代表澤公と、四國團との間に正式借款契約が調印せられ、直ちに批准の上諭も發せられて仕舞つた。さうして此借款契約によると、借款總額一千萬磅、使途は幣制の改革及滿洲に於ける産業の増進及擴張と云ふことに定められ、滿洲の事業の爲には、此中から四千萬兩が割かれることになつてゐる上に、滿洲の煙酒稅、生産稅、消費稅と支那全土の新鹽稅附加稅とが、此借款の擔保に供せられることになつてゐたのである。

滿洲に關する斯かる問題が、日露兩國を出し抜いて決定されると云ふことは、日露兩國にとつては、重大なる問題である。そこで露國は五月下旬、先づ英國に對して、この借款契約中の滿洲に關するものは、露國の利益に關係する所大なるものある所以を指摘して、之が中止方を申出づると共に、佛國に對しては本借款が、露國の利益を害する所以を通告して其考慮を求めた。

一方我國に於ては、此借款契約について審議した結果、其第十六條の

支那帝國政府が、本契約に基きて企圖せる作業を繼續し、又は完成せんが爲に、本公債より得たる收得金の外に、尙支那の財源以外の財源より、資金を得んと欲する時は、該帝國政府は、右所要資金を調達する爲、先づ銀行團を招請して、公債を引受けしむべし。但右補充公債の條件に關して、支那政府と銀行團との間に、協議整はざる時は、他の金融團體協議を受けて、之を引受くることを得べし。

又支那帝國政府が、外國資本家を招請して、本公債によりて企圖し、若しくは之に關聯し企畫すべき、滿洲に於ける事業に關する、支那の利益に關與せしめんとする時は、銀行團は、先づ招請を受けて之に關與すべし。

とあるは、滿洲に於ける將來の借款優先權を、四國團が掌握するものである。斯くては日本の滿洲に於ける、特殊の地位にも深刻なる危險を感ぜざるを得ないから、斷然此條項の存置には反對すべきである云ふことに決定した。然るに露國との間に同盟の關係を有し、露國の利益については、常に擁護の方針をとりつゝあつた佛國政府は、滿洲に於ける日露兩國の立場にも、理解と同情を持つて居つた。従つて露國の通告に接して直ちに其影響する所の甚大であることを理解した。依つて改めて佛國から日露兩國に對して、本借款契約に關する兩國の意嚮を問合せて來た。

そこで、日露兩國は協議した上で、六月二十四日を以て、借款契約の十六條は、四國團の爲に滿洲に於ける優先的地位をつくるものであるから、爲に日露兩國の滿洲に於ける特殊の利益は危殆ならざるを得ない、依つて之には反對せざるを得ないと云ふ覺書を佛國に提示し、更にこれと同一のことを兩國から英國に通報し、次いで日露兩國にも其旨を申入れた。

この日露兩國の申入に對し、佛國政府は七月十三日付公文を以て(一)佛國資本團は、何時にても借款契約第十六條の利益を抛棄する。(二)此點について日露兩國を満足せしむることが出来ない限り、佛國は佛國に於ける本公債の發行には反對すると云ふ好意的の回答を寄せて來た。

一方英國は米獨兩國と協議した上で、此第十六條に關しては

關係諸國政府の解釋する所によれば、本契約第十六條は、第八條により、度支部より銀行團に交付せらるべき、明細書に記載せる、滿洲に於ける特定事業にのみ適用せらるべきものにして、日露兩國政府の懸念するが如き、獨占權を設定し、又は設定せんことを期するものではない。

斯くの如き獨占權に對する要求は、假令銀行團に於て之を爲すも關係各國政府に於て、之を支持することはないであらう。

と云ふ宣言を附けることにしては如何かと、提議して來た。然し帝國政府は、斯う云ふ自制的宣言によつて、第十六條の規定を無効ならしめることは出来ない、殊に斯かる宣言をしても、尙借款團は此借款契約に擧げた借款の追加借款及第八條の明細書に列記した各種事業に對しては、依然優先權を有することは疑のない所である。夫れ故にこれでは満足が出来ないとして、此英國の提議は之を拒否した。さうして露國亦帝國と同一の態度に出た。

斯くて此點について折衝を重ねつゝある間に、支那には革命が勃發し、此借款は遂に其儘に葬られて仕舞つた。然し此時に出來た四國借款團は、改めて日露兩國の参加を得て、六國借款團となり、改革借款の交渉に應ずることになつたが、米國が中心となつて策動した此四國借款によつて、新たに滿洲に於ける其地位の危険を感じたことによつて、日露兩國は、其共通の利益關係の下に、一層其提携を鞏固にしなければならぬことを痛感した。

支那革命と日露

この時突如として支那に起つた革命は、其推移如何によつては、日露兩國共に深刻な影響を蒙らなければならぬことが、豫見せられた。依つて兩國の間に於て、腹藏なき意見の交換が行はれた上で、兩國は常に協同して時局に對處すべきことに申合せた。

従つて支那が義和團賠償金の支拂に充てる爲に、外資を仰ぐと云ふ説のあつた場合にも、更に明治四十五年二月米獨兩國の發議に基いて、米國から支那時局に處するべく、列國が協調する爲に、列國間の協議を進めたいと提議して來たに對して、回答を發する場合にも、更に改革借款問題に處する場合にも、日露兩國は、事前に十分、意見の交換を行つた上で、一致の歩調をとつた。

而かも革命當初の支那に於ける状態は、屢々不測の事態の發生を思はしめるものがあつた關係上、日露兩國の提携協調の必要性は、愈よ痛切なるものがあり、兩國間には間斷なくいろ／＼と話合が行はれたが、たゞ此間露國の方では寧ろ此機に乗じて、日露兩國の間に滿洲の分割を實行すべきであるとの強い希望を持ち、日本は兎も角として、露國は北滿洲の併合を斷行せんとする意嚮が強かつた。この露國の意嚮は當然日本に通せられたが、我國は斯くの如きことには賛成が出来ない。日本としては南滿洲を併合する意圖が無いのみならず、露國の北滿洲併合も目下其時機にあらずと思考する旨を説いて、之を中止せしめた。

然し此支那の革命は、日露兩國の提携を一層緊密ならしめるに、非常の効果があつた。

蒙古問題起る

尙此革命を機として外蒙古が獨立したことが端緒となつて、重ねて日露兩國間に新しい協定が結ばれることになつた。かつて第一回の日露協約に於て、我國は外蒙古に於ける露國の特殊利益を承認した。さうして露國は其後、頻に此方面の經營に乗出し、伊犁方面に領事館を増設すること、外蒙古に於ける露國の地歩を確立することについて、折角北京政府と交渉を進めつゝあつたが、支那は辭に託して容易に之に應じないので、革命勃發の直前には、ロシアの方でも愈よこれ以上荏苒し、決定を延ばすことは出来ない、已むを得ずんば、最後の手段に訴へてもと云ふ相當切迫した状態になつてゐた。

殊に革命が起る一寸前には、外蒙古の諸王族が協議の上で、特使を露都に派して、當時清朝が外蒙に之が受諾を強制してやまなかつた、外蒙同化政策について、露國政府に訴ふる所があつた。依つてロシアは彼等に代つて北京政府と、外蒙古問題を交渉して居つたのである。其際偶々革命が勃發し、革命黨は滅滿興漢をスローガンとして起つたので、外蒙古の王族はこれ従來の清廷との關係は解消された。一體蒙古の支那本部に對する關係は、清廷に對する藩屬關係に基くものであるから、清廷が退位して仕舞つた以上、蒙古も當然従來の藩屬關係は無くなつたのであるとの理由の下に、明治四十四年十二月二十八日を以て獨立を宣言した。此外蒙獨立の背後に、露國の力が働いてゐたことは、蔽ふべくもない事實である。さうしてロシア政府はこの獨立宣言があつた直後、即ち明治四十五年一月十一日を以て次の如き聲明を發した。

蒙古人が庫倫に於て獨立を宣言し、呼圖克圖を大汗に選舉し、露國に向つて支持を求めて來た。依つて露國政府は、蒙古人に對し、平穩に行動し、支那と妥協の途を發見すべきよう忠告し、又在庫倫露國領事は、張家口、恰克圖間の電信線を切斷せしめず、又庫倫の大清銀行支店を掠奪せしめなかつたのみならず、支那政府派遣の大臣三多が、露國の領土を通過して、無事に蒙古を退去することを助けた。

其後蒙古人との交渉の爲に、北京政府の任命した支那の高官は駐支露國代理公使に對し、右の交渉について、庫倫駐在の露國領事の友好的調停が依頼し得るであらうかと申出でたが、それと同時に、蒙古人も亦蒙支間の調停方を求めて來た。露國政府は、之等双方の要請を受諾し得るものと考へたが、併し露國政府は、蒙支間の妥協は、蒙古人の自治制度が確保される場合にのみ、始めて可能であることを認め、支那人が其自治制度を破壊せざるべき旨の保證を、何等かの文書に現はして置くべきであると考へた。蒙古人は支那政府が執つた(一)蒙古に支那人が行政を行ふこと。(二)蒙古に支那人の軍隊を組織すること。(三)蒙古に支那人が移住することの三措置を以て、蒙古の自治制度を破壊するものとなしてゐることは、周知の事實である。故に露國政府は、北京政府の調停要請に對しては、此三點が蒙支間妥協の基礎たるべきことに關して其注意を喚起した。

之と同時に露國政府は、蒙古に於ける眞の鎮靜は、是非とも蒙古人をして、蒙古開發の爲にする諸般の措置が、露支兩國政府の均しく是認する所であり、蒙古問題に關しては、露支兩國間に何等意見の扞格無きことを會得せしむるを要すると認めるものである。この理由により、露國政府は蒙古に於て、其經濟的なる、行政的なる、將又文化的性質なるを問はず、一切の措置を實行するに對し、友好的支持を與ふる用意ある旨を聲明することが、露支兩國のみならず、蒙古の利益に合致するものと認める。

露國が利害關係者の要請に基いて、蒙支間の調停に同意した。前記三個の基礎條件は、之を駐支代理公使を経て、北京政府

に通知すると同時に、支那政府が前記基礎の上に、蒙支關係を樹立することに同意するならば、露國は蒙古人を説得して、支那との關係を斷絶せしめず、蒙古人の負擔する義務を履行せしむることに、外交上の努力を向けんとするものであることを附言したのである。右條件の下に露國の調停を受諾するや否やは、一に支那政府の好意に懸つてゐる。

露國は現下の支那に於ける紛亂に、何等干渉することを欲しない。又蒙古に對し何等侵略的意圖を抱くものでもない。然しシベリヤに接續する此蒙古地方に、恒久的秩序を樹立することは、殊に右地方に露國が、大なる通商上の利益を有するに鑑み、關心せざるを得ない。蒙支兩者が武力抗争を行ふことは、露國の欲せざる所である。何となれば夫れによつて露國の利益が害せらるゝことを避け得ないからである。露國政府をして、支那人に對して非常に反感的である蒙古人と、支那人との間に調停と云ふのが如き、困難なる事業を引受けしむるに至つたのは、主としてこの點の考慮に基く。

他方に於ては露國は、蒙古に大なる利益を有するに鑑み、露國政府は現實に同地に樹立されてゐる政府を、無視することを許さない。故に若し蒙古が支那から分離するに至つたならば、露國政府は蒙支間に於ける紛争の終熄することを希望するに拘らず、已むを得ず蒙古政府と、事務上の關係に入らざるを得ないに至るであらう。

露國が外蒙古に於て如何なる行動に出でようとも、我國は勿論何等異存は無い。従つて之が外蒙古に限らるゝものならば、我國として何等言議を挟む必要はないのであるが、奈何せん前記の聲明中には、終始「蒙古」と云つて、「外蒙古」と斷つてゐない。當時の事情から見て茲に言ふ「蒙古」が「外蒙古」であらうことは、大體推測し得た所であるが、然し斯かる用語を、其儘に永く用ひ續けるならば、或は他日夫れは單に外蒙古に限らぬ、内外蒙古全體を包含してゐるのではないかと云ふやうな混雜を招くこともなしとしない。

内蒙古は滿洲接壤の地であるのみならず、其外蒙古との分界は必ずしも明確ではない。さうして我國の勢力範

圍と定められた南滿洲と、其接壤地帯である内蒙古とは、全く密接不可分の關係にある。従つて此内蒙古の接壤地帯から分離した、南滿洲と云ふものを、獨立して考へることは出来ない實情にある。故に我國は外蒙古に於ける露國の特殊地位を認め、此露國の利益を害するやうな、何等の干渉をしないことを約束したが、一方我勢力範圍である南滿洲の接壤地帯たる内蒙古に於ては、我國も亦特殊の地位を有してゐなければならぬ。若しこの露國政府の聲明にあるやうに、何等の制限無しに、單に蒙古と云ふ呼稱の下に、其蒙古に於ける露國の特殊地位の聲明を、其儘に看過するに於ては、或は内蒙古も亦露國が特殊の地位を有する地域ではないかと云ふやうな疑念を馴致する恐れ無しとしない。

元來從來二回に互る日露協約は、滿洲に於て、日露兩國、互に相争ふやうなことを無くする爲に、兩國紛糾の原因となるやうなものを豫め艾除して置かりと云ふにあつた。然るに斯う云ふ露國の聲明を其儘に看過して置くならば、他日或は内蒙古の問題について、日露兩國の間に、紛議を招く虞れが無しとしない。斯くては折角二回の協約を重ねた、唯一の目的が傷はるゝこととなる。依つて帝國政府は早きに及んで、此點に關して、露國政府の注意を喚起し、未然に之が對策を講ずることを必要と認め、内田外相は取敢えず、本野大使に訓令して、次の口上書を露國政府に提出せしめた。

帝國政府は露國政府が、蒙古問題に關し、本月十一日發表した公報を深き注意を以て閱讀した。該公報中には、終始制限的
字句を附加すること無しに、蒙古なる語を使用してあるが、日露兩國の滿洲及蒙古に於ける、利益範圍に關する現行機密協
商に顧み、帝國政府は、前記公報に謂ふ所の蒙古なる語が、制限せられたる意義を有すること、察するが、多少疑惑を免れ

ざるを以て、此懸念を除かんが爲に、露國政府に於て、右の語に附加する制限について、通報せらるべきを信ずる。

本野大使は一月十七日外相サザノフに會見し、此口上書を交付し、帝國政府の意嚮を傳へた所、サザノフは言下に、其聲明中の「蒙古」なる語は、單に「外蒙古」を指稱するに過ぎないことを確認したが、露國政府は、其後に至つて改めて文書を以て、次の如く其見解を明らかにして來た。

露國政府はコンミunique中に用ひた、蒙古と云ふ語が、日本國政府に不安の念を與へたることを遺憾とする。露國政府は、勿論内蒙古に關する、日本國政府との約束を忘るゝものにあらざるが故に、コンミunique中に用ひた蒙古なる語は、日本國政府が、露國の勢力範圍であると認めた部分のみを指すものである。

内蒙古に於ける勢力範圍

斯くの如くにして、露國の謂ふ所の蒙古が、外蒙古に過ぎないことは明確になつたが、夫れに關聯して、茲に内蒙古と云ふものゝ存在がハッキリして來た。さうして滿洲に於ては、日露の勢力範圍がハッキリと區劃されてゐる。外蒙古は露國が特殊地位を有する地帯と認められてある。然るに愈よ其存在がハッキリして來た滿洲と、外蒙古との中間に介在して居る内蒙古については、日露兩國の勢力範圍が定められてゐない。之は極めて不自然のことであるのみならず、日露兩國間に永遠に紛争の起り來ることを防止すると云ふ趣旨に副はないものである。

さうして此場合外蒙古に關する問題について、話し合つた本野外相も、サザノフ外相も、勿論此點に氣がついた。そこで兩者の話し合は自然と此點にまで進められ、茲に内蒙古に於ける兩國の勢力範圍を劃定すると云ふ議が

起つて來た。

さうして内蒙古に於ける兩國の勢力範圍を劃定すると云ふことは、原則的には直ちに日露兩國の間に、意見の一致を見たが、然し愈よ其境界線を、何れの點に定めるかと云ふことになると、これは相當厄介な問題であつた。

滿洲に於ける兩國勢力範圍の分界線は、單に東西の一線を劃すれば足りる。之に反し、内蒙古に於ける兩國の勢力範圍をきめる爲には、東西の一線も必要であるが、南北の一線も亦必要である。即ちその東西の線をどの線に定むべきか、更に南北の線を何れの點に求むべきかは、大に苦心を伴ふ難關であつた。

然し其中でも、東西に劃すべき線については、既に滿洲に於ける分界線があるから、之を其儘に延長することにすれば、よいと云ふことになり、茲に大體に定まつてゐるものがあるから、比較的容易に話し合が出来る事情にあつた。さうして實際にあつても此考案は、直ちに日露兩國によつて採用せられ、東西の分界線については、容易に意見の一致が出來た。

然るに南北に劃すべき分界點については、準據すべき基礎が無いだけに、兩國の間に相當面倒な折衝が重ねられた。先づ第一に張家口から庫倫に達する驛站路を以て、分界線としようとするの議が出たが、露國側は、此道路は露國として極めて重大の利害關係を有するものであるが故に、之は全部露國の勢力範圍内に置きたい。之を以て分界線とすることには同意出來ないと云ひ出し、次で之に代るべきいろ／＼の分界線が考へられたが、孰れも一長一短があつて決するに至らず、最後に北京を通過する經度線を以て分界線とすることが適當であると云ふことに、兩國間に意見の一致を見、茲に面倒な問題も解決した。

此難問題に關する意見の一致を見てからは、一瀉千里の勢を以て協約の調印にまで進んだ。

協約の内容

此第三回日露協約は調印當時にあつては、全文に互つて祕密に附せられ、従つて此協約が成立したことさへ、公にされなかつた。其後、露國の革命後公表されたところによれば、本協約は先づ其前文に於て、第一回及第二回の協約の祕密條項を確定補充し、滿洲蒙古に於ける各自の特殊利益に關して、誤解の原因を芟除せんが爲に、第一回協約の追加約款中に定めた、分界線を延長して、内蒙古に於ける各自の特殊地域を劃定する旨を明らかにしたる上で、第一條に於ける、内蒙古に於ける日露の勢力範圍の分界線中東西に劃すべき線は

托羅河と東經百二十二度との交叉點(滿洲に於ける分界線の西端)から、西に延びて烏爾順河及木什涇河の流によつて、木什涇河と阿兒達拉河との分水線に至り、此處から黑龍江省と内蒙古との境界線によつて、内外蒙古境界線の終點に至る。

ものと定め、此線の北は露國、南は日本の勢力範圍であることを定めた。さうして第二條に於ては、南北に劃すべき分界線を定めた。曰く

内蒙古は北京を通過する經度(東經百十六度二十七分)を以て東西の二部に分ち、其東を日本、其西を露國の勢力範圍とし、互に他の一方の該地域に於ける特殊利益を認め、且尊重する。

尙此協約は七月八日日本野大使とサザノフ外相との間に調印せられた。

第四回 日露協約

佛國の日英同盟參加希望

第一回から第三回に至る日露協約は、孰れも極めて無難作に且短期間の折衝を以て成立したに反し、第四回の協約は、前後三ヶ年に互つて、種々の經緯を重ねた上で、やつと其成立を見る至つたと云ふ頗る複雑多岐な徑路をたどつたものであつた。

大正三年六月二十八日のサラエボの兇變は、遂に歐洲大戦争を誘發するに至つた。即ち之に基因して八月一日を以て獨佛兩國間は戦争状態に陥り、翌二日ロシアはドイツに宣戦し、四日を以て英國亦ドイツと交戦状態に立つに至つた。

此歐洲大戦に英國が參加した日である八月四日、東京駐劄のフランス大使は、加藤外相に會見を求め、歐洲戦争に對する日本の態度を試問すると共に、大使一己の私見であるとの前提の下に、「此際若し日佛兩國の間に、同盟の成立を見ることが出来れば、大慶此上無し」との提言をなし、且日英佛露國相結ぶを得れば、眞に世界の慶事であると云ふやうな意見を述べた。加藤外相は正面から之に取合はずに、話を外らして其日の會見は終つた。然るに其後數日を出でない八月七日、フランス大使は重ねて加藤外相に會見を求め、過日一己の思付を以て、

話頭に上せた、日佛同盟に關する談話を、本國政府に申送つたところ、直ちに本國政府から其交渉を進むべき旨の訓令に接したから、改めて佛國政府の名を以て

現に存在する日英同盟協約に、佛國が加盟することについて日本政府に於て異議あるや否やを知らんと欲する。

旨を述べ、其理由として、若し此ことが出来れば、日本は之が爲に現在以上に、何等の負擔を負ふことはないが、之に反し、佛國は之によつて、其軍備充實の爲に、巨多の資金を投じた、露國軍隊を悉く歐洲に轉用することが出来ることになる云ふ意見を述べ、且露國も、現在の日英同盟其ものか、或は更に之に詳細の規定を加へたものに加盟するならば、極東に於ける日本の地位は、現在の日露協約に於けるよりも、安固を加ふるであらうと云ふやうな見解を披瀝した。

これに對し、加藤外相は萬一の誤解を防止する爲、其提議の要領を、如何なる形式でもよいから、文書に認め、て送付して貰ひたいと云ふと共に、佛國が日英同盟に加はらうと希望する理由は奈邊に存するかを糺ねた。

佛國大使は前者については、私信體を以て之を送付すべきことを諾し、尙後者については、之によつて佛領印度支那の安全を圖らんとするにある旨を答へた。

さうして佛國大使は翌八日付の文書を以て、其提議なるものを送つて來たが、其内容は佛國は日本と更に密接な關係を結ぶことを希望し、其爲に日英同盟協約に加盟したい。佛國は之によつて極東領並に其權利の尊重を一層確實に擔保することになるが、更にこの結果は露國に對し、一切の危險が極東から除去せられ、且其利益は極東に於て迫害せられないことの擔保を與ふるが故に、露國は安んじて其シベリアにある兵力を、ドイツとの戦争

に参加せしむるを得るであらうと述べ、更に此同盟にして成らば、露國が其經濟的發展の進歩に就いて、其同盟締結以來、佛國から享けて、依つて以て今日の盛を致した貴重な財政上の援助を、日本も今後佛國から享けることが出来るであらうと云ふことを示唆し、且日本が英國と合意の上で、青島を占領すると云ふ場合には、佛國は好意を以て之を迎ふるであらうと云ふ佛國の意嚮を明らかにした。さうして條約案としては、先づ日佛兩國間の友好關係を鞏固ならしめんことを希望し、且日佛協約に規定せられた主義に恪從し、現行日英同盟協約を日佛兩國協定の基礎となし、之によつて兩國間の互約を擴張することに決し、夫れが爲に次の諸條を採納することにしたが、然し如何なる場合にも、次の諸條は英國又は露國に反抗するが爲に、兩國双方から援用されることは無いとの旨を前文に記し、それから次の諸條として、日英同盟協約の第一條乃至第六條を全然其儘に採用しよう云ふのであつた。

然し佛國が斯う云ふ提議を持出した時には、我國はまだイギリスから歐洲戦争参加の申出を受けてゐなかつたことは注目に値する。英國が覺書を以て我國に對して、支那海に於て英國の貿易を襲撃しつゝある、ドイツ武裝巡洋商船を搜索し、且之を撃破する爲に、日本海軍を使用して貰ひたいと申出で、「右は勿論ドイツ國に對する交戦を意味するものであるが、英國政府の所見によればこれ實に避け難いものである」と云つて來たのは八月七日のことであつた。従つてフランスは此英國の提議が日本に對しなされる前に、既に日本が歐洲戦争に参加すべきことをも豫期し、且日本が英國との合意の上に青島を攻撃すべきことをも豫知して居つたわけである。

露國亦同盟参加を申出づ

日露兩國の間には、數次に互る協約が儼存してゐる。従つて此歐洲戰爭に際して日本がロシアに對してとるべき態度については、ロシアとしては何等の懸念が無かるべき筈である。然るに拘らず、事實は必ずしもさうでなかつた。ロシアの方には、日本が或はその背後から襲つて來るのではないかと云ふ懸念が、相當に深いものがあつた。然し愈よ戰爭が勃發してからの後の日本の態度には、十分ロシアをして安心せしむるに足るものがあつた。ロシアとしては頗る之に満足した。

さうして開戦から間もない八月十日に、露國外相は本野大使に向つて、今回の事變發生の約二週間前に、駐英大使に訓令して、露國が日英同盟に加盟したい旨の希望を披瀝して、之に對する英國の意嚮を問合させたところ、英國外相は大に之を歓迎する旨を答へた。就いては極東平和の爲、將又日露兩國永久の利益の爲、是非共此問題を取纏めたいと語り、且此ことは露國皇帝に上奏し、其裁可を得て居る旨を申添へ、此ことを日本政府に取次がれたいと提言した。

之によれば日英盟に加はることの考案は、日取りから見ても露國の方が先口で、フランスは此露國の考案を採用したものとやうである。然し此日のサザノフの本野大使に對する談話は、既にフランスから日本に同盟加入方申入れのあつたことを承知しての上でなされたものであつた。

井上侯の同盟提議

斯くの如く露佛兩國から、交々日英同盟への加盟の希望を申出で、來た時に、國內にあつては井上侯から、同一趣旨の提案が政府に致された。

英國から參戰の要望があつた結果、此問題についての廟議を決定する爲、八月八日元老と閣僚との會議が行はれた。井上侯は病氣の爲、此會議に出席することが出来なかつたが、その翌九日に、文書を以て大隈首相及山縣公に對して、歐洲大戰に處すべき我國の態度について進言して來た。これは頗る長文のものであるが、其中には日露同盟促進の一項がある。曰く

一、此戦局と共に英佛露團結は、更に強固となると共に、日本は右三國と一致團結して、茲に東洋に對する日本の利權を確立せざるべからず。

一、日露協約は茲數年間寧ろ紙上の協約たり、此時局に際し、次第に具體的事實的の協約たらしめざるべからず。(註一)と。サザノフが本野大使に日英同盟参加を申出したのは、この井上侯の意見書の提出された翌日である。

さうして我國が英國との間に、不愉快な交渉を遂げて、愈よドイツに最後通牒を交付するに決した八月十六日の直後に、井上侯は望月小太郎を使として、大隈首相に對して數ヶ條の質問を行はしめたが、其第四項に同盟問題がある。曰く

露佛より同盟に關して、何か申込無きや。若しありとすれば、かゝる機會は躊躇せず、之を承諾し、巨細の條件は、追つ

て審議するも、先方より申込あらば、主義として必ず之に即應せられたし。そは去る九日提議せる箇條書の如く、日英佛露の事實的同盟となり、殊に佛國の資本を我國へ吸入するの好機會なるは勿論、極東永遠の平和を確保せらるゝのであるが、此邊の事情如何。(註二)

と。惟ふにこの井上侯の意見は、前記露佛からの提議のあつたことを、知つての上のことであらうと推察される。殊に佛國の資本誘導の件の如き、佛國大使の提議と正に吻合してゐる。

井上侯傳によれば大隈首相は之に對して「慥かに話はあつたが、未だ確答せず、目下考慮中」と答へたとある。さうして望月は、大隈首相からの歸途、山縣公を訪問して此ことを話したところ、山縣公は

井上と全く同意見であるが、加藤が果して之を承諾するや否やに疑惑を有するものらしく見えた。而して山縣公の意中は若し斯かる場合は、斷乎として之を應諾せしめる必要を決意するか如く窺はれた。(註三)

と云ふ望月の手記が井上侯傳にある。

井上侯の同盟論は爾後益々熱を加へたらしく、望月をして大隈首相に其意嚮を傳へしめた直後である、八月十九日付を以て、望月に書を送つて

先日大隈首相、山縣公へ秘密廉書を以て申出たる中、英佛露に日本も加はり、日英同盟の外、佛露との同盟は、此際一刻も速かに實行せらるゝは、國家將來の良策、且右兩政府よりも其意嚮を内通せし様内閣仕候故、斷乎として是に應ずるの決心を御確定希望に不堪、誠に以千載之一遇の天祐に有之候に付、斷然何人之異論有之も決行を祈居申候故、首相、山公、松侯と至急御面會之上、拙者之秘密にして此重大なる使命全ふせらるゝ様、爲邦家御盡力被下度候、若し内閣に於て異論相生じ、不斷行に至り候はゞ老生は以來閉口可仕候。(註四)

と申送つてゐる。望月は斯かる井上侯の意を享けて山縣公並に松方公に之を傳へた。之に對する山縣公の返事は

目的趣旨は勿論賛成であるが、事、國家存亡の岐れる大問題であるから秘中の秘である。未だ如何なる方法形式を以て之を實行すべきか未定の今日、先づ當局者をして立案せしめ、その上相談の必要あり、これ迄は事前に漏れるが如きことあつては一失事である。(註五)

と云ふにあり。松方公は「大體賛成にて實行は成るべく速かに着手すること、併しかゝる重大問題は首相の決意如何によるが若しその方法に於て、公に具體的方案があるならば、重ねて相談したい」との希望であつた。(註六)とのことである。即ち山縣公も松方公も井上侯ほど此問題に乘氣ではなかつたやうである。

八月二十二日、望月から首相、山縣公、松方公を歴訪した報告を受けた井上侯は、望月に口授して相當長文の外交意見書を作り上げ、重ねて之を大隈首相及兩元老に傳達せしめた。其中には露佛との同盟は、今日でなければ、英國の故障などによつて出来得なくなる。殊に早く此同盟をつくつて置かなければ、異日平和會議に於て、日本の地位は不利になる、と云ふやうなことを擧げて、一日も早く閣議を決定して、着々實行するの必要ある所以を説き、同盟實行の方法としては

- A 露佛二國との協約あれば、之を別口にして其協約に血と肉を加へ、極東の地域に於ける攻守同盟の文字を加ふること。
- B 否 此血と肉とを加味せざるも、協約書を誠意に實行せんには、其結果は此攻守同盟となるなり。
- C 察するに後日、英佛露は、三國同盟を結ばん。此前途をも酌量して、豫じめ露佛との單獨同盟には、此將來の三國同盟成立の時、日本も之に加入し、日英佛露の四國同盟たる一員たる條件を附加し置くべし。

D 而して此四國同盟に對する日本の義務は、勿論極東の地域に限るべし。右の腹案は十分首相、山公、松侯御執議被下度、且首相は自から露大使マレウイッチ、佛大使ルニョール氏と會見、露佛との成功確實の豫定出來たらんには、石光電火の瞬間に於て、英國大使の協力を得る様望みたく、此間の掛引は隈伯の老手にのみ望むことを得ん。(註七)と云ふ意見を述べてゐる。

この井上侯の意見は大隈首相にも勿論傳へられたであらうが、サツパリ侯の意の如く進行しないので、侯は病を押して九月九日に歸京し、十二日と二十一日の兩回大隈首相と會談した上で、二十四日内田山邸に山縣、大山、松方の諸元老及大隈首相の來集を求めて會議を開いた結果、一の申合が出來た。然し此申合は加藤外相に關するものが主で同盟問題については

第二、對露問題及び武器供給のこと

英國の意嚮を探り、單に英國のみに専頼せず、此際露國との同盟を結び、以て將來日英露佛同盟又は協約の基礎を作ること

第三、對佛問題

佛國より資金を吸集して、日佛銀行の名に於て支那に放銀すること。(註八)

等が擧げられてゐるに過ぎない。井上侯の露佛との同盟論もかねての侯の主張の程度には、この元老の申合事項の中にはあらはれてゐない。

(註一) 世外井上公傳 第五卷 三六七頁

(註二) 同上 三七四頁

(註三) 同上 三七五頁

(註四) 同上 三七七、八頁

(註五) 同上 三七九頁

(註六) 同上 三七九頁

(註七) 同上 三八三、四頁

(註八) 同上 三九一頁

我政府の態度

相手國からは同盟を提議され、國內に於ては有力な元老が頻に之が實現を要望してやまない時に、我當局は如何に此問題を處理しつゝあつたか。

加藤外相は、先づ石井駐佛大使、本野駐露大使に對して、佛露が斯かる提議をするに至つた動機について、推問すべき旨を訓令すると共に、井上駐英大使に對して、露國からの申出の中にあつた、英國は既に之に賛意を表したと云ふ點について、グレー外相の腹藏無き意見を徴せしむることとした。

其結果フランスが日英同盟に加入したいと云ふのは、本國政府首脳部一致の意見らしく、パリに於ても之が具體案を作製しつゝあることが明らかになり、又ロシアが日本との同盟を希望するのは歐洲に於ける事變發生の際の、極東に對する不安、支那に對する憂慮、滿蒙に於ける特殊利益擁護の爲で、然かも露國當局は、早くから斯

かる意見を持つて居つたことが判つたが、一方イギリスの方は、「確かにロシアから兩三回に涉つてこんな話はあるが、進んで之に賛成をしたのではない。日本が既にドイツに開戦した以上、戦争の爲ならば、此際特に之を進捗する必要が無からう。若し政治上の目的であるならば、戦後徐ろに相談する方がよいではないかと、ロシアには答へてあるが、然し日本が此際ロシアと、之が商議を進めると云ふならば、英國も此際日本と一緒にやつて、之が話を進めることに異存は無い」と云ふ答であつたやうである。

さうして當面の責任者である加藤外相の、此問題に對する考へ方は、最初からハッキリして居つた。即ち

一、帝國としては日英同盟が中心である。

二、日英同盟に他國を加入させる結果は、日英同盟は攻守同盟であると云ふ特質を失つて、一種のアンタントになつて仕舞ふ。

三、前途に變局が豫想される戦時中に、斯かる國家の大方針を決定することは適當でない。何事も戦争の終局を俟つての上にしたがひたい。

と云ふのが其方針で、強いて露佛の申出に反対はしないが、さりとして特に之を進行させると云ふ意思が無かつた。之が同盟促進論者である元老から見ると承知の出来ない點である。されば前記の三元老と大隈首相との會談の際の申合にも

首相と元老間に交換して決定したる外交上一致せる意見は、外務大臣たる加藤男之を進行すること。外交上の大方針は首相之を定め、外相をして之を遵行せしむること。(註)

となつてあられて來たのである。蓋し大隈首相は日露同盟にも日佛同盟にも同意である。又元老の申出もよく聴き容れる。そこで元老と大隈首相との間できめたことに基いて加藤外相が否應を云ひ得ないやうにして置いて、さうして此同盟問題を取運ばうと云ふのが此元老の申合の趣旨と解される。

(註) 山縣公傳、井上侯傳、松方公傳

英國政府の見解

一方駐日フランス大使は、頻に日佛同盟促進方を迫つてやまないで、日本政府としても、何とか此問題を處理しなければならぬ事情にあつた。然し夫れには、先づ英國のシツカリした腹を承知する必要がある。よつて加藤外相は、九月二十八日井上大使に向けて

一、日英同盟は元々共同の敵と云ふ、一定の目標を持つたものであるが、今之に露佛兩國を加入させれば、同盟は事實上目標を失ひ、攻守同盟たる特色を失つて、一種のアンタントに過ぎないものとなり、日英同盟の效力を薄弱ならしめるやうなことはないか。

二、此問題は單に日英露の同盟でなくて、日英露佛の四國同盟となるのであるが、此點に關する英國と露佛兩國との間の話合はどうか。

三、本件露佛側の申出に對して、大臣一己としては、未だ之に應ずるを得策なりと確信するまでには至つてゐない。所見を確定するまでには、時局の趨勢をも見定めたる後、篤と考慮したい考である。

と云ふやうな諸點を擧げて、之に對するグレイ外相の所見を叩くやうにと訓令した。井上大使が之に基いて、グレイと會談を遂げた結果によれば、

- 一、露佛兩國をも加へる結果、本案の同盟は、一種のアンタントとなり、日英同盟本來の性質を變更し、其效力を薄弱ならしむる虞ありと云ふ加藤男の所見には同感である。
- 二、本件について、露國からは話があつたが、佛國からは何等類似の話も無い。日本へフランスから話のあつたことは之が初耳である。
- 三、四國同盟締結の得失如何については、此際は何等具體的意見を決定することは出来ない。戰爭進行中、殊に時局發展の成行も見極めかねる此際、此種の問題を處理するよりは、戦後適當の時機に譲りたい。

と云ふのであつて、加藤外相の所見と全然同一であつた。

之より先、加藤外相は、佛國大使から同盟促進の話があつた機會に、英國との關係の點に觸れた時に、フランス大使の答は「斯う云ふ重大な條約を結ぶ場合に、最も利害關係の多い英國とは、必ず相談するに相違ないと考へる」と云ふことであつたが、この井上とグレイとの會談によれば、フランスからイギリスには、何等似寄りの話も無いと云ふのである。フランスが當時共同の敵に向つて戦つてゐる、イギリスに話をせず、何故に日本にのみ此同盟談を申出したかは、頗る諒解に苦しむが、この話が英國の方に通じてないやうでは、此問題に對するフランス側の眞意も推して知るべきであると加藤外相は考へたやうである。

さうして斯う云ふイギリス側の意嚮を知つた結果、加藤外相は露佛との同盟の話は、此儘見送る外はないと決

意したものと判断される。

日佛同盟談の終焉

然るに茲に不思議とも云ふべきは、歐洲戰爭勃發と同時に、日本との同盟談を持出し、次いで本國政府の訓令によると稱して、正式に此問題の内交渉を始め、爾來やかましく之が促進を迫つてやまなかつた。駐日フランス大使が、此頃からは全然此問題に觸れなくなつて仕舞つたことである。

即ち加藤外相とフランス大使との間の會談では大正三年九月二十六日を限として、此問題は再び取上げられてゐない。此日フランス大使は、新たに外相となつたデルカッセに報告したいからと云つて、此話を持出したのに對して、加藤外相は、此問題は戰爭終結の上で協議する方がよいと思ふが、イギリスとも協議を遂げなければならぬし、目下考慮中であると答へたのである。

さうしてフランス大使の考は、此頃は日佛同盟でなくて、四國同盟に變つてゐたのであるが、爾後フランス大使は重ねて此問題に觸れなくなつた。

一方開戦當初からフランスとの提携を強調し、次いで熱心に四國同盟を提唱してやまなかつた井上侯も、此頃からフランスとの同盟談は持ち出さなくなつた。

尙ロシアの方からも、夫れから暫くの間は、此話は持ち出されなかつたから、東京に於ける日佛同盟談、四國同盟談は大體大正三年九月下旬を以て終焉となつた。

舞臺はロンドンへ

佛露兩國が日本に對して同盟談を持ち出してゐる最中の九月五日、ロンドンに於て英佛露三國間に、單獨不講和宣言が調印せられ、即日公表せられた。然るにイギリスからは、本件に關し、事前にも事後にも、我國に對して、何等の協議も通告もなかつた。我方からの問合に對して、始めて遺憾の意を表した上で、

英國政府は媾和條約及媾和條件に關し、露佛兩國政府と取結びたる協約は、英國政府が既に負擔する義務たる、日英同盟條約の規定を、毫も變更するものと看做すべからざること、並に英國政府が戰鬪及媾和に關し、日本と協同し、且双方合意の上にて、之を爲すは言を俟たざるものなることを、露佛兩國政府に通告したり。

との見解を認めた覺書を寄せて來た。

さうして一方日本と露佛との同盟の話は、一時沙汰止みの體となつてゐたが、翌年(大正四年)一月になると、露都に於てサザノフから本野大使に對して、再び四國同盟促進を持ちかけると共に、今度は露佛から先づイギリスを誘ふことに手を變へて出直して來た。

即ち一月九日にロンドンにある露佛大使は、相携へてグレイ外相を訪問し、此際日英佛露の四國間に、永久的の同盟を締結したい。然し夫れがむづかしいとならば、三國共同宣言に日本を加盟させたいと申出した。

これに對してグレイ外相は斯かる提言は、主義に於て頗る歡迎する所であるが、永久的の同盟締結は、戰爭繼續中は其時機でない。宜しく戦後の交渉に譲るべきであると答へた。さうして此應答は當然に我方にも通せられ

た。加藤外相は、之に對して、全然英國外相の言に同感である旨を答へて、之に賛意を表した。従つてロンドンに於ける四國同盟の話は、爾後何等の發展を示さなかつたやうである。さうしてこれから暫くの間は東京でもロンドンでも同盟談は中絶の状態であつた。

元老の日露同盟提唱

然るに外交當局の間での四國同盟談が立消になつた頃から、我國内に於ては、元老が中心となつて日露同盟を提唱し始めた。曩の日佛露同盟の場合には井上侯が主役であつたが、今度は山縣公が原動力となつて、活潑な動きを示して來た。山縣公は元々露露派で第一回日露協約の時にも、率先之に賛成し、極力之が成立を援けたが、この場合にも日露の間に、強固な結合を成立せしむることを必要と認め、豫め此事を松方、井上兩元老に諮つた上で、之に關する次のやうな意見書を起草した。

歐洲の戦亂は既に半歳を経過したるも、未だ勝敗の決を見るに至らず、此上更に幾月を経過して如何の形勢に歸着すべきや、交戦者自身もとより之を知らず、傍觀者亦敢へて之を豫言する能はずと雖、露英佛日の聯合が、獨塊を打破して復た起つこと能はざらしむるの困難なると同じく、獨塊も亦露英佛を壓倒して捷利を全うすること困難なるべく、結局は五分五分の勝負乃至四分六分の勝負を以て、落着するものと見れば大過なきに近からん乎。但勝敗の如何に拘らず、この戦亂の結果として、列強の勢力に變更を生じ、現在までの權力均衡が破壊せられて、更に整理を要するに至り、外交上及び經濟上に、一大變遷を見るべきは、決して之を想像するに難からざるなり。平和克服後の歐洲は、汲々として國力の恢復を計り、兵備

の整頓に努力するは固より、商工業の振作に由りて、富力の吸収に競争すべく、その競争の舞台は、東亞特に支那の大陸を以て第一とすべし。蓋し南米の如き、固より好箇の競争舞台たらざるにあらずと雖、此地たる其附近に、北米合衆國の儼然として、モンロー主義を主張しつゝあるあり。支那の富源饒く人口衆くして、而して近傍に北米合衆國の如き、歴史と實力とを有する者なきに如かざるなり。殊に最も考慮すべきは、世界に於ける民族競争の大勢にして、歐洲現在の戦亂の如き、其近因は列強の權力競争に在りと雖、その眞因は、要するにスラヴ族と、日可曼族の競争にありと云ふを妨げず。白人相互の争ひにして猶ほ且つ斯くの如しとすれば、黄白兩民族の争ひに至りては、更に一層激烈なるものあるべきは、固より想像に餘りあり。而して黄人と白人との争ひに於て、白人が相聯合すべきは、火を觀るよりも明らかにして、黄人の中に結んで、白人に敵する力ある者、甚だ乏しきは、最も顧慮すべき所なりとす。然り而して、我日本帝國は、遺憾ながら未だ獨力を以て、支那の大陸を保全する能はざるなり。

東亞特に支那の大陸を擧げて、他の蹂躪に任すれば則ち已む。苟くも然らず、これが保全と發達とを期し、以て我國運隆昌の基を固くせんと欲せば、支那をして我に信頼せしむるの外、又歐洲の或る強國と同盟して、今後支那に於ける列國の競争をして、我國の爲に甚だしき不利の形勢に立ち到らしめざることを計り、併せて黄人に對する白人聯合の氣勢を、未然に豫防するの策を講ずること必要なるべし。

現在の日英同盟は、固より右の目的に成りたるものにして、已に此同盟の儼存する以上、別に或る國と同盟を約するの要なきが如しと雖、今回の歐洲戦亂が、列國の勢力に變更を生ずべきは、前に述べたるが如きものなり。日英同盟のみに由りて、將來永く東亞の平和を保持せんとするは、恐らく策の全きものにあらざるべし。便ち日英同盟の外に、更に日露の同盟を締結し、我目的を達成する所以の手段を完全にするは、豈今日の急務にあらずや。露國は今や全力を西方の戦場に集注し、復た東方を顧みるに暇あらず、而して我が彼のために、陰に陽に後援を與へつゝあ

るは、彼の大いに徳とするところに於て、前年の恨みも爲に忘れられたるの狀あり。現に露國の外務大臣は、已に本野大使に其意を漏したるにあらずや。諺に云ふ、鐵を打つは須らく其熱したる時に於てすべしと。便ち露國と同盟を締結するには、今日が最善の時機にして、歐洲の戦亂終熄に歸し、講和の形勢一たび成るに及べば、同盟の締結は必ずしも困難にあらずとするも、其條件の我に便且利なる、これを今日に於てするが如くなる能はざるべきは、復た疑ひを容れざるなり。而して今日は英國も亦、我露國との同盟を歓迎すべく、決して之を不快として、反對するが如きことなかるべし。但同盟の名に異議ありとすれば、現在の協商を擴張して、左の諸項を包含するものとするも可なり。

- 一、兩國はその一國が第三國より挑發せられたる場合、攻防共に相援助すること。
- 一、支那の領土を保全すること。
- 一、支那に對する外交經濟(特に鐵道)其他重要な事項は、豫じめ知照協議すること。
- 一、蒙古滿洲に關し、特に支那に對して交渉すべき重要事項は、豫じめ知照協議し、同地方に於ける、兩國特有の關係に對しては、互に尊重保護すること。

但以上の諸點並に其他の點は、外交當局者の審議決定に之を譲り、茲には、たゞ主として日露同盟の締結若しくは協商擴張の緊要を陳述せるのみ。(但本文實行につきては、豫じめ英國と熟議すべきは勿論、一切の手續につきて、細心なる注意を要するは言を俟たざるなり。露國と同盟を締結する乎、若しくは協商を擴張するにつきては、佛蘭西との同盟、若しくは協商擴張も亦當然考慮すべき問題なりと雖、これは露國に對するもの如く急ならざるを以て、更に他日を俟つて研究するを可とす。(註一)

此山縣公の起草した意見書は、沼津滯在中の元老の一人大山公に示された。「此(歐洲)戦亂之結果、列強の勢力に變更を可生と被察候、就而は將來極東平和維持之策は、北隣露國協商を一步擴張すべき時機と存候、就而は別

書相認め御元老之高見拜承致し度、即別冊呈清覽候、御一讀の上、幸に御同感に候へば、併而御記名相願度候」と云ふのである。之に對し大山公は「さて將來極東平和維持策に付き、御意見之趣至極御尤に奉存候、更に異存無御座別冊記名の上答上候間、可然御取計被下度奉存候」として、即日之に賛成署名して返した。(註二)

其上で、此意見書は、興津の井上侯に示されて其同意を得た。此ことは松方公から山縣公に宛てた書面中に「大山、井上之兩公にも、御相談相成候處、御同意の趣も御知らせ頂き別而多幸之至に候」とあるによつて知り得る。(註三)

さうして最後に二月十八日を以て熱海の松方公に示された。松方公は「先日は祕書官を以て御高示之件、今又副官を以て調印之儀委細拜承、如貴諭則相認御返上仕候間、御落手宜御取計御依頼申上候。陳者歐洲戰鬪今日之形勢は御高見之如く、一勝一敗何れ之時に歟平定に可至や、結局は靜定にも可至候得共、極東維持之義に付、露より協商擴張之策御高見の事と御同感之段は先日申上置候通に候」とて、同じく之に調印を諾した。(註四)

之で四元老の調印が出来て、日露同盟促進は全元老一致の意見となつた。さうして此元老連署の意見書は二月二十一日を以て山縣公から大隈首相に致された。大隈首相は之を受取つた翌日、即ち二月二十三日に之を加藤外相に諮つた上で、二月二十四日付を以て山縣公に次の如く回答した。

陳者去る二十一日御廻送相成候御意見書に關し、昨日當局大臣と熟談致候處昨年八月歐洲大戰亂突發以來に於ける外交上の願末は、協商論、四國同盟論等より出兵説に至る迄、細大盡く覺書と相成居候間、此等を寫と研究仕り、其要點、拔萃、當局大臣に持參致させ御報告申上候儘、御聞取被下度候。尤も頃日電報往復之爲、寸暇も不得候次第、近日内には必ず其機を

得させ度候。(註五)

此大隈首相の回答は山縣公から其原文を松方公に送り、更にその寫を井上侯に送つたことは當時の書面によつて明らかである(註六)が、多分大山公へも同一の手續がとられたのであらうと思はれる。其際山縣公は「回答之趣にては、歐洲戰亂突發以來之交涉事件中より抜抄し、外務當局者持參之上、示談可致との事相見候。就而は急速著手之儀如何可有之歟と被察候」。(註七)と云つてゐる。さうして松方公は「如貴諭急には相運兼候容子に相見得、實に遺憾に存候」(註八)と答へてゐる。

さうして前記大隈首相から山縣公への回答中にある、大戰勃發以來の同盟問題に關する要點、拔萃の調書は、外務省屬僚の手によつて、三月一日に出来上つてゐるから、多分加藤外相は、其直後に於て、山縣公に會見して、報告もし説明もしたであらうが、其間の消息は明らかでない。然し加藤外相としては大隈首相の回答の中にも、全然賛否の點に觸れてゐないやうに、此元老の意見に對して賛否は明確にしなかつたであらうと思はれる。そこで五月四日對支交渉の問題で、元老閣僚の會議の開かれた時に、興津にあつた井上侯が、寄せて來た意見の最後に於て

猶時局の發展と共に、各地の兵亂を豫想せざるべからず。此際に當り昨年來、元老より提唱せられ、首相及外相にも一致せられたる、露國との同盟は急速に運ぶを要すべし。(註九)

と附加して、此問題の促進方を要望してゐる。さうして發起人の山縣公は、五月二十七日直接加藤外相に書面を以て

緒先般松方、井上、大山諸老と連署にて差出置候。日露同盟意見書之儀、其後御詮議如何に候哉、東西之形勢を想察致候に、益々其緊要を覺候而已ならず、井上侯などよりは、度々問合も有之候に付、一應御模樣承り度存候。と督促してゐる。

之に對する加藤外相の答は判らないが、夫れは勿論元老を満足せしむるに足らなかつたものであらう。そこで遂に六月十七日の井上侯の入京を俟つて、十九日に山縣、井上の會見、翌二十日に井上、大隈の會談が行はれ、越えて六月二十三日には、内田山の井上邸に、山縣、大山、松方、井上の四元老が會議し、更に二十五日には大隈首相を加へての大評定が開かれた。此二度目の元老連の大評定の主題が、何であつたかは據るべき記録はないが、日露同盟問題をめぐつての、加藤外相の態度から、其進退の問題にまで及んだであらうと判斷して間違なからう。此間の事情を推するに足るべき資料としては、都筑馨六(井上侯女婿)がロンドンの井上勝之助に送つた七月二十三日付書翰がある。曰く

六月十七日老侯(井上侯)ハ興津ヨリ歸リテ、約四週間京地ニ滞在中、大隈首相亦其他ノ二元老ト數々會見被致候。侯一箇ノ意見トシテ、大隈首相ニ對シ再三外相之更迭ヲ被促、終ニ外相ヲ代ユルカ、又ハ自分ト絶縁スルカ二者其一ヲ選ブベシトマデ迫ラレ候次第ニ御座候。其都度首相ハ例之多辯以テ、侯ノ鋒先ヲ避ケルニ勉メ、要スルニ外相變更ハ不可能、而モ尙ホ他ノ一方侯トノ絶縁ハ困難ナル趣ヲ陳辯スルニ勉メラレ候様子ニ御座候。結局侯最後之決答ハ、「然ラバ將來内閣ノ他ノ事柄ニ付テハ、大浦子ヲ經テ相談ニモ與ルベケレ共、事苟クモ外交ニ關スルモノハ、一切與リ知ラズ。」トノ態度ヲ以テ打切ラレタル様子ニ御座候。而シテ其儘物分レト成リテ、老侯ニハ本月十二日再ビ興津ニ引返サレ申候。松方侯ハ老侯ニ比シ一層不平ニシテ、寧ロ此際内閣全體ヲ更迭セシムル方、安神ナラムトノ意氣込ナリシモ、獨リ山公ハ此内閣モ前途甚ダ短ク、不遠

シテ自ラ倒レムトスルノ兆候現然タル今日ニ當リ、元老諸公ニ於テ大禮前ニ之ヲ顛覆スルノ責任ヲ取ルハ、策ノ得タルモノニ非ズトノ論ニテ、老侯モ略々之ニ同意セラレタル様子ニ御座候。(註一〇)

と。以て此元老會議に於ける大體の空氣を察することが出来る。

さうして此元老中の穩和論者であつた山縣公が、自ら親しく加藤外相に會つて、談じつけて見ることになつたらしく、夫れから程ない七月十日に、山縣公は大隈首相、加藤外相と鼎座して、日露同盟問題中心に論議してゐる。山縣公は歐洲戰爭後一年間の日本の外交方針憂慮に堪えずと云ふので、加藤外相と膝詰談判をしよう、と、來訪して呉れるか、將た訪問してもよいと申送つたところ、其結果此三人の會合となり、此日夕刻から夕食後に至るまで會談が續けられた。

其席上山縣公は加藤外相の如く歐洲事情に精通するものは、若し之が間違つてゐると云ふならば遠慮なく正せと前置して、歐洲戰爭前の模様から、其頃に至るまでの概況を述べ、一句切毎に加藤外相に「是は如何」と念を押したが、「異論が無い」と云ふので、進んで現在の狀況に及び

歐洲戰爭は、敵對双方に勝敗ありと雖、到底獨逸が聯合國を征服することも出來ず、さりとて聯合軍が獨逸國を滅却することも出來ず、講和條件に多少の不利ありとする、國は國として成立するものなれば、徒に獨逸の怨を買うて、日本帝國に後患を貽す可らず。日本は已むを得ざる成行上日英同盟の誼に據りて、獨逸に對敵行動を取るに至りたる事情を、獨逸に了解せしむるの必要もあらんが、今日焦眉の急とも云ふべきは、一日も早く露國と協約を結ぶにあり。日露戰爭後露國には往々復讐主義を抱き、其敵愾心の言行に現はるゝ者あり。殊に彼の親獨派なる者は、何時にても露國內閣を組織すべき程の勢力ありとは、固より加藤君の熟知する所ならん。されば今日露國が急迫の場合を視て、我國より十分の好意を表し、以て

彼の悪感情を一掃するは、唯此時を以て然りとす。

と云つて、日露協約の一刻も忽がせにすべからざる所以を説いた。加藤外相は之に對して夫れでは日英同盟へ水を割つて、此同盟を弱くすることになると云ふ持説を以て報い、結局加藤外相は日英露三國同盟の意味で話を進めることを諾し、山縣公は「其邊は貴下の如き外交通が随意に取計ふに委せん、唯今日に於て日露協約締結の精神を貫けば、夫れにて我願ひ足れり」と云つて話を結んだ。(註一一)

然し元々加藤外相は此山縣公の擧げた、歐洲大戰に於て、聯合國側が完全なる勝利を占めることが出来ないであらうと云ふ、前提條件に對しては、寧ろ反對の見解を持つて居つたが故に、之を前提としての日露同盟論にはどうしても賛成し得ないものがあつたであらうと考へられる。

(註一) 公爵山縣有朋傳下卷 九四二—六頁

(註二) 同上 九四七頁

(註三) 公爵松方正義傳坤卷 九一六頁

(註四) 同上 九一六頁

(註五) 文書より見たる大隈侯 二二二頁

(註六) 公爵松方正義傳坤卷 九一八頁

(註七) 文書より見たる大隈侯 二二二頁

(註八) 公爵松方正義傳 九一九頁

(註九) 入江秘書官の寫取りたる文書(本書「大正四年日支交渉」中引用)

(註一〇) 世外井上公傳第五卷井上勝之助傳 二二四頁

(註一一) 高橋等庵著山公遺烈 一一五頁

日露同盟問題の再燃

斯う云ふ元老一致の意嚮が、自然に外間に漏れた結果からか、六月下旬頃には我新聞紙上に、頻に日露同盟説が散見するやうになつた。

さうすると七月下旬に、ロンドン駐劄のロシア大使は、グレイ外相に對し、サザノフ外相は本野大使との會談及在東京露國大使よりの報告によつて、日本政府に於て、日露の關係を更に親善ならしめんとする問題を、眞劍に考究してゐると云ふ感想をいだくに至つたと云ふ觸れ出しを以て、日英露同盟又は之に佛國を加へた四國同盟の話を、此際に於て進めたいとの話を持ち出した。さうして七月下旬には、サザノフ外相から本野大使に向つて、英國の方は、敢て不同意でないやうであると云ふやうな話を傳へて來た。

茲に於て加藤外相は、七月二十八日付を以て、英國に覺書を送り、其中に於て

目下帝國政府に於ては、日露兩國間の關係を更に密接ならしめる方法について、特に講究してゐるやうなことはない。

と申送つた。尤も之に先ち七月初、加藤外相と英國大使との會談に於て、日露同盟の問題に及んだ場合、加藤外相は「日露同盟には根本の主義に於ては、何等反對すべき理由は無いが、目下の戦争の終了後に於て議する方が適當であると考へる」旨を語り、更に「これはグレイ外相も嘗て同感を表せられた所である。爾來同大臣から此

意見を變更されたと云ふ話を受けないから、依然斯かる考へを持つて居られるものと思つてゐる」と云つたのに對し、英國側から「其通りである」と云ふ確認が來たと云ふ経緯があつた許りのときに、ロシアから如何にも日本の方針が變更したかのやうに推察される話が、イギリス側に齎されたので、加藤外相としては、此點をハツキリさせなければならなかつたのであるが、然しこの對英回答の内容によつても、加藤外相の態度がかねての元老一致の要望、山縣公の膝詰談判によつても、何等變更を見なかつたものであることが判る。

然るに急速に日露同盟の成立が出來ないと見たロシアは、英佛露三國間の單獨講和宣言に、日本を加入せしめることならばよからうと云ふので、此考案の下に英國側に接觸するに至つた。さうして當時何等かの方法により、露國の腰を強くしなければならぬと痛感して居つたイギリスは、日英同盟條約の儼存する以上、實際に於ては其必要は認めないが、ロシアに對する政治的援助の一方法として、日本が之に参加せられては如何、と日本に申入れて來た。此イギリスの申入れは八月二日である。さうして其時には、加藤外相は大浦事件の爲に既に辭表提出中であつた。そこで率直に其ことを説明して目下何等意見を表明し得る立場に居らないと回答した。

加藤外相の辭職

丁度日露同盟が再燃して來た時に、大浦事件が起つて大隈内閣は七月三十一日に辭表を捧呈することになつた。然し元老が大隈首相の留任を勸説した爲に、大隈首相は辭意を翻して留任することになつた。始め内閣の總辭職に際して、閣内に連滯責任論と單獨責任論があつたが、加藤外相は強硬に連滯責任論——總辭職を主張した。さ

うして留任の議があつた時にも、頑として之を容れず、遂に辭職して内閣を去つた。

斯く加藤外相が斷然辭職したのは、勿論大浦事件に關して責任を痛感したが爲であるが、日露同盟の問題も尠ならず決意を固めさせる原因をなしたであらうことは考へられる。元老が一致して要望する日露同盟の促進に同意しない加藤外相に、元老が一致して不信任を表明してゐることは明瞭である。従つて元老としては、大隈首相の留任は希望しても、加藤外相の留任は希望しないにきまつてゐる。此事情を知悉してゐる加藤外相としては斷然辭職して去るのが當然である。この意味からすれば、加藤外相が此時斷然辭職したのは、寧ろ日露同盟問題にあるのだと云ふ説も、必ずしも無稽の説とは云へない。

石井外相の登場

加藤外相に代つて石井外相が登場することになつた。曩にロシアの提唱をイギリスが取次いだ、ロンドン宣言への日本加盟の問題は、新外相の決裁を待つてゐた。

元來石井外相は此宣言が、始めて調印された時から、寧ろ我國は進んで之に加入すべきであると云ふ主張を持つてゐた(註一)のであるから、バリで大隈首相から外相就任の交渉に接するや、再び此ことを大隈兼攝外相に建言して、其同意を得た。そこで石井は歸朝に先つて、英佛兩國の當局には、此方針の下に意見を交提する所があつた。(註二)

然し加藤外相も日本としては、既に日英同盟第二條の規定があるから、敢て之に加盟しなければならぬことは

ないが、然し之に加盟することに積極的に反対と云ふのではない。三國側から誘ひがあれば、入つてもよいと云ふ意見を持つて居つた。現に英國大使が大隈兼攝外相に向つて、日本の本宣言加入方を、正式に申出でた場合にも、「自分(グリーン大使)と加藤男との談話によつて、自分の了知し得たる所によれば、若し三國政府から、招請があれば、日本政府は右協約加入に異議が無かつたやうである」と云つてゐることによつても知ることが出来る。夫れのみならず辭表提出後加藤外相は、大隈首相に向つて「單獨に講和に關する三國の倫敦宣言に加入することは、事實上は日本の地位には變更なく、單に名分及び形式の問題に過ぎない。而して之に依つて露國政府の要求が満足され、更に將來開かるべき講和會議の際に、日本の發言權を大ならしむる、一種の證文とも見ることが出来るのである。勿論日英同盟の本體には此の影響なく、また何等日本に新たな義務の加重を來さぬと云ふ諒解の下に加入を諾するが宜い」(註三)旨を告げ大隈首相の賛成を得て居つた。大隈首相は此加藤外相の意に従つて、ロンドン宣言に加入することになつたのだと加藤高明傳にはあるが、夫れかあらぬか、前記の石井大使からの建言に先つて、八月十六日には、大隈兼攝外相から、帝國が此宣言に加入すると云ふ前提の下に、露英佛駐劄の各大使の下に或る訓令が出てゐる事實がある。

石井外相の登場がなくても、帝國のロンドン宣言加入は、實現したであらうが、石井外相の登場は、一段と之を促進した。關係國政府は石井大使との會談によつて、日本がロンドン宣言に加入する意のあることを確め得たので、九月十八日東京駐劄の英佛露三國大使から、正式に帝國の該宣言加入方を、大隈外相に申出でた。さうして石井外相の就任後の十月十九日に至つて、正式に之が手續を了した。

(註一) 石井菊次郎外交餘録一一七頁。

(註二) 〃 一一九頁。

(註三) 加藤高明傳坤一一八頁。

同盟問題は尙慎重

石井大使は露國が聯合國側を離れて、ドイツと單獨講和をするやうなことがないであらうかと云ふ點にかねてから相當の疑問を持つてゐた。そこで外相就任の爲に歸國するに先ち、ロンドンを訪問した機會に、英國當局に對して、斯かる懸念の有無を問ひ糺し、萬一英國側も斯かる虞をいただき、然かもイギリス當局が露國を日英同盟を加入せしむることによつて、之を阻止し得べき見込があるとするならば、露國の同盟加入のことも、大に考慮するの價值があるではないかとの考を持つてゐた。そこで其旨を東京政府に申立て、見たが、大隈兼攝外相からは「露國を日英同盟に加入せしむる件は、政府に於て慎重考慮中である。貴官の歸朝を待つて、篤と協議したいと考へてゐるから、其前に此問題で何等コミットするやうな談話は避けられたい」と云ふ回電があつた。即ち、加藤外相が去つても、大隈内閣としては、急に日露同盟促進に轉向した模様はなかつたのである。さうして石井外相が就任してからも、此問題は暫くの間、高閣に束ねられて何等の進捗を見ることなく數ヶ月を経過した。

此間の消息に關して山縣公は高橋箒庵に語つてゐる。曰く

石井が外務大臣となるや否や、支那政府に對して、例の忠告(帝制延期)を試み、自から非常の窮境に陥りたるやうの始末な

れば、日露の接近に就き、石井が何程のことを爲すべきやと、暫時其儘に打過ぎしに、未だ幾何ならず、彼の軍器問題の起るや、果して前露國大使マレウイッチをして、氣の毒なる境遇に立たしめたり。云々(註一)

と。然し加藤外相在任中、あれ程やかましく云つた日露同盟問題を、こんなことから一時等閑に附すると云ふのも解せない話ではあるが、事實は全く暫くの間何等音沙汰が無くなつて仕舞つた。尤も夫れには日本がロンドン宣言に加入したと云ふことも、一つの原因になつて居つたであらうが、

(註一) 高橋等庵、山公遺烈一一七頁。

ゲオルギー太公の訪日

其後歐洲戰場に於ける、獨逸軍の勢威益々振ひ、大正四年暮には、ドイツ軍は遽かに進出し、近くコンスタンチノープルに迫らんとするの勢があつた。此事實に對して、ロシアは最も痛切な感をいだかざるを得なかつたが、聯合軍にあつては、種々協議を重ねたる末、大正五年四月を待つて、各方面共一齊に攻勢に出て、獨逸軍に一大打撃を加へることに決定した。然るにロシア軍は此大攻勢に必要とする十分の兵器軍需品を持たなかつた。さうして之を充足するの途は、一に日本の援助に俟つ外はなかつたが、當時我方、亦既に譲るに足るものは之を譲り盡して、これ以上ロシアに供給すべき餘裕が無くなつて居つた。そこで如何にロシアが困つても、これ以上はロシアの要求に副ひ兼ねると云ふ實狀にあつた。

然しロシアとしては、此際特に相當多量の兵器類を日本に仰ぐにあらざれば、四月攻勢に参加することが出来

ないと云ふ窮狀にあつたが故に、ロシア皇帝は、殆んど獨斷で、ゲオルギー太公を日本に特派し、日本に對して從來の厚誼を謝せしむると共に、これ以上の格段の援助を求めさせることとした。

山縣公等の露國との同盟を促進すべしとなすものにとつては、これこそ正に其宿昔の希望を達成すべき絶好の機會であつた。茲に於て同様の信念を有する、寺内伯を、太公の接伴委員長に擧げ、此際に於て日露同盟を實現すべく準備を進めた。此ことは山縣公が高橋等庵に對する直話中に「幸ひ露國太公殿下が來朝せらるゝこととなりたれば、此處ぞ逸す可らざる機會なりと思ひ、寺内等にも旨を含めて、今度は必ず日露の交情を温めざる可らずと意氣込ませ、接待萬端抜目なきよう爲しむたる」(註一)とある事によつて知ることが出来る。

一方ロシアの方でも、此機會に是非かねての希望を達成しようと考えた。そこで外相サザノフは、特に東亞局長にして親日論者であるコザコフを太公の隨員に加へ、特に彼に重大なる使命を託すところがあつた。

斯くて寺内伯は安達公使以下の接伴員を率ゐて、太公の一行を大正六年一月七日安東縣に迎へ、朝鮮を通過して、釜山から軍艦鹿島及敷島に便乗して神戸に向つたが、此途中に於てコザコフは寺内元帥及安達公使等に、其使命の一端を漏らして、頻に日露接近の要を説いた。さうして山縣公の内命を受けてゐる、寺内元帥亦之に應じて、大に日露親善の急を述べて、兩者の意見は完全に一致を見た。

太公の一行は一月十二日に着京。其夜は我皇室の御歓迎を受けさせられたが、翌十三日太公は、先づ山縣公を椿山莊に訪ひ、露國皇帝の特命による、金剛石入神聖亞歷山ネヴスキー大綬章を親しく贈呈したる上で、皇帝からの特別の傳言として、從來公が露國援助の爲に盡した功績に對して謝意を表すると共に、これ以上日本より露

國に兵器の供給をなすべく、特に助力せんことを懇請した。

(註一) 高橋篤庵、山公遺烈一一八頁。

石井外相不満を買ふ

翌十四日コザコフは石井外相に會見して、サザノフから云ひつけられて来た使命として、日本から此上相當量の兵器の供給を受けることの必要を説いた上で、更に日露同盟を速かに締結するやうにしたいと提議した。この日の會見では石井外相が、先方の言ふ所を聴取しただけであつた。さうして二十日に至り、石井外相は、改めてコザコフと會見して、自分の抱懐する意見を述べて、之をサザノフに傳へんことを求めた。

然るに此石井外相の意見なるものが、可成り消極的なもので、日本とロシアとの間には、既に三回に互る協約がある。滿蒙の問題については、最早兩國間に誤解の起る餘地が無いまでになつてゐる。従つて此滿蒙問題の爲と云ふならば、最早同盟の必要はない。さうすれば問題は支那のことだけになるが、夫れだけなら同盟にも及ばないではないかと、兵器供給のことは、大に努めてやるが、然し何等約束は出来ない、期待を持たせることも出来ぬとか云ふやうなものであつた。態々太公を引張つて日本まで来たコザコフとしては、こんなことでは勿論満足が出来なかつた。相當深刻な不満が山縣公に傳へられた。此機會こそと狙つてゐた山縣公としては激怒するのが當然である。そこで山縣公はこんは當局者にまかせては置けないと云ふので、寺内元帥をして改めて帝國の眞意なるものを、コザコフに説明させると共に、他方石井外相、大隈首相に向つてそんな筈では無かつたではないかと大

に詰問した。其邊のことについては山公遺烈に、次の如く記されてある。

茲に一大失策の湧出でたるは、當時露國大公の隨員より、日露協約の意味を以て、我政府に申出でありたる時、之に對する石井の答が、木で鼻を拭ひたるが如き不愛相なりしかば、露人をして、日本政府は果して日露親善の誠意あるかと疑はしめたるものの如し。此時之を聞きたる自分(山縣公)の驚きは大方ならず、先づ寺内が佛語を善くするを幸ひ、隨員に向つて日本眞意は決して、さる冷淡のものにあらずと云ふことを諒解せしめ、石井に對して大に其不心得を詰りたるに、彼も大隈も至つて無頓着にして、先方の眞意を突き止むる爲、一寸彼が如き應酬を爲したるのみと言ひ居れり。

即ち山縣公は、兎角に消極的に陥り勝ちの政府當局を激勵して、ロシアの申出を應諾せしめることに努めたが一月二十日太公が歸國に付、離別の御賜宴が催されて、山縣、大山、松方の三元老が參内した機會に、宮中に於て、三元老と大隈首相、石井外相との會談が行はれた。此席上日露兩國の提携促進の問題と、太公訪日の直接使命である兵器供給の問題が議せられた。

元老の熱心な要望である日露同盟の問題は、原則的に協定すると共に、兵器供給については、山縣公の支持によつて我國としては難きを忍んで、相當量の兵器讓渡に應ずることになつた。たゞ此兵器供給については、東支鐵道南線の讓渡問題を交換的に、之を受諾すべきであるとの意見が強かつたが、山縣公は交換的と云ふやうなことは、面白くないと云ふ意見で、夫れも山縣公の意見の通りになつた。

さうして太公一行は滯京二週間の後、西下し、宇品から再び鹿島艦に便乗、釜山に上陸して、京城の寺内總督の官邸に一泊した後、滿洲經由で歸國した。

日本の態度決定

山縣公に促されて大隈首相も、石井外相も、遂に日露同盟締結に決意した。さうしてゲオルギー太公退京の後、眞剣に、此問題の検討が進められ、二月中旬には遂に閣議の決定を見るまでに漕ぎつけた。

思へば久しい間幾波瀾を續けて來た問題であつたが、茲に愈よ帝國の方針が決定した。勿論此決定は遲滞なく本野大使に傳へられた。この問題については本野大使としても若干の意見があつたが、夫れは東京政府の容れる所とならなかつた。従つて本野とサザノフとの間の折衝は、東京に於て決定せられたところに基いて開始せられた。

交渉順調に進行す

露都に於ける本野大使とサザノフ外相との交渉は、順調に進められた。但其中で東支鐵道讓渡問題だけは、稍々骨の折れる折衝を必要とした。日本としては特に難きを忍んで、ロシアに兵器を供給する以上、ロシアとしても相當の犠牲を拂はなければならぬ筈である。さうして日本がロシア側に希望するところは、東支鐵道一部の讓渡と、多年の懸案である松花江航行問題に關するロシアの協調的態度とであつた。

元々東支鐵道一部の讓渡のことは、ロシア側から云ひ出したことであるから、讓渡其のものには、ロシアの方でも異存はないのである。問題はどの部分を讓渡するかと云ふ點に存した。最初日本側はハルビン以南の讓渡を要望したが、ロシア側は滿洲に於ける日本の勢力範圍と定きられてある、松花江以南だけなら讓るが、夫れより以北は

讓れないと云ふ。そこで日本は、接續運轉に關する技術上の點もあるから、せめて松花江北岸の、陶賴昭までの讓渡を受けたいと要望し、此點について面倒な交渉が續けられ、之が本交渉に於ける、一難關であつた。然し最後は松花江以南を讓渡すると云ふことになつて話はまとまつた。さうして松花江航行權の問題は、元々ロシアは支那から此特權を許されて居るに過ぎない關係上、異議なく、日本が支那から此特權に均霑することの承認を、求めることに、ロシアは異議を唱へないと云ふことにして落着を見た。

協約の内容

此協約は從來の夫れと同じく公表される部分と、祕密に附せられる部分とから成つてをり、七月三日露都で調印を見た。さうして、公表の部分に於ては、締約國の一方は、他の一方と對抗する目的を有する、何等政治上の協定、又は聯合の當事國とならざること、及び締約國の一方によつて、承認せられたる、他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益が、侵迫せられた場合には、兩國は其權利及利益を擁護防衛する爲、相互の援助又は協力を目的として、執るべき措置に關し、双方協議すべきことを取極められた。さうして帝政ロシア崩壊後露都に於て公表された所によれば、

一、兩締約國は支那が日本又はロシアに敵對する、第三國の政治的支配に歸せざることを必要と認め、斯かる事態の發生を防止するが爲に、執るべき措置について、双方協議すべきこと。

二、双方合意の上で執つた、前記措置の結果、締盟國の一方と、前記第三國との間に、宣戦ありたる時は、締盟國の他の一